



第3期 三島市

子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

三島市

はじめに

次代の社会を担う「こども」は、かけがえのない大きな宝であり、安心して子育てができる環境を充実させていくことは、本市の発展にとって欠くことのできない重要な施策であると考えているところでございます。

国では、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする新たな司令塔として、令和5年4月に子ども家庭庁が発足し、併せて、すべての子どもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とする「子ども基本法」が施行されました。



また、同年12月には、政府全体の子ども施策の方針等を定めた「子ども大綱」と、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けた「子ども未来戦略」が示され、加えて、令和6年4月には、児童福祉法の一部が改正され、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、家庭及び養育環境の支援の強化等が示されました。

本市におきましても、これらの国の動きを捉え、令和5年10月には法施行より半年早く「子ども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、母子保健及び児童福祉の両サービスを一体的に提供し相談支援を実施する機関として、その機能を発揮しており、さらに、令和6年10月には、子ども家庭庁の進める「子どもまんなか」の趣旨に賛同した「子どもまんなか応援ソーター」宣言を行い、子どもや子育て世帯を社会全体で支える機運の醸成にも努めているところでございます。

このたび、パブリック・コメントを経て、令和7年度を初年度とする「第3期三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画の基本理念は、第1期、第2期計画を継承し「子も親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族」と掲げております。技術の進歩やライフスタイルの変化など時代が変われども、親が子どもの健やかな成長を願い、愛情をもって寄り添うことは、変わらない子育ての本質であると考えます。子どもの成長と子育てを地域の皆様と支え、一人ひとりの子どもや保護者のウェルビーイングにつながるよう、積極的に施策を推進していく所存でございますので、引き続き、市民の皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました三島市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をいただいた多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

三島市長

豊岡 武士

「子ども」の表記について

令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が発出した事務連絡『「子ども」表記の推奨について（依頼）』では、今後の行政文書では特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を活用していくことを各府省庁に通知しています。

（特別な場合の判断）

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる場合

本計画では、国が示した表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いることとします。（特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いとします。）

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 SDGs(持続可能な開発目標)との関係	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
6 計画の策定体制	7
第2章 三島市こども・子育てを取り巻く状況	9
1 統計数値から見た状況	9
2 子どもの生活実態調査結果から見た状況	25
3 子ども・子育てに関するアンケート調査結果から見た状況	31
4 こども・子育てとウェルビーイング	47
5 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	49
6 三島市こども・子育て支援の課題	55
第3章 計画の基本的な考え方	60
1 基本理念	60
2 基本目標と施策方向	61
3 施策の体系	63
第4章 施策の展開	64
基本目標 1 安心してこどもを産み・育てられる環境を整えます	64
1-1 母子保健対策と医療体制の充実	64
1-2 幼児期の質の高い教育・保育の充実	67
1-3 こどもの居場所づくりの推進	69
1-4 子育てに関する情報提供・相談体制の充実	71
1-5 仕事と子育ての両立支援	72
1-6 経済的な支援の充実	74
1-7 ひとり親家庭の自立支援の推進	76

基本目標 2 すべての子どもの希望ある未来づくりを支援します	78
2-1 子どもの発達支援施策の充実	78
2-2 障がいのある子どもに対する施策の推進	80
2-3 生活に困難を抱える子どもとその家族への支援	82
2-4 児童虐待防止対策の推進	87
2-5 社会的養育が必要な子どもへの支援	89
2-6 ヤングケアラーへの支援	90
2-7 外国につながることへの支援	92
基本目標 3 地域の力で子育てを支援します	93
3-1 子育て支援の推進	93
3-2 地域の遊び場・交流の場の充実	95
3-3 子どもの安全を確保する環境の整備	96
第5章 教育・保育等の量の見込み・確保方策	97
1 教育・保育提供区域の設定	97
2 幼児期の学校教育・保育	97
3 地域子ども・子育て支援事業	101
4 教育・保育の一体的提供等	117
第6章 計画の推進	118
1 計画の推進主体と連携の強化	118
2 計画の進行管理	118
3 本計画と子ども大綱の関係	119
資料	120
1 計画策定組織	120
2 計画の策定経過	123

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本市では、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、教育・保育、地域の子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「第1期三島市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

これらの計画を踏まえ、共働き家庭の増加等による保育ニーズに対応すべく、保育施設の整備や放課後児童クラブの増設、地域の実情に応じた質の高い教育・保育の提供、さらには、子どもの育ちと子育てを地域全体で支援する各種子ども・子育て支援事業の充実を図るなど、様々な施策を計画的に推進してきました。

計画期間中の令和3年12月には、国により「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が示されました。この指針では、“常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えること”、“子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすること”としています。

この指針を受け、令和5年4月に「子ども基本法」の施行及び新たな司令塔として「子ども家庭庁」が発足され、同年12月には『子どもまんなか社会』を目指す「子ども大綱」が閣議決定されました。

さらに「子ども大綱」の考え方に基づき、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「子ども未来戦略」が閣議決定され、「2030年代」に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとの認識のもと、令和8年度までの今後3年間を集中取組期間の具体的な政策として「子ども・子育て支援加速化プラン」が示されました。

このような状況を踏まえ、本市では「第2期三島市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、第2期計画での取り組みを検証し、引き続き子ども・子育て支援に関する取り組みを計画的に推進していくため、令和7年度を初年度とする「第3期三島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、子どもとその親の視点に立ち、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる施策の充実に努めます。

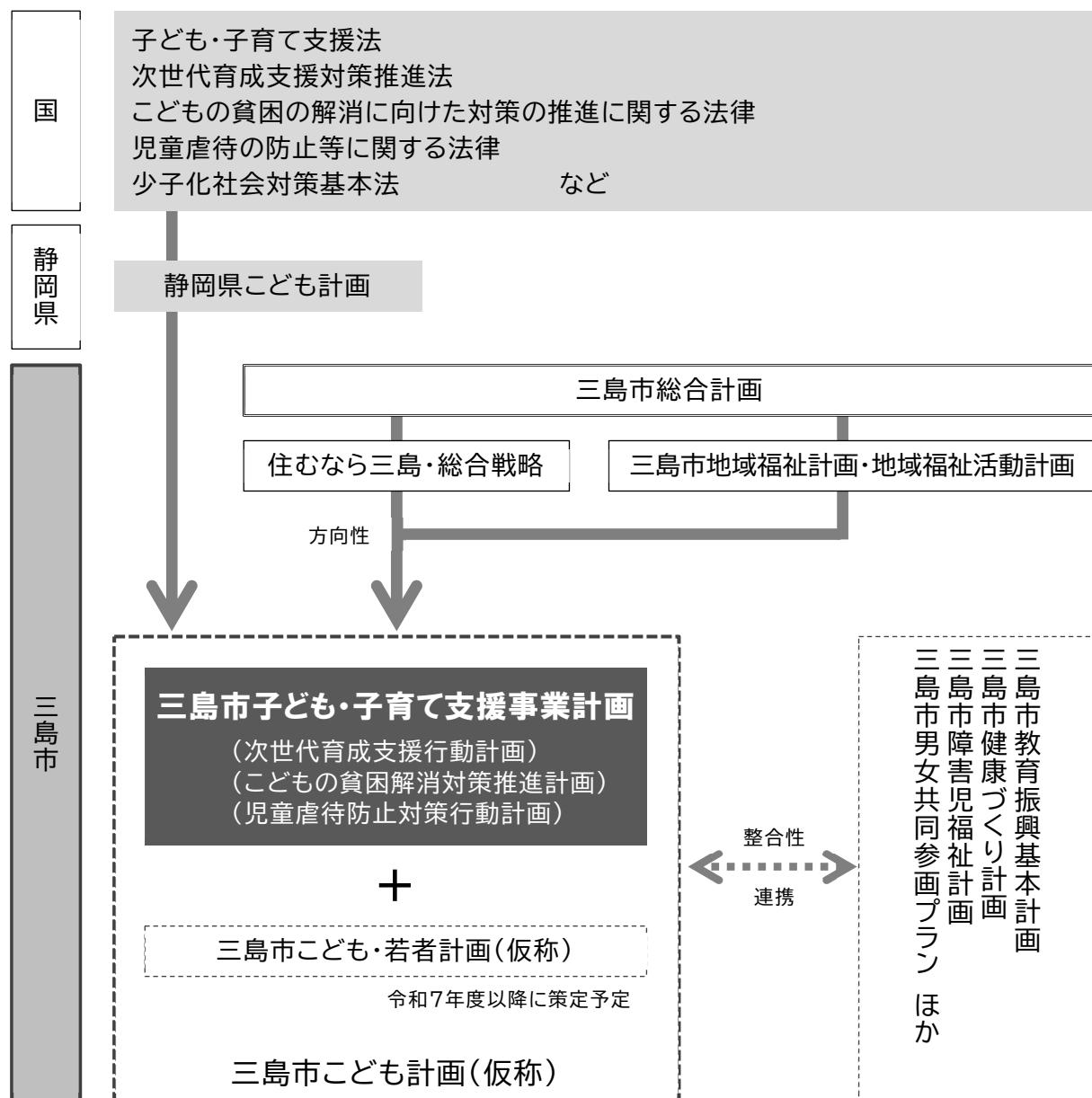
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、三島市こども・子育てに関する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえた対策行動計画を内包します。

さらに、平成17年3月に策定した「三島市幼児教育振興プログラム」について、本計画で引き継いでいきます。

そして、県の「静岡県こども計画」、市政の基本指針となる「三島市総合計画」、「住むなら三島・総合戦略」、「三島市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の方向性を踏まえるとともに、市の各種計画等との整合・連携を図りながら策定していきます。



▼計画に関する根拠法の抜粋

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（市町村計画）

第十条第二項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

児童虐待の防止等に関する法律

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

▼国の基本指針が示す子ども・子育て支援の意義(要約)

子ども・子育て支援法では、市町村は国が示す基本指針に即して子ども・子育て支援事業計画を定めるものとしています。

国の基本指針が示す子ども・子育て支援の意義は次のとおりです。

※基本指針の正式名称は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育てに関する給付や支援は良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。
- 障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対して、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。
- 子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つである。
- 子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。
- 行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取り組みを通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

3 SDGs(持続可能な開発目標)との関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標と、達成するための169のターゲットを設定しています。

SDGsは気候変動や差別などの世界的な課題に対して、持続可能な世界を実現するために、経済、社会、環境の三側面から総合的に取り組むべき、国際社会全体の普遍的な目標です。

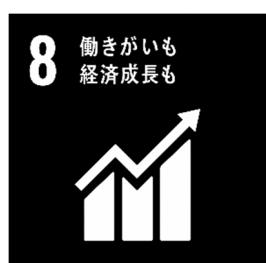
SDGsを推進するためには、SDGsを自分事として捉え、一人ひとりが取り組んでいくことが重要であることから、本市のまちづくり政策においてもSDGsを意識した各種取り組みを進めているところです。

本計画でも、市民や教育機関、企業等と連携・協働して持続可能な開発目標の達成を目指します。

▼こども・子育て支援に係る主な8つの目標



貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



人や国の不平等をなくそう
国内及び各国家間の不平等を是正する



質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭(リージリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



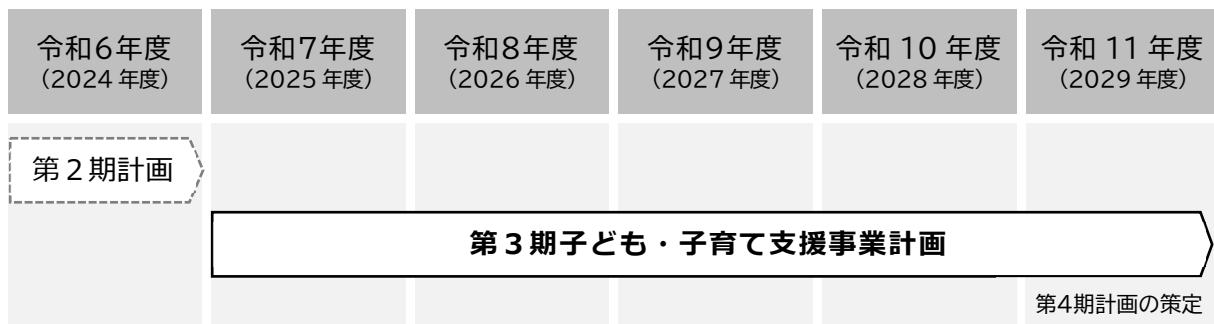
ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、必要に応じて「量の見込み」と実績との差や社会情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行うものとします。



5 計画の対象

本計画は、本市に在住する妊産婦及び乳幼児期を中心に、概ね18歳までのことどもとその保護者及び地域においてことども・子育てに関わるすべての関係機関並びに関係者とします。

6 計画の策定体制

(1) 三島市子ども・子育て会議

本計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、子どもの保護者、公募市民等により構成される「三島市子ども・子育て会議」を設置しており、本会議で検討を行い、会議の中での意見を参考にしました。

▼子ども・子育て会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第72条第1項（市町村等における合議制の機関）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 市民や関係団体等を対象とした調査の実施

子育て家庭の生活や子どもの状況等の実態を把握するとともに、子どもや子育て家庭からの意見を聴いて、安心して子育てができるまちづくりの実現に必要な取り組みを検討するために、「三島市 子どもの生活実態調査」として小学校5年生と中学校2年生、その保護者を対象としたアンケート調査、関係団体等へのヒアリング調査等を行いました。

さらに、幼児期における市民の教育・保育事業等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、就学前児童と小学生の子どもを持つ親を対象とした「三島市 子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

▼三島市 子どもの生活実態調査

	保護者アンケート調査	こどもアンケート調査
調査対象者	市内在住の 小学校5年生と中学校2年生の保護者	市内在住の 小学校5年生と中学校2年生(本人)
調査方法	アンケート用紙による学校を通じた 配布・回収調査	アンケート用紙による学校を通じた 配布・回収調査
調査時期	令和5年11月～12月	令和5年11月～12月
調査票配布数	1,823	1,823
有効回収数	1,555	1,580
有効回収率	85.3%	86.7%

▼三島市 子ども・子育てに関するアンケート調査

	就学前児童アンケート調査	小学生アンケート調査
調査対象者	市内在住の就学前児童(0～6歳) の保護者	市内在住の小学生(1～6年生) の保護者
調査方法	アンケート用紙による郵送調査 またはWEB調査	アンケート用紙による郵送調査 またはWEB調査
調査時期	令和6年6月	令和6年6月
調査票配布数	2,000	1,000
有効回収数	1,107	578
有効回収率	55.4%	57.8%

(3) パブリック・コメントの実施

令和7年1月10日から令和7年2月10日にかけて、市の公式サイト等における意見募集(パブリック・コメント)を実施しました。

第2章 三島市のこども・子育てを取り巻く状況

1 統計数値から見た状況

(1) 人口の推移

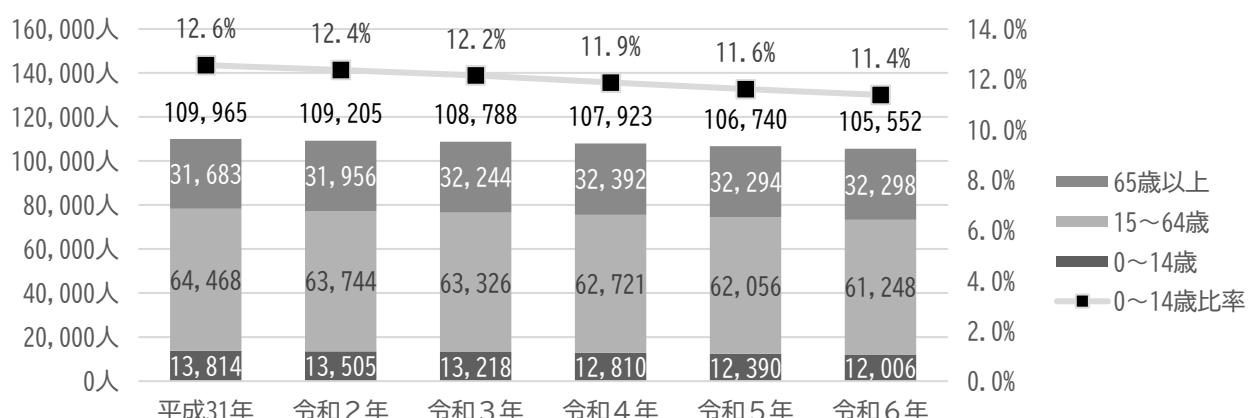
①年齢3区分別人口等の推移

本市の総人口は、令和6年3月31日現在105,552人となっており、減少傾向で推移しています。

年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）が減少傾向で推移している一方、65歳以上（老人人口）は増加傾向となっています。0～14歳の比率は、令和6年3月31日現在11.4%と低下傾向で推移しています。

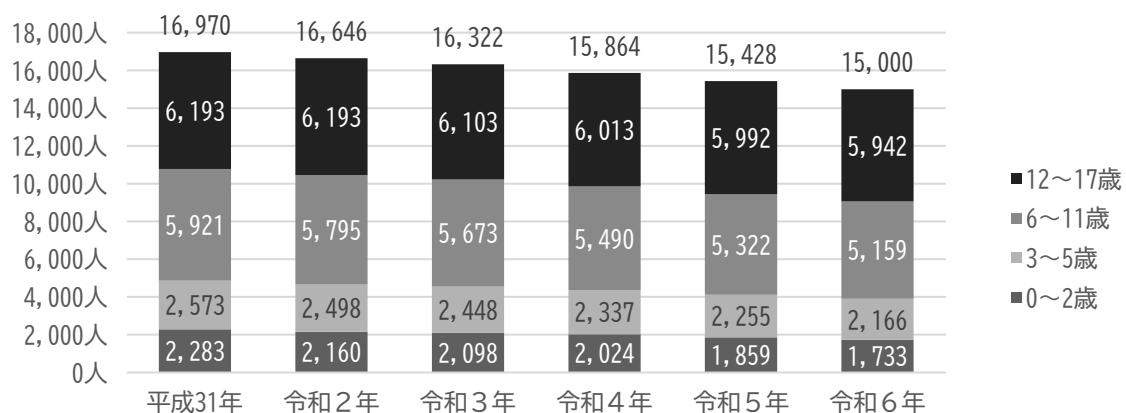
18歳未満の児童人口は、令和6年3月31日現在15,000人となっており、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

▼年齢3区分別人口及び0～14歳比率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

▼年齢区分別児童人口の推移



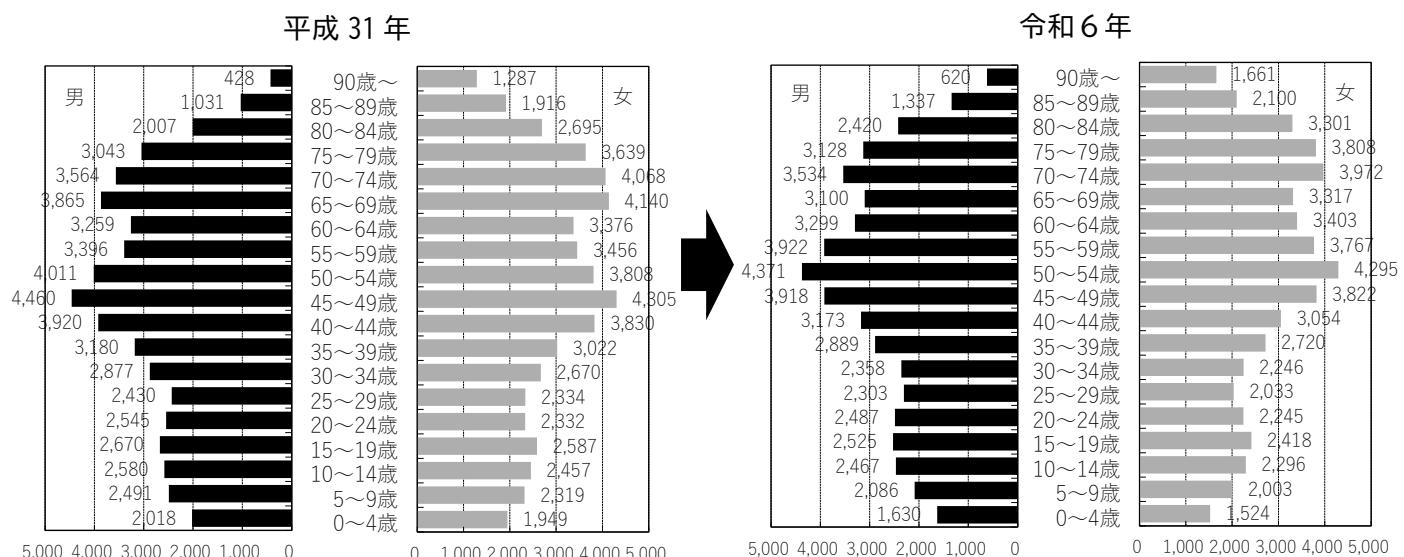
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②人口ピラミッドの推移

平成 31 年と令和 6 年における本市の男女別 5 歳階級別の人口は、下記のとおりです。

男女ともに、ピラミッドの頂点となっている団塊ジュニア世代（1971～74 年生まれ）が 50 歳代に移行し、もう 1 つの頂点である“団塊の世代（1947～49 年生まれ）”の周辺が 70 歳代に移行しています。

▼人口ピラミッドの推移（単位：人）

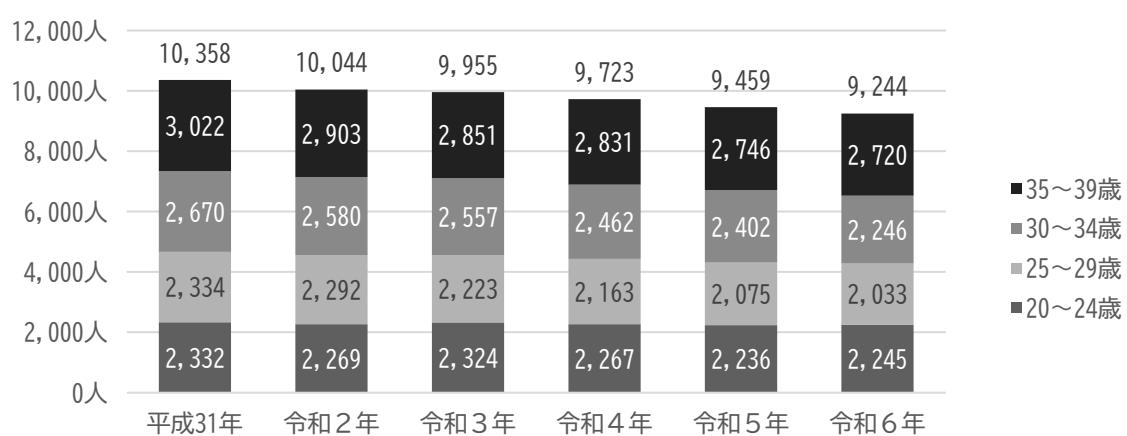


資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

③若年女性（20～39 歳）人口の推移

本市の若年女性人口は、令和 6 年 3 月 31 日現在 9,244 人と、平成 31 年比で 10% 以上の減少（1,114 人減）となっており、いずれの年齢階級も減少傾向で推移しています。

▼若年女性（20～39 歳）人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

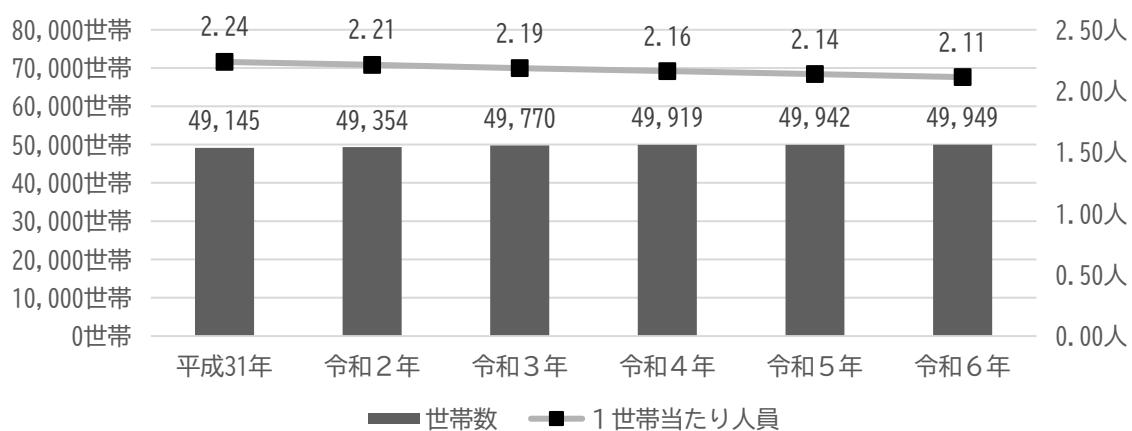
(2) 世帯数等の推移

本市の世帯数は、令和6年3月31日現在49,949世帯となっており、増加傾向で推移している一方、1世帯あたり人員は、令和6年3月31日現在2.11人となっており、減少傾向で推移しています。

本市の子どものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の83.9%を占めており、この割合は上昇傾向にあり、核家族化が進行しています。

また、ひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の10.2%となっており、この割合は5年前（平成27年）の8.9%から上昇しています。

▼世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

▼子どものいる世帯の構成（単位：世帯）

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	10,918	100.0%	10,293	100.0%	9,548	100.0%
親族のみ世帯	10,850	99.4%	10,224	99.3%	9,502	99.5%
核家族世帯	8,437	77.3%	8,224	79.9%	8,012	83.9%
夫婦のみの世帯	2	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦と子どもから成る世帯	7,446	68.2%	7,312	71.0%	7,045	73.8%
男親と子どもから成る世帯	81	0.7%	81	0.8%	101	1.1%
女親と子どもから成る世帯	908	8.3%	831	8.1%	866	9.1%
核家族以外の世帯	2,413	22.1%	2,000	19.4%	1,490	15.6%
非親族を含む世帯	52	0.5%	52	0.5%	34	0.4%
単独世帯	16	0.1%	17	0.2%	12	0.1%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

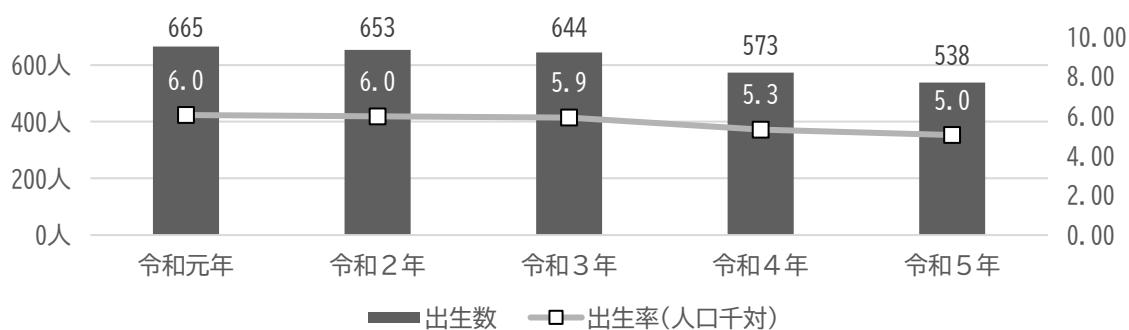
(3) 出生数等の推移

本市の出生数は、令和5年が538人と減少傾向で推移しており、令和3年から令和4年にかけては71人減と大幅な減少となっています。そして、出生率（人口千対）も概ね低下傾向です。

また、婚姻数は令和元年までの400組台から、令和2年以降は300組台に減少しており、離婚数も同様に令和元年から令和2年にかけて大幅に減少しています。

合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均が1.33となっており、全国を上回る年が多いものの、静岡県を下回る水準で推移しています。

▼出生数及び出生率（人口千対）の推移

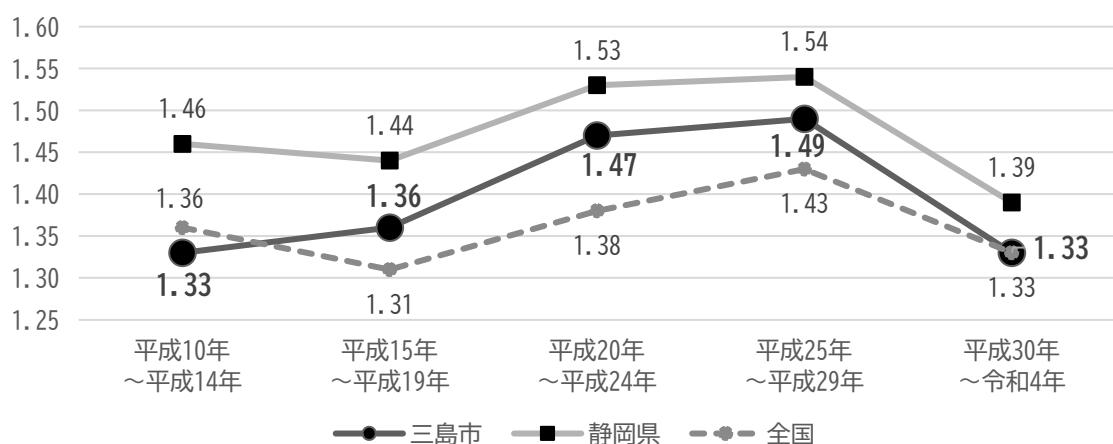


▼出生数及び出生率（人口千対）、婚姻・離婚数の推移（単位：人）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	665	653	644	573	538
出生率(人口千対)	6.0	6.0	5.9	5.3	5.0
婚姻数	446	362	321	373	371
離婚数	186	152	151	157	148

資料：静岡県人口動態統計（令和5年は国人口動態調査）、出生率は各年3月31日現在の住民基本台帳人口から算出

▼合計特殊出生率※の推移と比較



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

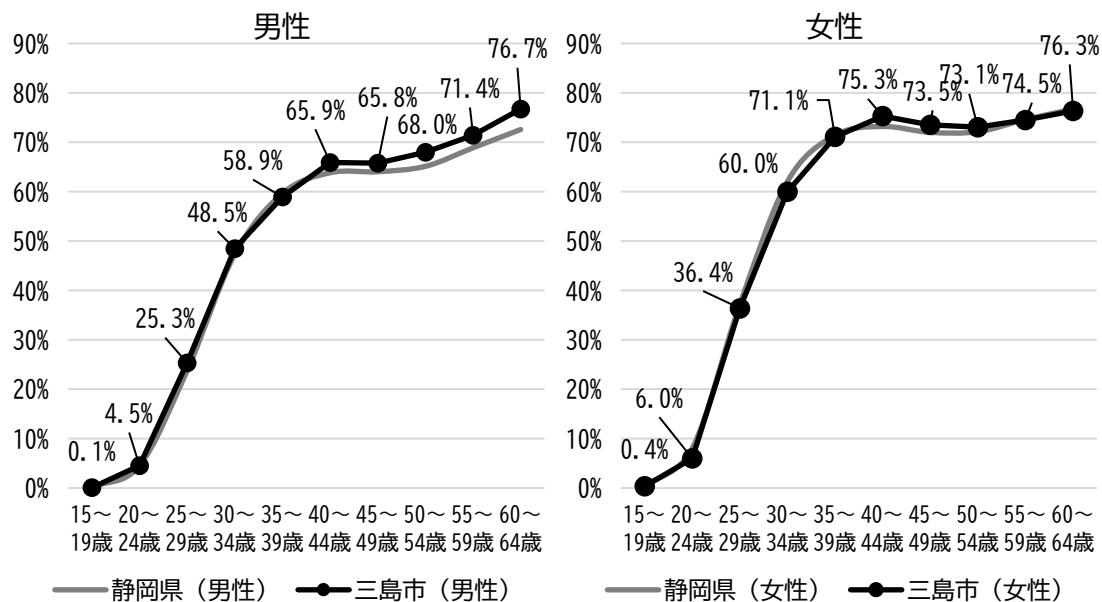
※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当

(4) 有配偶率等

本市の有配偶率については、20歳代や30歳代では、男女ともに静岡県と概ね同水準となっています。

未婚率については、20歳代や30歳代では、男女ともに概ね上昇傾向となっており、令和2年10月1日現在の未婚率は、35～39歳では男性36.0%、女性21.4%という状況です。

▼年齢区分別有配偶率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（10月1日現在）

▼年齢階級別未婚率（単位：%）

区分	男性			女性		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	99.5	99.0	99.5	99.1	99.5	99.5
20～24歳	91.8	93.1	92.6	86.4	89.5	92.4
25～29歳	69.5	70.2	71.2	54.5	58.0	59.5
30～34歳	45.3	47.4	47.2	29.7	31.3	33.9
35～39歳	34.9	33.1	36.0	19.8	20.0	21.4
40～44歳	28.6	28.8	27.3	15.1	15.8	16.0
45～49歳	22.5	25.4	27.1	10.7	14.6	14.9
合計	51.3	51.3	51.9	39.5	40.6	42.0

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

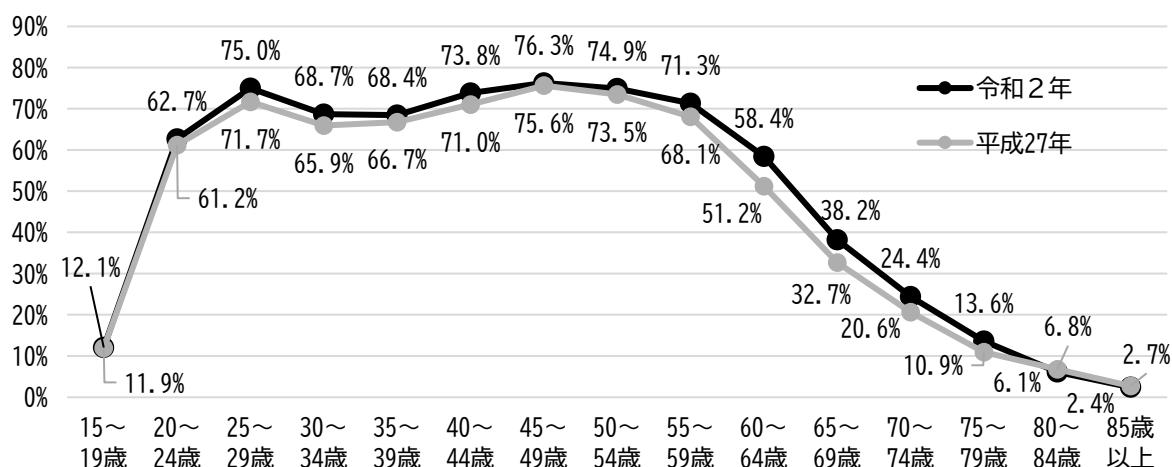
(5) 女性の就業率

女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

令和2年は、平成27年と比べてM字の谷の部分が浅くなっています。20歳代後半から40歳代前半にかけて就業率の上昇が見られます。

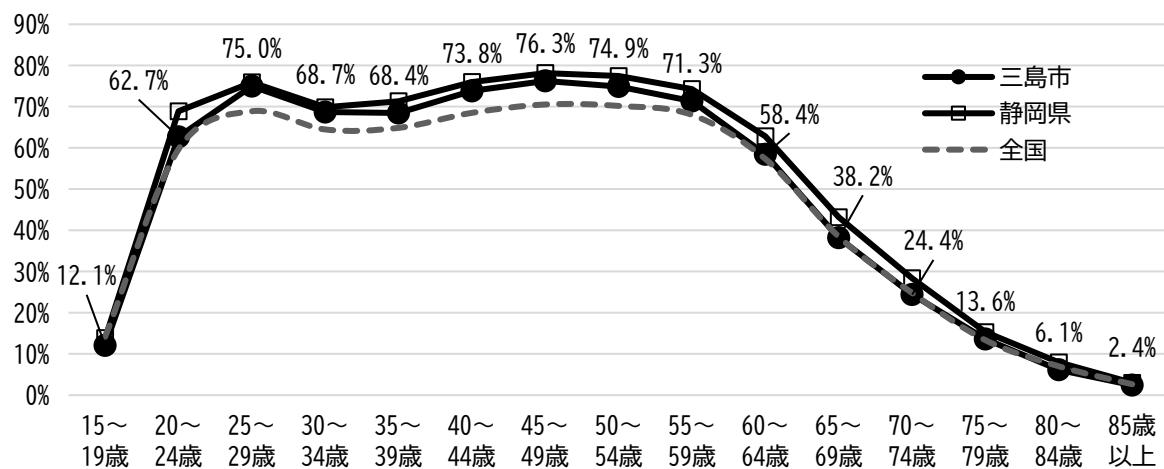
また、就業率はほとんどの年齢区分で全国よりも高い水準となっています。

▼女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

▼女性の就業率の比較（令和2年）



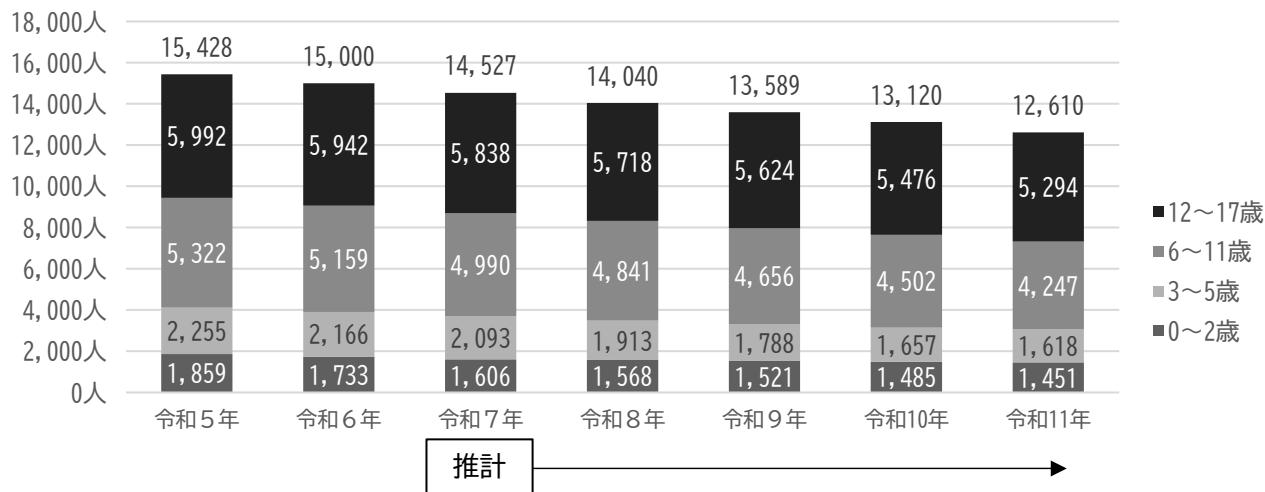
資料：国勢調査（10月1日現在）

(6) 推計児童人口

推計児童人口（18歳未満人口）は、本計画の最終年（令和11年）には13,000人を下回る見通しとなっており、令和6年比で2,000人以上の減少を見込んでいます。

また、いずれの年齢区分も減少傾向で推移する見通しとなっています。

▼年齢区分別児童人口の推計



（単位：人）

	実績		推計				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	530	526	505	492	481	469	459
1歳	661	551	549	527	513	502	490
2歳	668	656	552	549	527	514	502
3～5歳	2,255	2,166	2,093	1,913	1,788	1,657	1,618
0～5歳 計	4,114	3,899	3,699	3,481	3,309	3,142	3,069
6～11歳	5,322	5,159	4,990	4,841	4,656	4,502	4,247
12～17歳	5,992	5,942	5,838	5,718	5,624	5,476	5,294
0～17歳 合計	15,428	15,000	14,527	14,040	13,589	13,120	12,610

資料：令和5年及び令和6年は住民基本台帳（各年3月31日現在）

【推計方法】

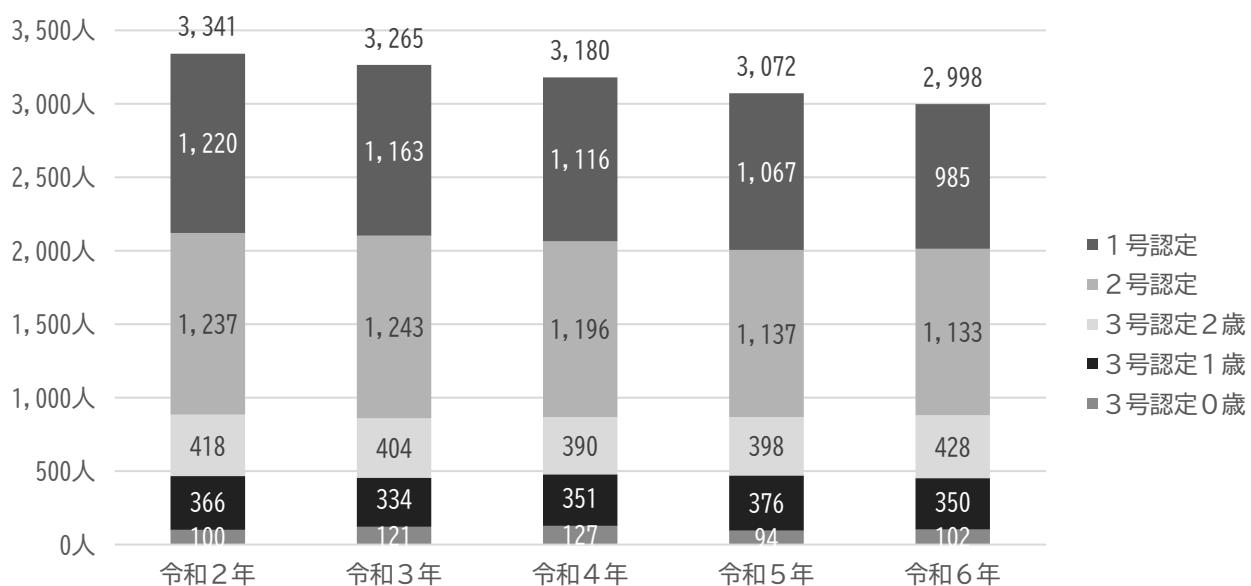
- ◇平成31年から令和6年の住民基本台帳（各年3月31日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。
- ◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性こども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。
※推計に使用した女性こども比：令和5年と令和6年の各年における女性こども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性こども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性こども比として算出。

(7) 教育・保育施設

①教育・保育給付認定

本市の教育・保育給付認定の数は、全体で令和6年度現在2,998人となっており、そのうち1号認定及び2号認定が概ね減少傾向の一方、3号認定（0～2歳）は増加傾向となっています。

▼教育・保育給付認定の推移



資料：担当課資料（各年4月1日）

②教育・保育施設の利用児童数

本市における就学前の教育・保育施設は、令和6年度現在、保育所12園、認定こども園10園、幼稚園12園（うち1園休園中）、小規模保育事業8事業所となっています。

利用児童数は、全体で令和6年度現在2,807人となっており、少子化に伴い減少傾向で推移しています。

▼教育・保育施設の利用児童数の推移（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可保育所 (公立)	0歳	16	15	13	18	15
	1歳	79	68	72	76	71
	2歳	102	86	75	84	89
	3歳	115	101	100	92	100
	4歳	112	116	100	98	96
	5歳	111	110	115	97	100
	合計	535	496	475	465	471
認可保育所 (私立)	0歳	51	54	42	33	28
	1歳	143	131	104	110	65
	2歳	164	166	119	119	90
	3歳	174	167	105	118	76
	4歳	184	173	109	107	84
	5歳	173	184	115	105	80
	合計	889	875	594	592	423
保育所型 認定こども園 (私立)	0歳	10	19	24	18	29
	1歳	30	35	83	74	100
	2歳	58	40	87	92	120
	3歳	57	65	98	98	141
	4歳	54	60	129	96	134
	5歳	64	54	120	131	126
	合計	273	273	541	509	650
幼保連携型 認定こども園 (私立)	0歳	2	1	3	3	1
	1歳	19	21	18	21	29
	2歳	31	34	28	30	38
	3歳	38	45	37	45	45
	4歳	41	44	50	44	46
	5歳	49	46	47	52	47
	合計	180	191	183	195	206
幼稚園（公立）	3歳	189	179	168	150	131
	4歳	208	190	176	181	160
	5歳	221	204	201	182	193
	合計	618	573	545	513	484
幼稚園（私立）	3歳	172	174	151	152	121
	4歳	174	162	170	141	160
	5歳	189	172	149	163	139
	合計	535	508	470	456	420

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小規模保育事業 (私立)	0歳	8	19	23	15	20
	1歳	30	37	52	61	42
	2歳	21	51	50	56	62
	合計	59	107	125	132	124
認可外保育施設	0歳	1	6	4	3	6
	1歳	7	10	14	7	9
	2歳	13	13	9	19	9
	3歳	0	3	1	1	2
	4歳	0	1	2	2	1
	5歳	0	0	0	2	2
	合計	21	33	30	34	29
全体	0歳	88	114	109	90	99
	1歳	308	302	343	349	316
	2歳	389	390	368	400	408
	3歳	745	734	660	656	616
	4歳	773	746	736	669	681
	5歳	807	770	747	732	687
	合計	3,110	3,056	2,963	2,896	2,807

資料：担当課資料（各年4月1日）

③小学校

本市の小学校数は14校、在学児童数は令和6年度では5,024人となっており、在学児童数は減少傾向の一方、特別支援学級の児童数は増加傾向です。

▼小学校の在学児童数等の推移（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数（単位：学校）		14	14	14	14	14
学級数（単位：クラス） (うち特別支援学級)		218 (20)	218 (21)	215 (22)	210 (23)	208 (24)
児童数	1年生	855	825	782	786	766
	2年生	898	849	813	789	780
	3年生	918	888	847	816	788
	4年生	976	921	888	851	820
	5年生	947	971	922	882	843
	6年生	926	945	964	921	878
	特別支援学級	116	120	128	135	149
	合計	5,636	5,519	5,344	5,180	5,024

資料：学校基本調査（各年5月1日）

(8) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

令和6年度現在、本市で実施中の地域子ども・子育て支援事業は、次の14事業です。

▼本市で実施中の地域子ども・子育て支援事業

No.	事業名	概要
1	利用者支援事業	<p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。</p> <p>本市では、令和6年度現在、「基本型」（子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う）と「こども家庭センター型（旧母子保健型）」（母子保健と児童福祉が一体的に、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う）の2種類を実施しています。</p>
2	地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。</p> <p>本市では、令和6年度現在、市内の民間保育所等11園と三島市本町子育て支援センターで本事業を実施しています。</p>
3	妊婦健康診査事業	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計14回助成します。</p>
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。
5	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。
6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
7	子育て短期支援事業	保護者が疾病やその他の理由により、一時的に児童の養育が困難となった場合や保護者の育児負担の軽減が必要となった場合などに、児童を施設等で一定期間、養育・保護する事業です。
8	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
9	一時預かり事業	<p>幼稚園型は、認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。</p> <p>幼稚園型以外は、保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所・認定こども園に入所していない乳幼児について、保育所や認定こども園において、一時的に預かり必要な保育を行う事業です。</p>

No.	事業名	概要
10	時間外保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、市内の保育所や認定こども園で保育を実施しています。
11	病児保育事業	保育所等に通っている児童が、病気の回復期にあるため集団保育等が困難である場合、病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育することにより、子育てと就労の両立を支援することを行われている事業です。 本市では、令和6年度現在、医療機関2か所で病児保育を、保育所2園で病後児保育を実施しています。
12	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを設置し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。 本市では、令和6年度現在、小学校区単位等で25クラブを設置しています。
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

▼地域子ども・子育て支援事業の利用者数等の推移

No.			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	利用者支援事業	実施か所数（か所）	2	2	2	2
		基本型	1	1	1	1
		旧母子保健型	1	1	1	1
2	地域子育て支援拠点事業	年間延利用者数（人回）	17,870	18,713	23,511	27,306
3	妊婦健康診査事業	妊娠届出数（人）	647	615	565	521
		年間延利用回数（人回）	12,000	11,450	9,974	10,044
4	乳児家庭全戸訪問事業	年間訪問乳児数（人）	654	644	554	561
5	養育支援訪問事業	年間訪問児童数（人）	268	209	223	222
6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
7	子育て短期支援事業	年間延利用者数（人日）	0	0	0	0
8	ファミリー・サポート・センター事業	年間延利用者数（人日）	5,211	5,844	5,647	5,563
9	一時預かり事業	年間延利用者数（人日）	39,751	36,827	57,831	59,848
		①認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）	37,588	34,722	55,487	56,802
		②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）	2,163	2,105	2,344	3,046
10	時間外保育事業	年間実利用者数（人）	501	594	623	590
11	病児保育事業	年間延利用者数（人日）	445	881	1,134	1,690
		就学前の児童	433	849	1,097	1,527
		就学児童	12	32	37	163
12	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	年間利用者数（人）	1,256	1,191	1,225	1,260
		1年生	375	377	369	372
		2年生	367	351	365	348
		3年生	291	292	302	293
		4年生	154	127	134	180
		5年生	48	37	35	51
		6年生	21	7	20	16
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	年間実利用者数（人）	61	57	43	43
		教材費等	12	8	8	6
		副食の材料費	49	49	35	37
14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	—	—	—	—

資料：担当課資料

(9) その他の事業

①各種手当・助成

各種手当の推移を見ると、児童手当の受給延児童数は減少傾向となっています。

▼各種手当・助成の支払件数等の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当受給延児童数	(人)	150,541	146,296	134,033	125,200
子ども医療費助成支払件数	(件)	196,069	215,418	218,317	256,862
児童扶養手当受給者数	(人)	649	612	577	557
ひとり親家庭等医療費助成支払件数	(件)	5,804	5,565	5,118	5,577
ひとり親家庭等入学祝金支払件数	(件)	179	162	155	183

資料：担当課資料

②保健指導・相談

保健指導・相談の実施状況の延利用者数を見ると、妊婦健康相談・母子健康手帳交付は減少傾向となっています。

▼保健指導・相談会等の実施回数等の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康相談・母子健康手帳交付	(回)	隨時	隨時	隨時	隨時
	(延人数)	647	615	565	521
乳幼児健康相談会	(回)	9	8	12	12
	(延人数)	487	392	537	672
北上乳幼児相談会	(回)	なし	なし	なし	なし
	(延人数)	なし	なし	なし	なし
2歳児健康相談会	(回)	5	10	12	12
	(延人数)	228	394	442	427
乳幼児事後相談会	(回)	9	12	12	12
	(延人数)	172	187	175	122
幼児個別相談会	(回)	12	なし	なし	なし
	(延人数)	23	なし	なし	なし
子どもの育ち相談会	(回)	なし	39	39	42
	(延人数)	なし	74	73	81
子育て悩み相談会	(回)	12	なし	なし	なし
	(延人数)	20	なし	なし	なし
発達相談会	(回)	2	なし	なし	なし
	(延人数)	4	なし	なし	なし
言語相談会	(回)	8	8	8	8
	(延人数)	34	21	17	19
育児相談	(回)	隨時	隨時	隨時	隨時
	(延人数)	260	185	219	193

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児健診	(回)	隨時	隨時	隨時	隨時
	(延人数)	669	642	558	546
10か月児健診	(回)	隨時	隨時	隨時	隨時
	(延人数)	682	653	619	499
1歳6か月児健診	(回)	12	12	12	12
	(延人数)	722	698	647	599
3歳児健診	(回)	13	12	12	12
	(延人数)	855	722	709	683

資料：担当課資料

③家庭児童相談

家庭児童相談について見ると、その他の養護相談に関するものが相談内容の中で最も多くなっています。

▼家庭児童相談の相談内容別件数の推移

相談内容（重複あり）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談	(件) 68	58	42	82
その他の養護相談	(件) 1,518	1,300	2,134	3,734
保健相談	(件) 0	31	3	44
肢体不自由相談	(件) 0	0	0	0
視聴覚障害相談	(件) 0	13	0	0
言語発達障害等相談	(件) 11	3	1	2
重症心身障害	(件) 0	26	20	31
知的障害相談	(件) 120	147	221	24
発達障害相談	(件) 0	35	34	14
ぐ犯行為等相談	(件) 3	8	17	19
触法行為等相談	(件) 0	3	0	6
性格行動相談	(件) 19	7	19	6
不登校相談	(件) 372	148	46	95
適性相談	(件) 0	18	0	0
育児・しつけ相談	(件) 0	63	29	13
その他の相談	(件) 138	519	247	280
合計	(件) 2,249	2,379	2,813	4,350

資料：担当課資料

④虐待件数の推移

虐待の通告件数は、令和5年度が14件となっており、過去4年は通告件数のすべてが実件数として虐待に該当しています。

▼児童虐待の通告件数等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通告件数	(件) 27	16	9	14
非該当件数	(件) 0	0	0	0
実件数	(件) 27	16	9	14

資料：担当課資料

⑤公園の状況

遊具が設置されている公園の総数は 94 か所となっており、その他の遊び場を含めると 116 か所となっています。

▼遊具が設置されている公園数（単位：か所）

都市公園	都市公園以外の公園	神社等子どもの遊び場
44	50	22

資料：担当課資料

▼遊具が設置されている公園一覧

公園名称	所在地	公園名称	所在地
樂寿園	一番町 19-3	うぐいす公園	初音台 24-13
白滝公園	一番町 1-1	千枚原公園	千枚原 8-14
菰池公園	大宮町 3-20-1	かも公園	加茂 167
若宮公園	西若町 8-7	きじ公園	加茂 168
長伏公園	長伏 274-3	旭ヶ丘公園	川原ヶ谷君ヶ沢 404-22
子供の森公園	観音洞 4704-800	富士見台公園	富士見台 38-1
萩公園	萩 829-1	富士見台第2公園	富士見台 18-8
光ヶ丘公園	光ヶ丘 21-2	まるた公園	東大場 1-33-3
つつじ公園	谷田字梨ノ木山 1997-1	みどり野公園	東壱町田 4-3
つばき公園	谷田字石原山 1969-5	三恵台富士見公園	三恵台 16-6
鶴見公園	谷田字新福寺山 1950-1	三恵台公園	三恵台 23-9
城山公園	字城山 4042-7	松が丘公園	松が丘 1-7
北沢公園	北沢 53-1	若松公園	字桐木 4252-1
ひなた公園	芙蓉台 1-21-14	やまばと公園	佐野見晴台 1-9
坂下公園	芙蓉台 1-5-8	コイデ山公園	谷田字天台 1325-46
ふよう公園	芙蓉台 2-1-11	桐木公園	字桐木 4613-59
あじさい公園	芙蓉台 2-3-16	高台第2公園	徳倉 2 丁目 149-67
上岩崎公園	文教町 2-3681-1	錦が丘公園	錦が丘 4-23
赤王山公園	大場字赤王山 1086-61	神川公園	加茂川町 3884-7
藤代公園	藤代町 12-10	シャリエ壱町公園	壱町田 104-5
御園公園	御園 399	みかづき公園	沢地 35-1
はつね公園	初音台 4-2	小山橋公園	谷田字小山 18-17
うぐいす公園	初音台 24-13		

資料：担当課資料（令和6年4月1日現在）

2 子どもの生活実態調査結果から見た状況

【生活困難とは】

本調査では、「困窮層」、「周辺層」、「一般層」の3つの要素に基づいて分類しています。そのうち、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層を「生活困難層」とし、それ以外の層を「一般層」とした場合に、「生活困難層」の世帯の状況を「生活困難」と表します。

【生活困難度判定】

「子どもの生活実態調査」のアンケート調査において、3つの要素に該当する世帯及びその子どもを把握するための3つの設問を保護者票に設け、それぞれに該当する世帯の抽出を行いました。

要素①「低所得」では、世帯の可処分所得を把握する調査結果をもとに、厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準未満（等価可処分所得の中央値 254万円×50% = 127万円をベースとした世帯数ごとの低所得基準）の世帯が該当。

要素②「子どもの体験や所有物の欠如」では、子どもの体験や所有物等に関する14項目のうち、6項目で金銭的に与えられていないと回答した世帯が該当。

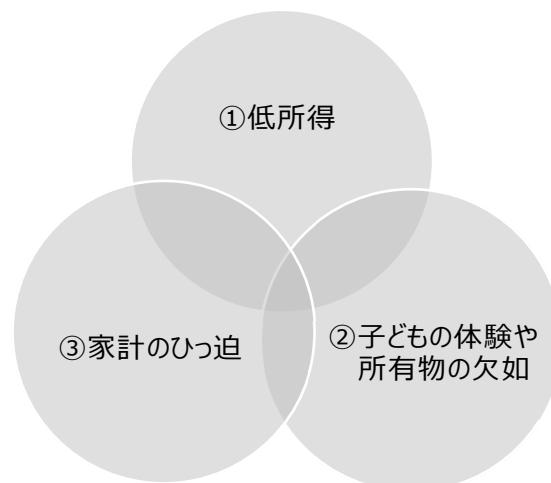
要素③「家計のひっ迫」では、経済的な理由で公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、5項目で「何度かあった」、「頻繁にあった」を1つ以上回答した世帯が該当。

【困窮層、周辺層、一般層の判定】

生活困難と判定された世帯のうち、2つ以上の要素に該当する世帯を「困窮層」、3つの要素のうち、いずれか1つの要素に該当する世帯を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない世帯を「一般層」と判定しました。

◆生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



【生活困難層の割合】

子どもの生活実態調査の保護者票の集計結果から生活困難度判定を行い、「困窮層」、「周辺層」、「一般層」に該当する票を抽出し、生活困難層の割合を算出しました。また、生活困難度判定結果に基づき、こども票も同様に生活困難層の割合を算出しました。

○ 保護者票の生活困難層の割合：

		困窮層	周辺層	一般層	不明	計
小学5年生 保護者票	該当票数	40 票	95 票	534 票	159 票	828 票
	割合	4.8%	11.5%	64.5%	19.2%	100.0%
中学2年生 保護者票	該当票数	32 票	63 票	479 票	153 票	727 票
	割合	4.4%	8.7%	65.9%	21.0%	100.0%
全体	該当票数	72 票	158 票	1,013 票	312 票	1,555 票
	割合	4.6%	10.2%	65.1%	20.1%	100.0%

○ こども票の生活困難層の割合：

		困窮層	周辺層	一般層	不明	計
小学5年生 こども票	該当票数	40 票	95 票	532 票	170 票	837 票
	割合	4.8%	11.4%	63.6%	20.3%	100.1%
中学2年生 こども票	該当票数	32 票	63 票	477 票	171 票	743 票
	割合	4.3%	8.5%	64.2%	23.0%	100.0%
全体	該当票数	72 票	158 票	1,009 票	341 票	1,580 票
	割合	4.6%	10.0%	63.9%	21.6%	100.1%

【世帯タイプ別の割合】

子どもの生活実態調査の保護者票の集計結果から世帯タイプ別判定を行い、「ふたり親世帯」と「ひとり親世帯」に該当する票を抽出し、世帯タイプの割合を算出しました。

○ 保護者票の世帯タイプ別の割合：

		ふたり親世帯	ひとり親世帯	その他世帯	不明	計
小学5年生 保護者票	該当票数	627 票	158 票	12 票	31 票	828 票
	割合	75.7%	19.1%	1.4%	3.7%	99.9%
中学2年生 保護者票	該当票数	538 票	156 票	7 票	26 票	727 票
	割合	74.0%	21.5%	1.0%	3.6%	100.1%
全体	該当票数	1,165 票	314 票	19 票	57 票	1,555 票
	割合	74.9%	20.2%	1.2%	3.7%	100.0%

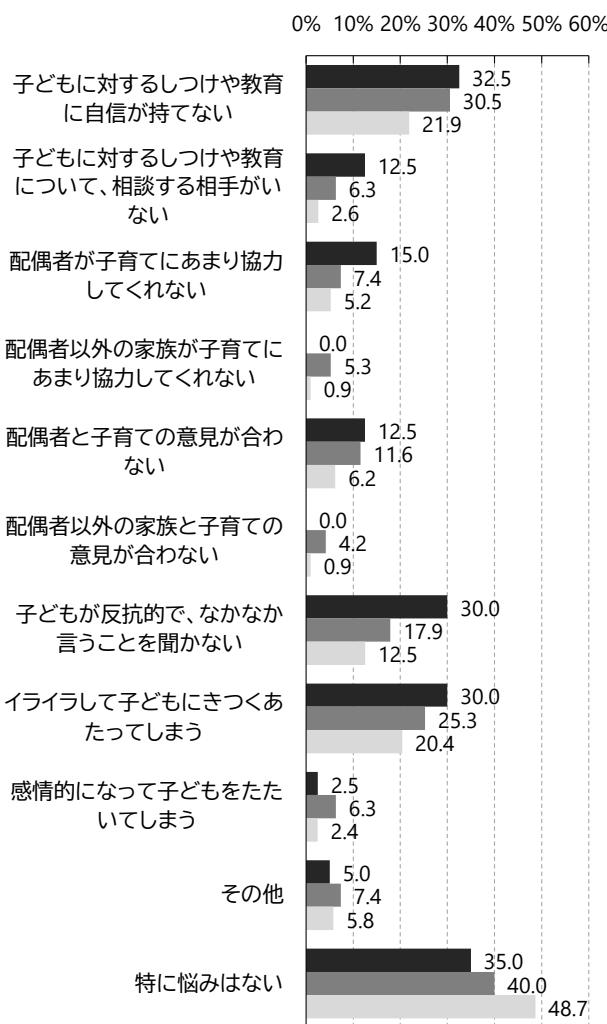
(1) しつけや子育て、教育に関する悩みや不安(保護者調査)

子どものしつけや子育て、教育に関する悩みや不安についてみると、小学5年生、中学2年生ともに「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」は、困窮層が一般層より10ポイント以上上回っています。

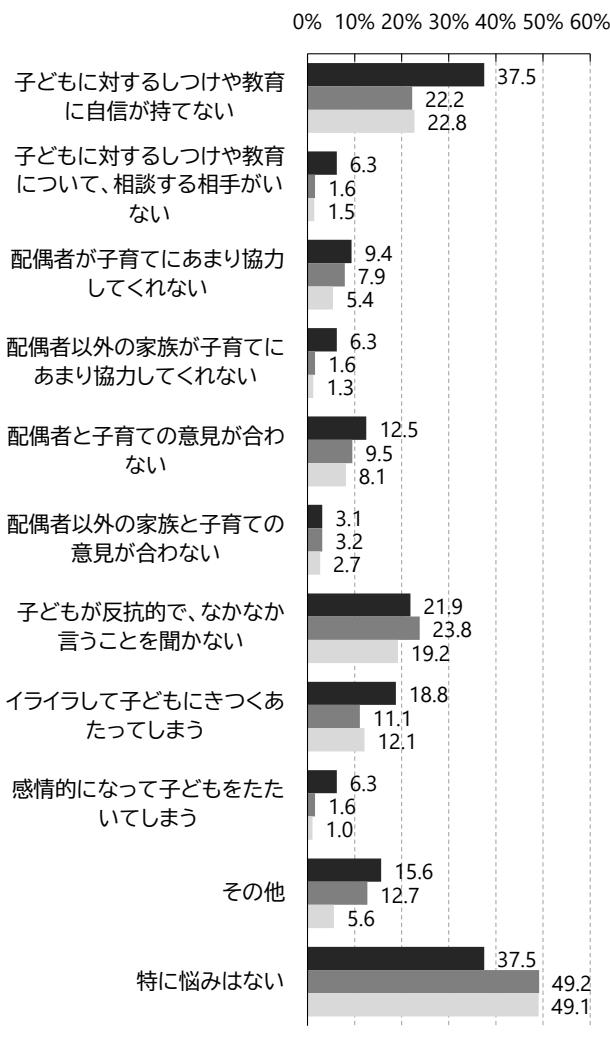
また、小学5年生では、「子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない」は、困窮層が一般層より15ポイント以上上回っています。

さらに、小学5年生、中学2年生ともに「特に悩みはない」は、困窮層が一般層より10ポイント以上下回っています。

小学5年生保護者



中学2年生保護者



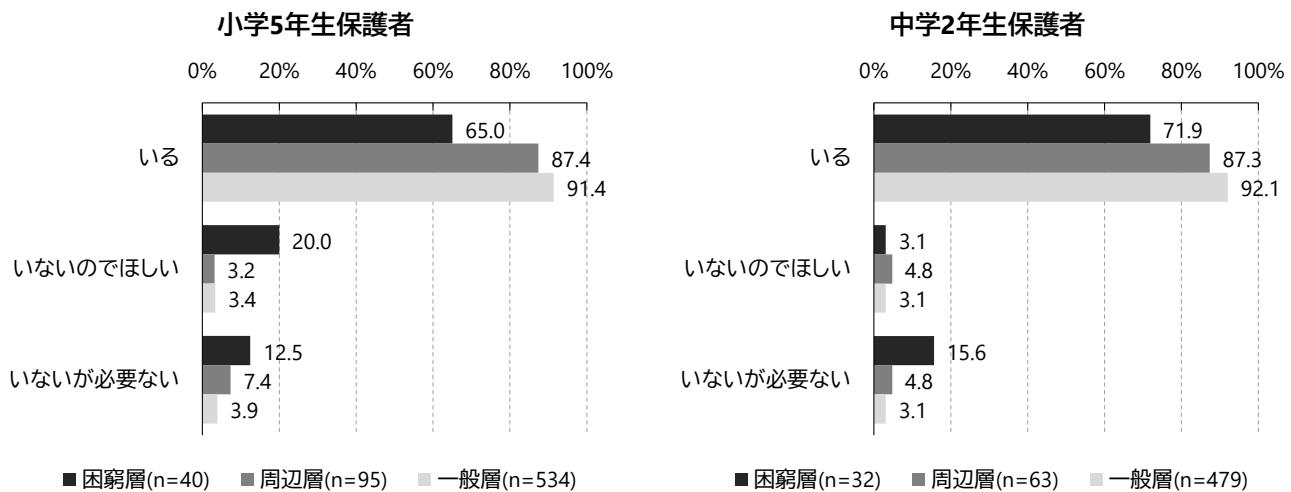
■ 困窮層(n=40) ■ 周辺層(n=95) ■ 一般層(n=534)

■ 困窮層(n=32) ■ 周辺層(n=63) ■ 一般層(n=479)

(2) 頼れる相手や心おきなく相談できる相手〈保護者調査〉

現在、頼れる相手や心おきなく相談できる相手がいるかどうかについて見ると、小学5年生、中学2年生ともに「いる」は、困窮層が一般層より20ポイント以上下回っています。

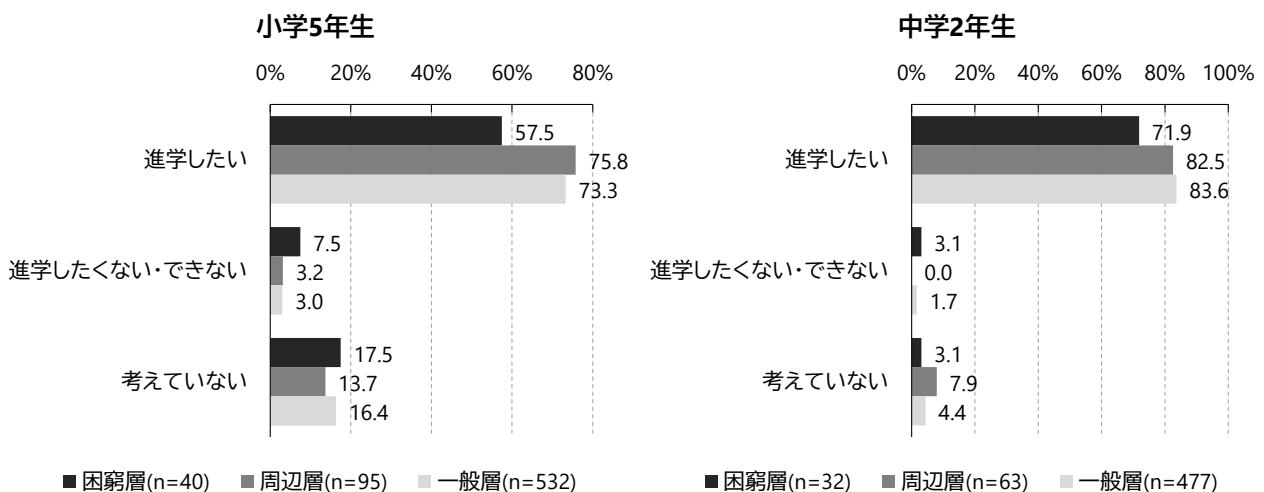
また、小学5年生では「いないのでほしい」は、困窮層が一般層より15ポイント以上上回っています。



(3) 高等学校以上の進学の希望〈本人調査・保護者調査〉

①本人調査

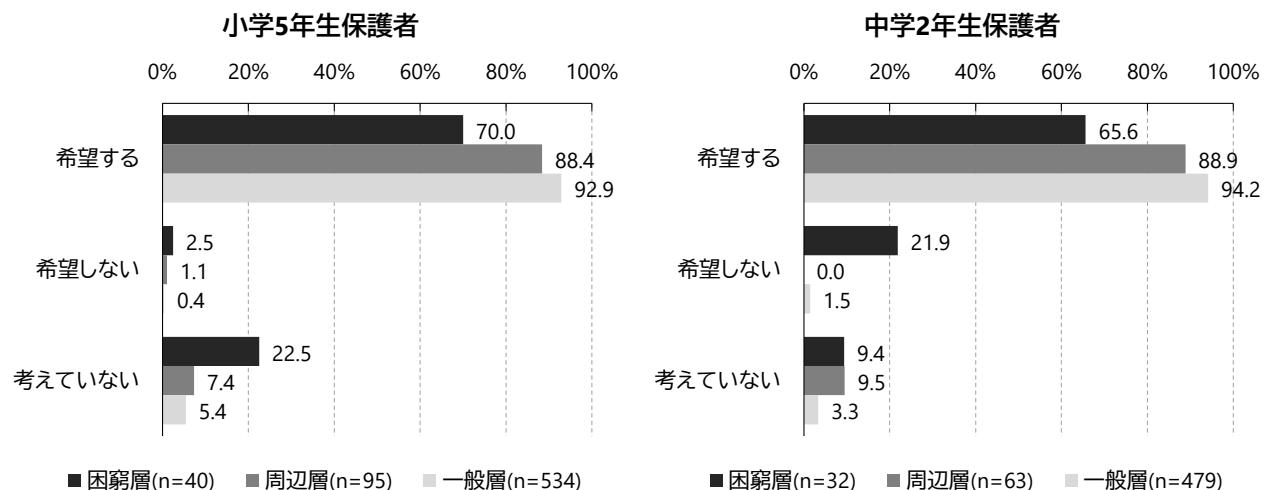
将来、高校（高等学校）に進学したいかについて見ると、小学5年生では「進学したい」は、困窮層が一般層より15ポイント以上、中学2年生は10ポイント以上下回っています。



②保護者調査

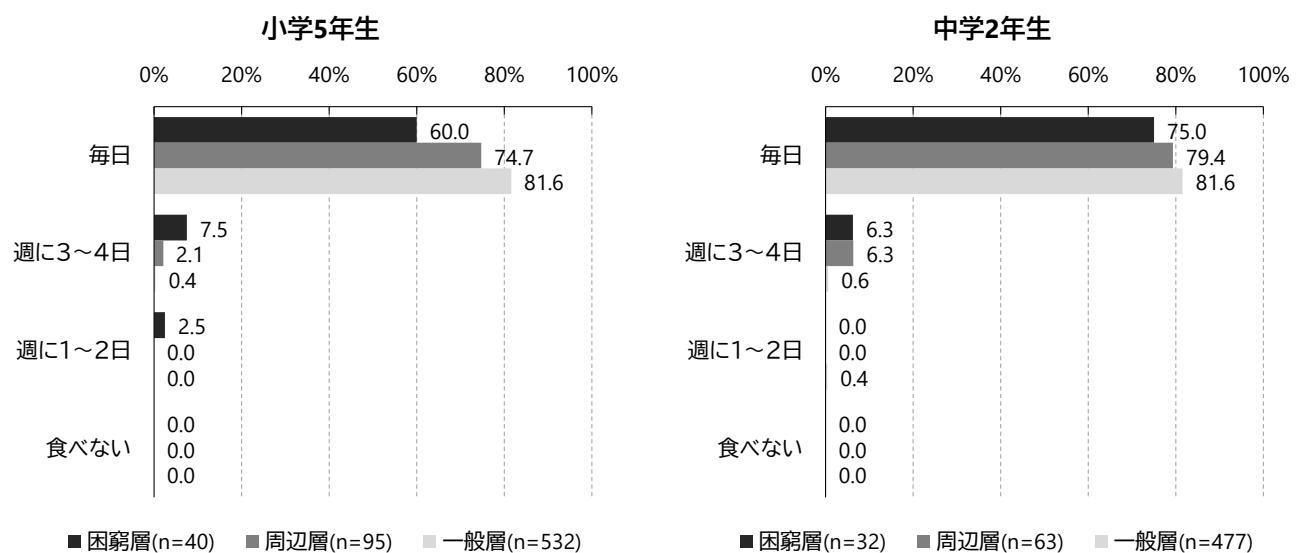
子どもの高等学校以上の進学希望についてみると、小学5年生、中学2年生ともに「希望する」は、困窮層が一般層より20ポイント以上下回っています。

また、中学2年生では、「希望しない」は、困窮層が一般層より20ポイント以上上回っています。



(4) 夕ご飯の状況(本人調査)

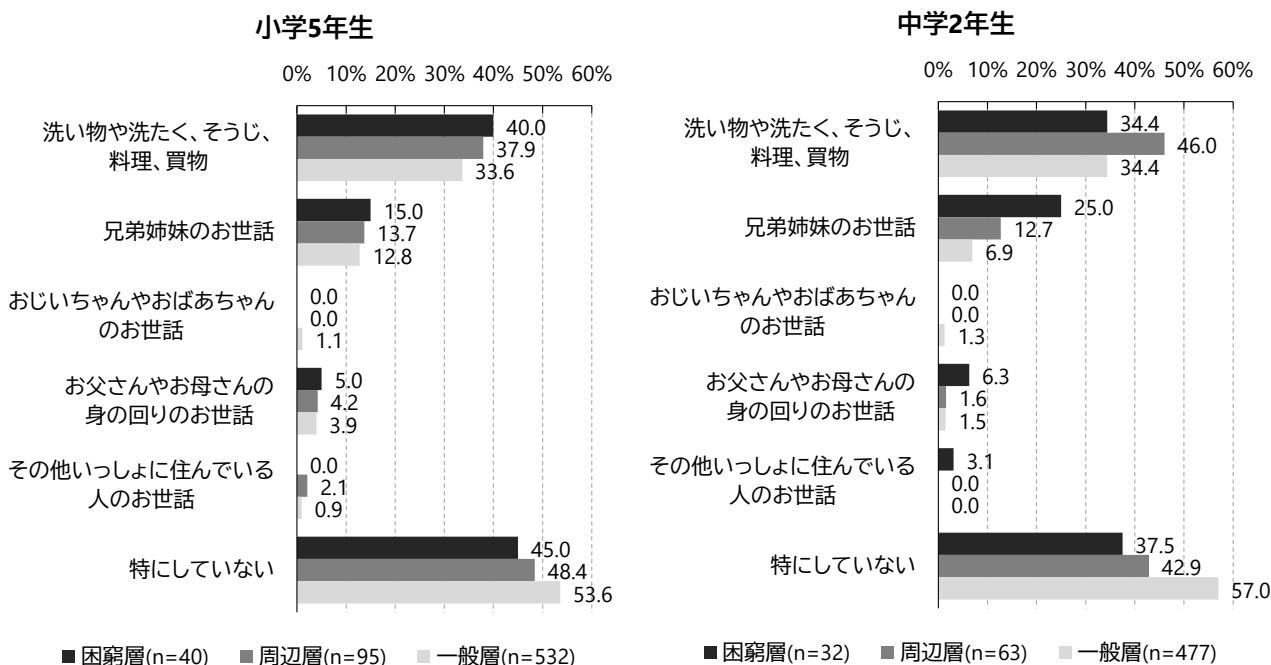
学校のある日に、ご飯を食べる週単位の頻度のうち、夕ご飯についてみると、小学5年生の「毎日」は、困窮層が一般層より20ポイント以上、中学2年生は5ポイント以上下回っています。



(5) 家のことや家族のお世話の状況(本人調査)

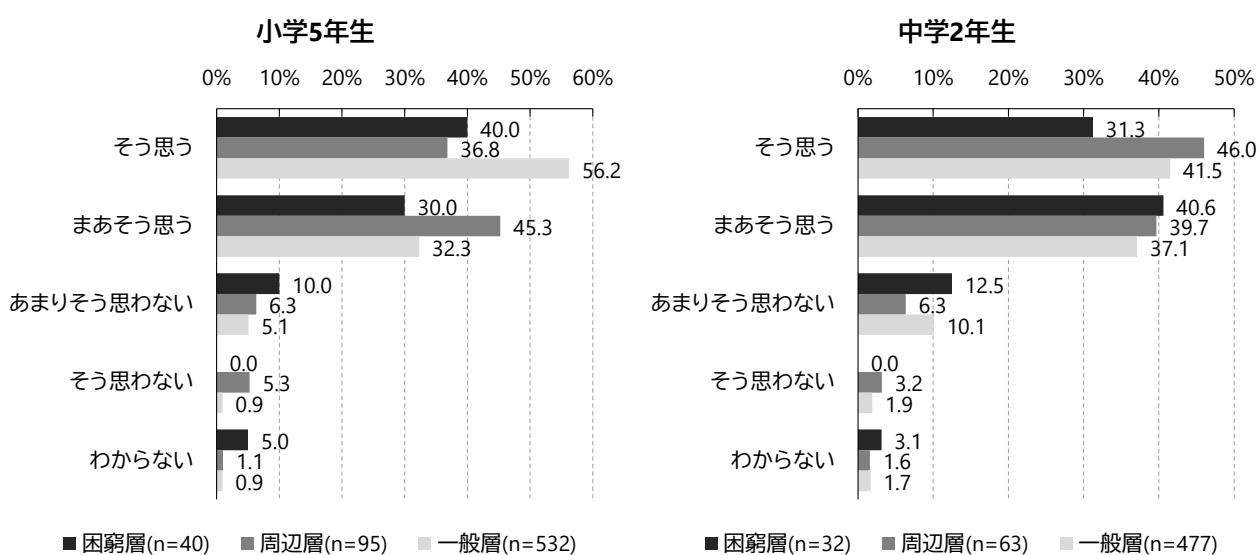
ふだん、家のことや家族のお世話をしているかについて見ると、小学5年生では「洗い物や洗たく、そうじ、料理、買物」は、困窮層が一般層より5ポイント以上上回っています。

また、中学2年生の「兄弟姉妹のお世話」は、困窮層が一般層より15ポイント以上上回っています。



(6) 「努力すればできるようになる」と感じているか(本人調査)

日常生活の中で感じていることのうち、「努力すればできるようになる」と感じているかについてみると、小学5年生では「そう思う」は、困窮層が一般層より15ポイント以上、中学2年生は10ポイント以上上回っています。



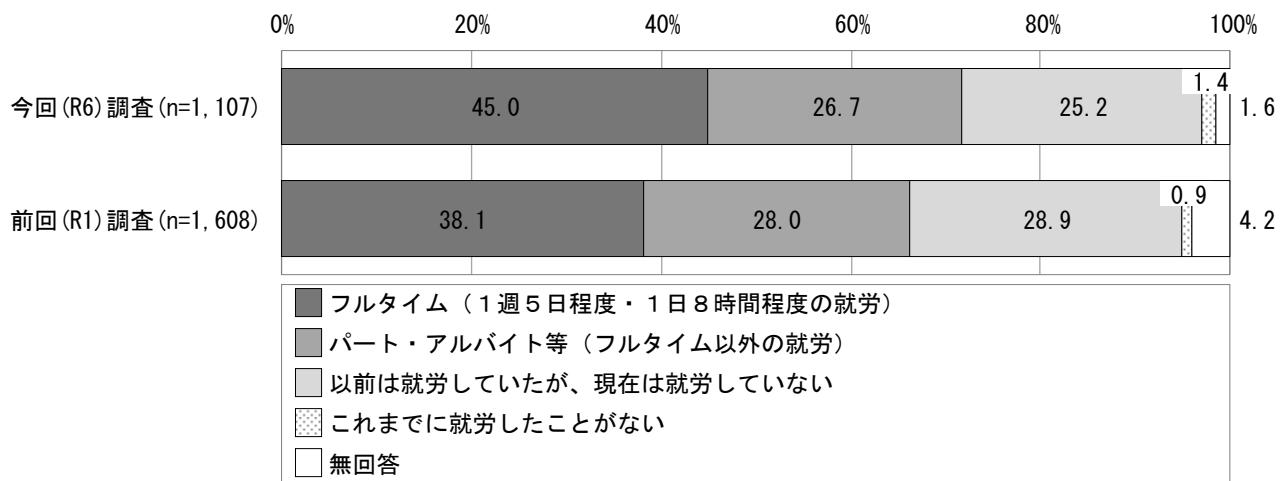
3 子ども・子育てに関するアンケート調査結果から見た状況

(1) 保護者の就労状況〈就学前児童・小学生〉

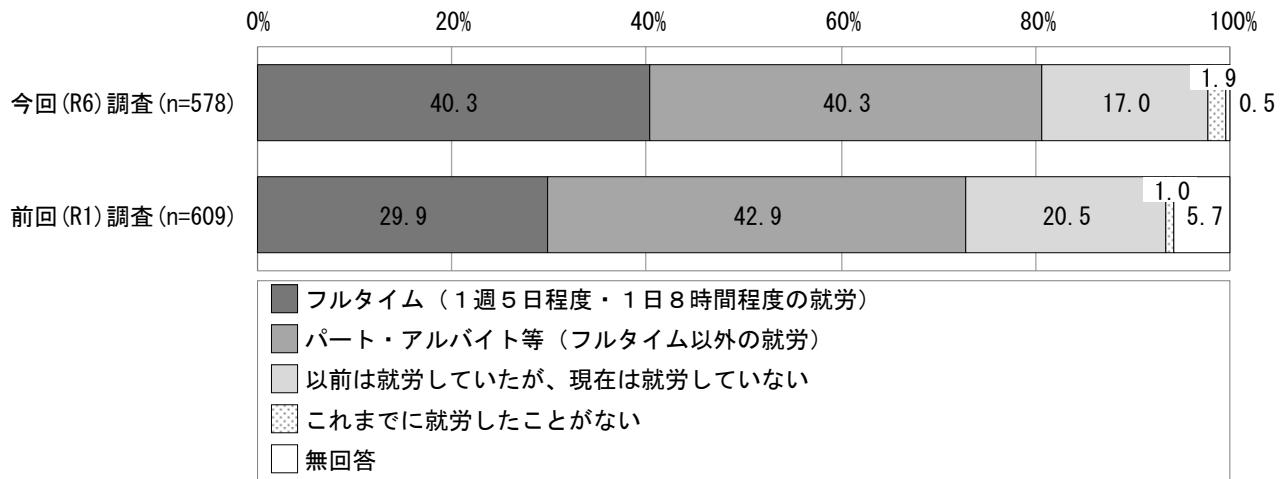
母親の就労状況を見ると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、今回(R6)調査が前回(R1)調査を上回っています。

年々、パート・アルバイトを含め、就労している母親の割合が上昇しており、特にフルタイムの割合の上昇が顕著です。

▼母親（就学前児童）



▼母親（小学生）

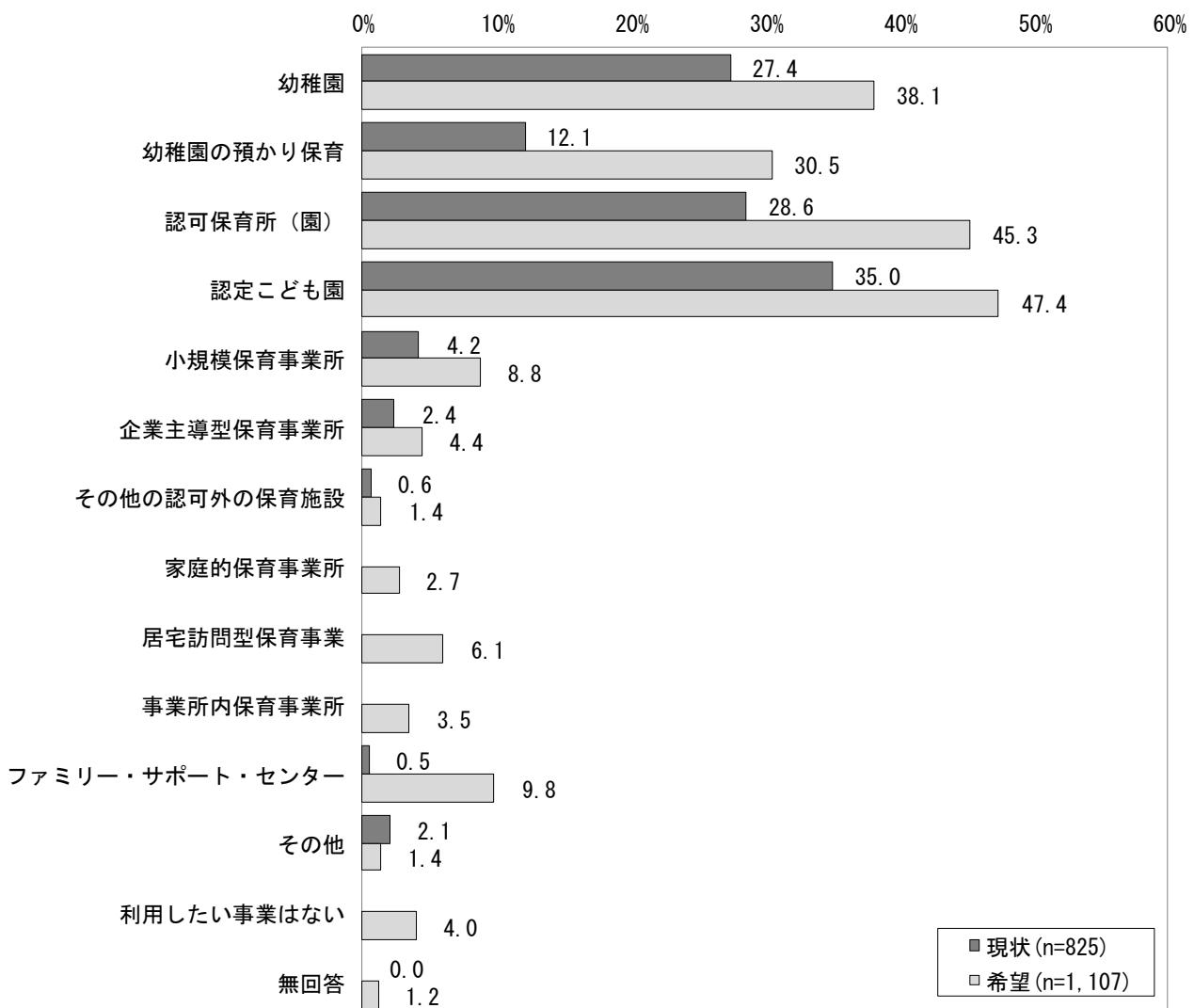


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向〈就学前児童〉

① 平日の定期的な教育・保育事業の現状と希望

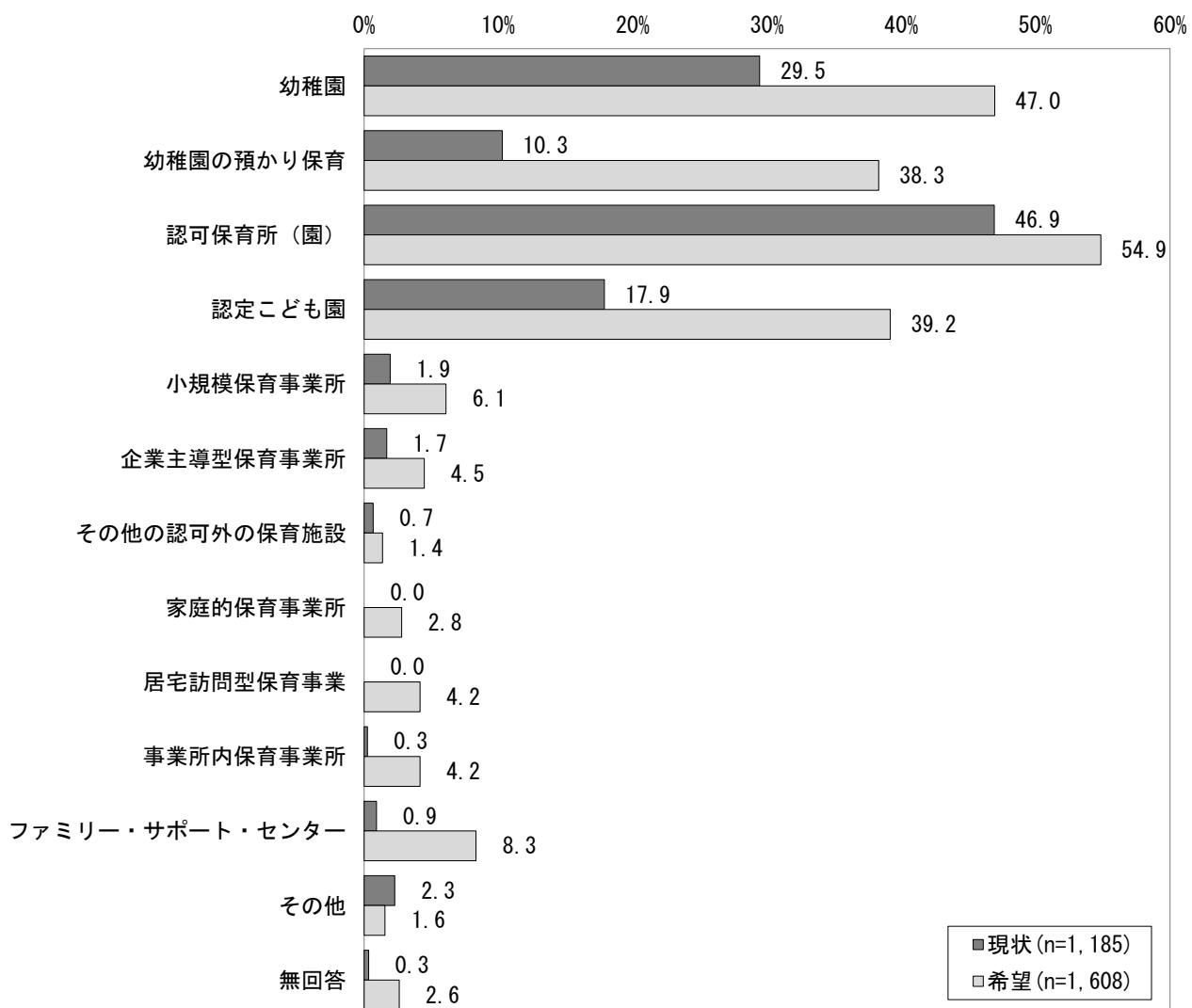
▼今回調査

現状と希望のギャップを見ると、「幼稚園の預かり保育」は希望(30.5%)が現状(12.1%)を18.4ポイント、「認可保育所(園)」は希望(45.3%)が現状(28.6%)を16.7ポイント、「認定こども園」は希望(47.4%)が現状(35.0%)を12.4ポイント上回っています。



※「家庭的保育事業所」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業所」、「利用したい事業はない」は、現状を聞く調査の項目にない。

▼（参考）前回調査

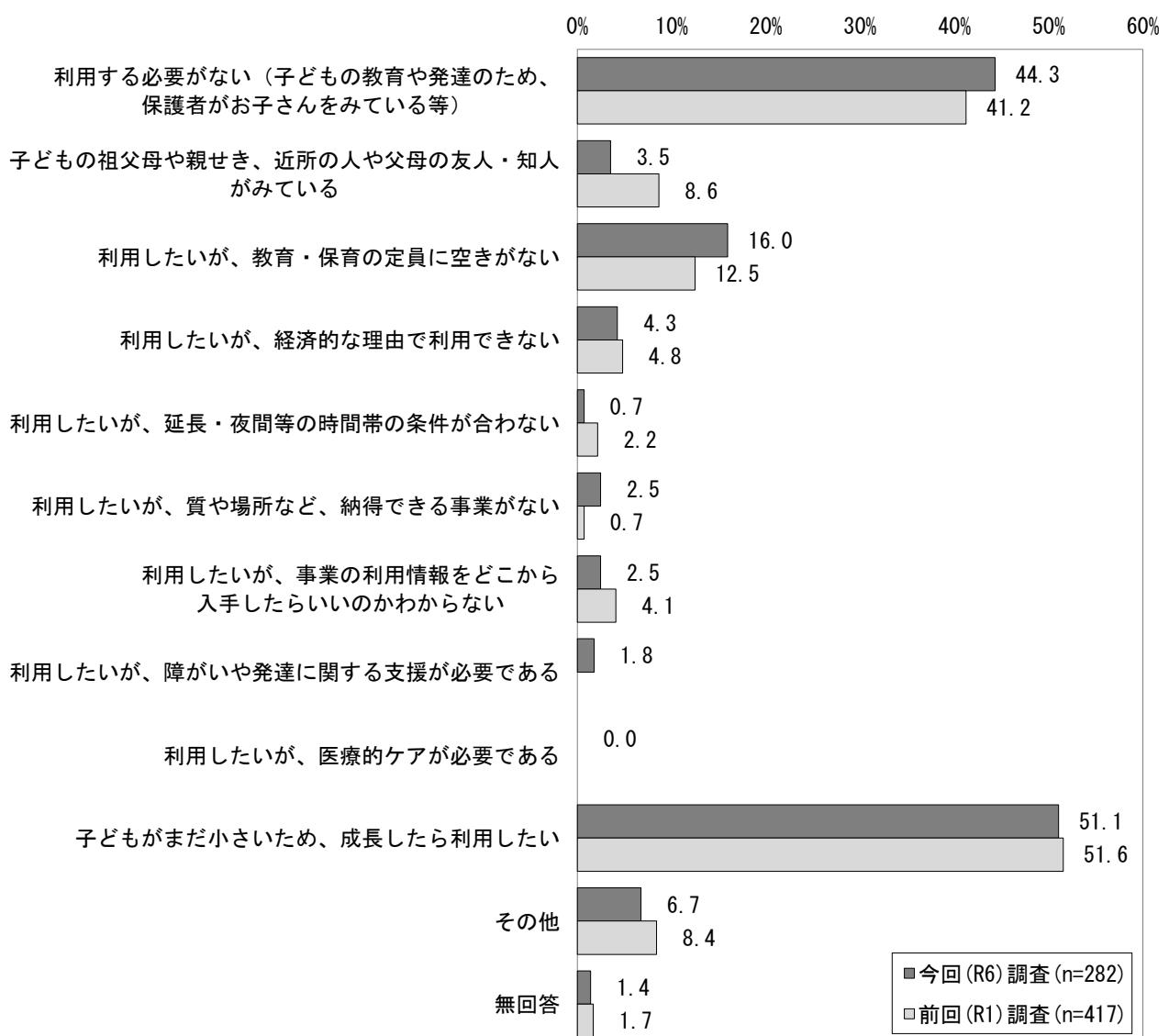


②教育・保育事業を利用していない理由

平日定期的に教育・保育事業を利用していない理由では、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が 51.1%と最も高く、「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」が 44.3%と続いています。

経年比較では「子どもの祖父母や親せき、近所の人や父母の友人・知人がみている」は、前回(R1)調査(8.6%)から今回(R6)調査(3.5%)で 5.1 ポイント減少しています。

一方、「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」、「利用したいが、教育・保育の定員に空きがない」がわずかに増加しています。



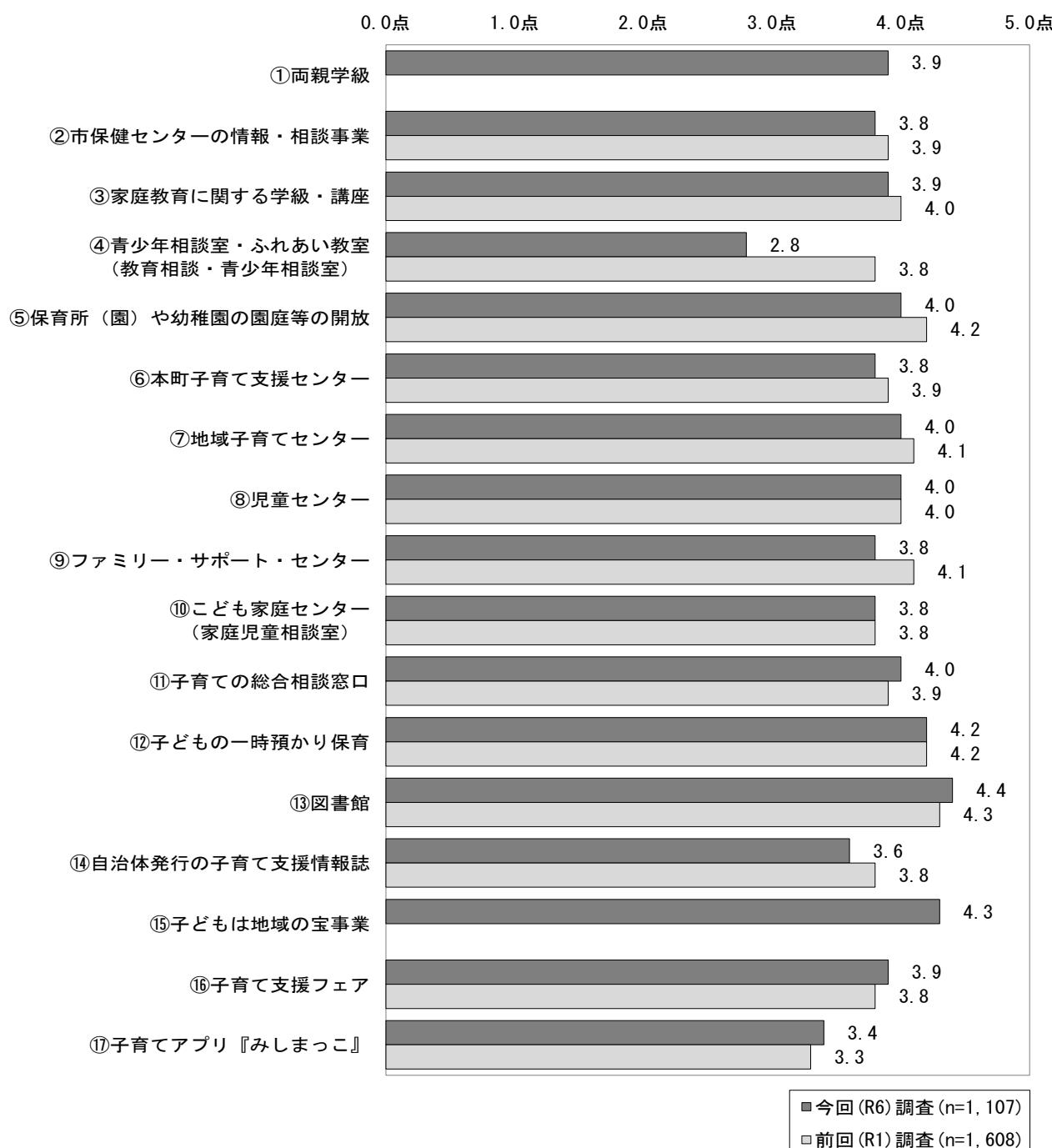
※「利用したいが、障がいや発達に関する支援が必要である」、「利用したいが、医療的ケアが必要である」は、前回調査の項目にない。

(3) 地域の子育て支援事業の満足度〈就学前児童・小学生〉

▼就学前児童

地域の子育て支援事業の満足度の平均点を見ると、「⑬図書館」が4.4点と最も高くなっています。

経年比較では、「⑪子育ての総合相談窓口」、「⑬図書館」、「⑯子育て支援フェア」、「⑰子育てアプリ『みしまっこ』」の満足度が上昇しています。



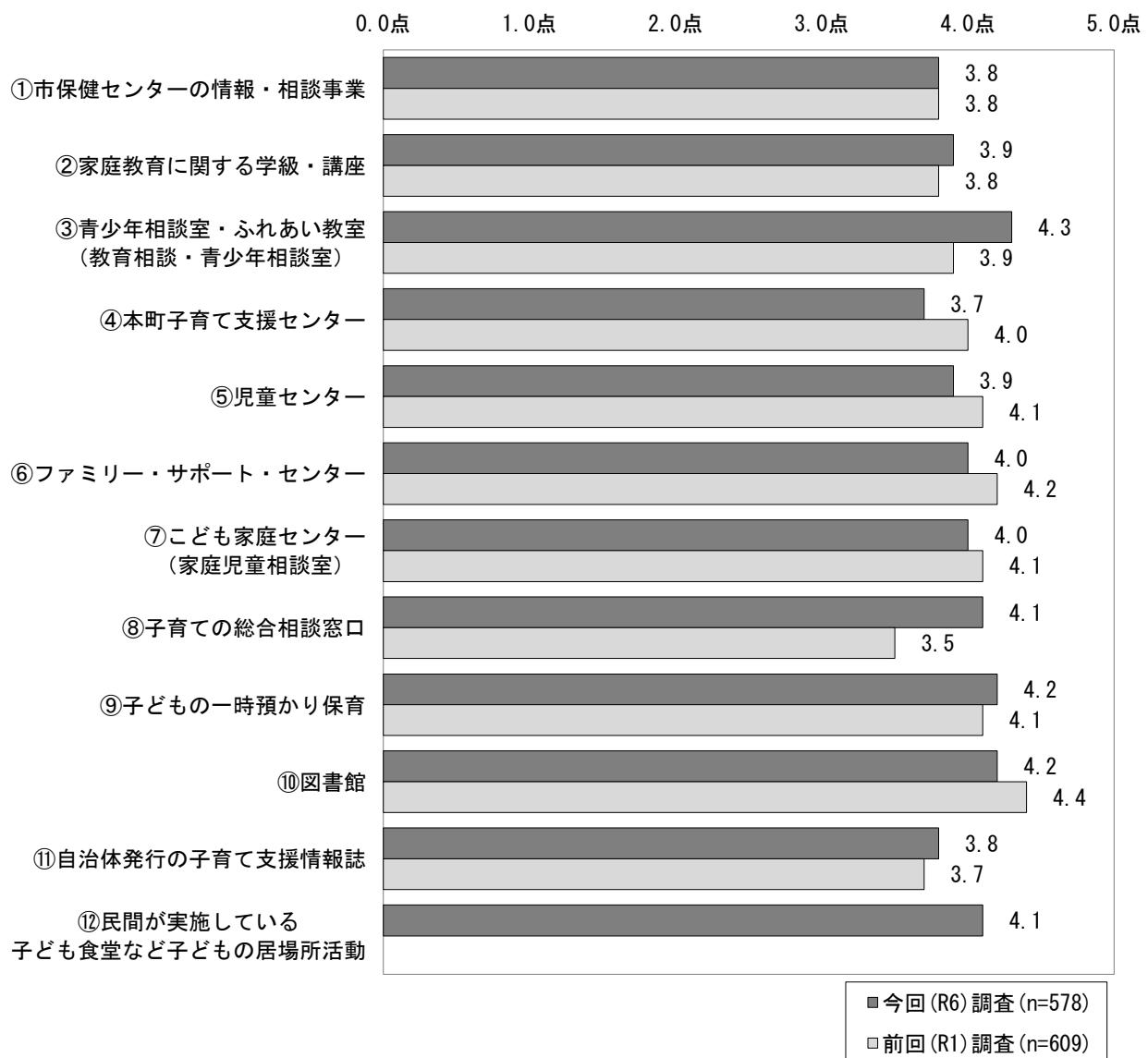
※「両親学級」、「子どもは地域の宝事業」は、前回調査の項目ない。

※選択肢後ろの（ ）は、前回調査の選択肢（以下同）

▼小学生

地域の子育て支援事業の満足度の平均点をみると、「③青少年相談室・ふれあい教室」が4.3点と最も高くなっています。

経年比較においても、「③青少年相談室・ふれあい教室」の満足度が0.4ポイントと最も上昇しています。

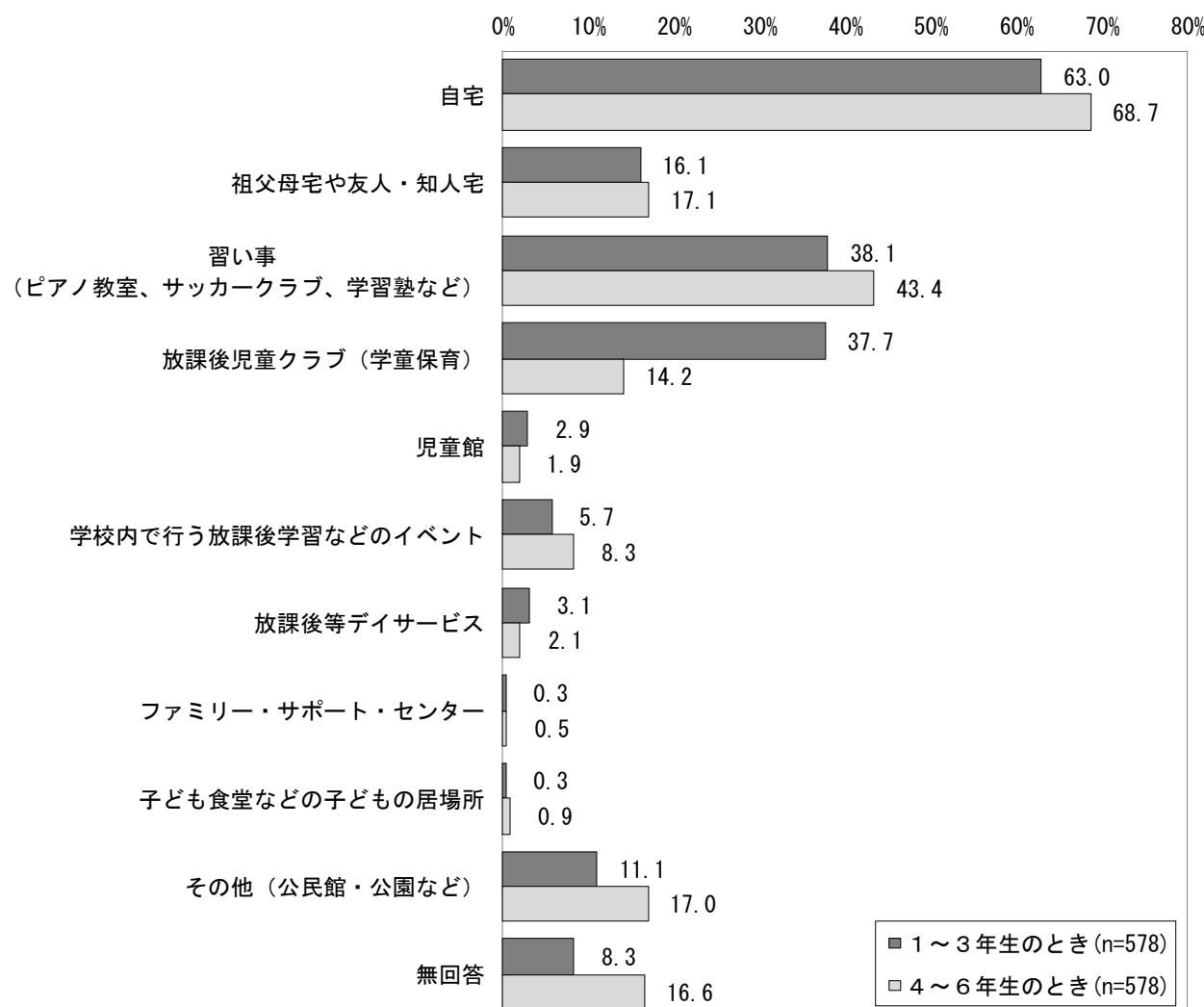


※「民間が実施している子ども食堂など子どもの居場所活動」は、前回調査の項目がない。

(4) 小学生の放課後の過ごし方の意向〈小学生〉

1～3年生のときは、「自宅」が63.0%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が38.1%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が37.7%と続いている。

4～6年生のときは、「自宅」が68.7%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が43.4%と続いている。

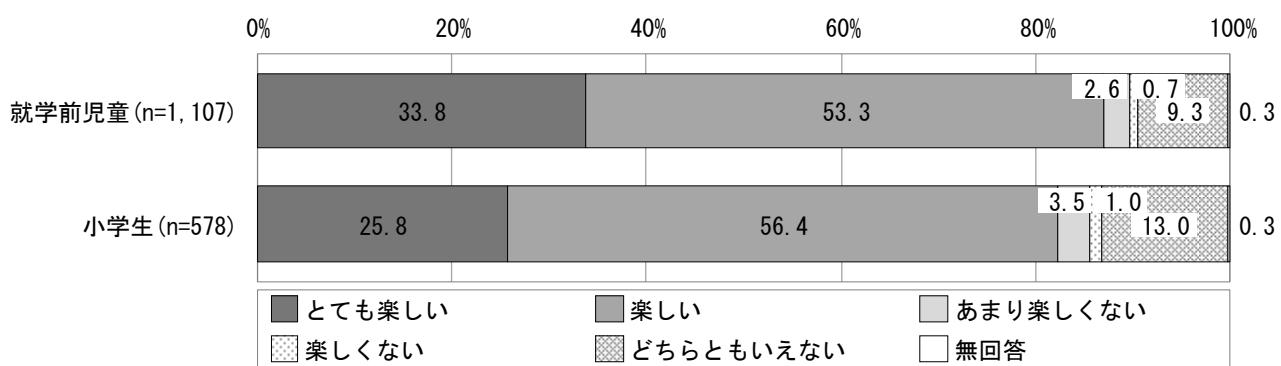


(5) こどもや子育てに対する意識〈就学前児童・小学生〉

①子育てについて感じること

就学前児童の保護者では、「楽しい」が53.3%と最も高く、「とても楽しい」が33.8%と続いている。小学生の保護者では、「楽しい」が56.4%と最も高く、「とても楽しい」が25.8%と続いている。

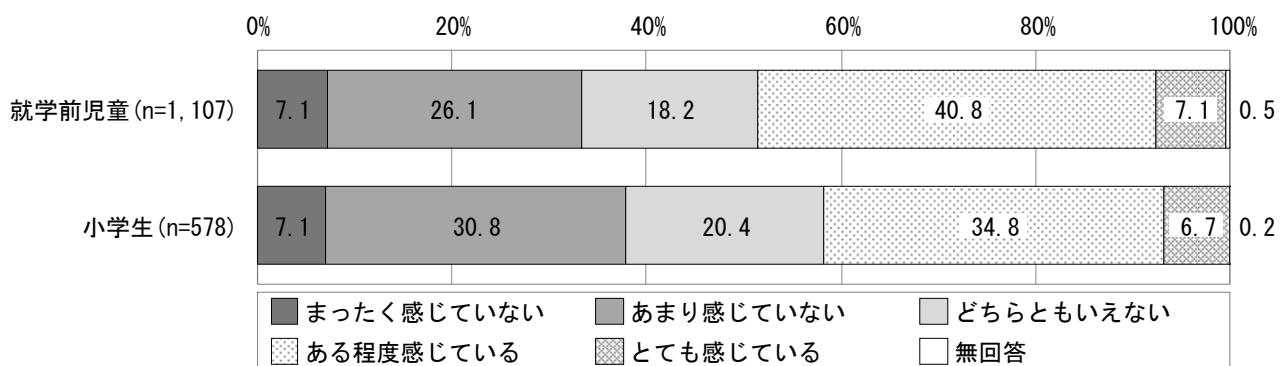
就学前児童の保護者の方が、小学生の保護者よりも子育てを楽しく感じる割合が多いことがわかります。



②子育てについて負担に感じること

就学前児童の保護者では、「ある程度感じている」が40.8%と最も高く、「あまり感じていない」が26.1%と続いている。小学生の保護者では、「ある程度感じている」が34.8%と最も高く、「あまり感じていない」が30.8%と続いている。

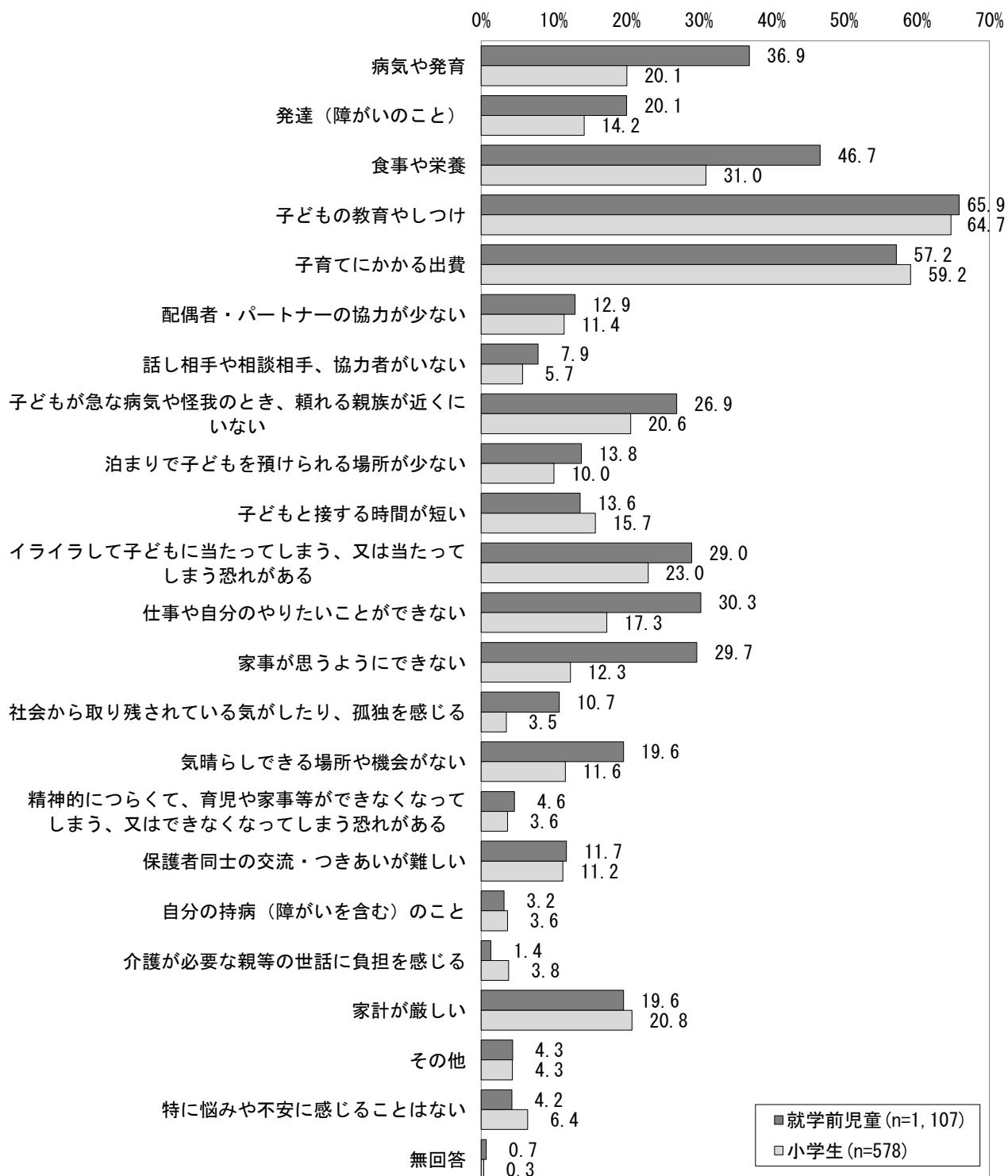
就学前児童の保護者の方が、小学生の保護者よりも負担に感じる割合が多いことがわかります。



③子育ての悩みについて

就学前児童の保護者では、「子どもの教育やしつけ」が 65.9%と最も高く、「子育てにかかる出費」が 57.2%、「食事や栄養」が 46.7%と続いています。

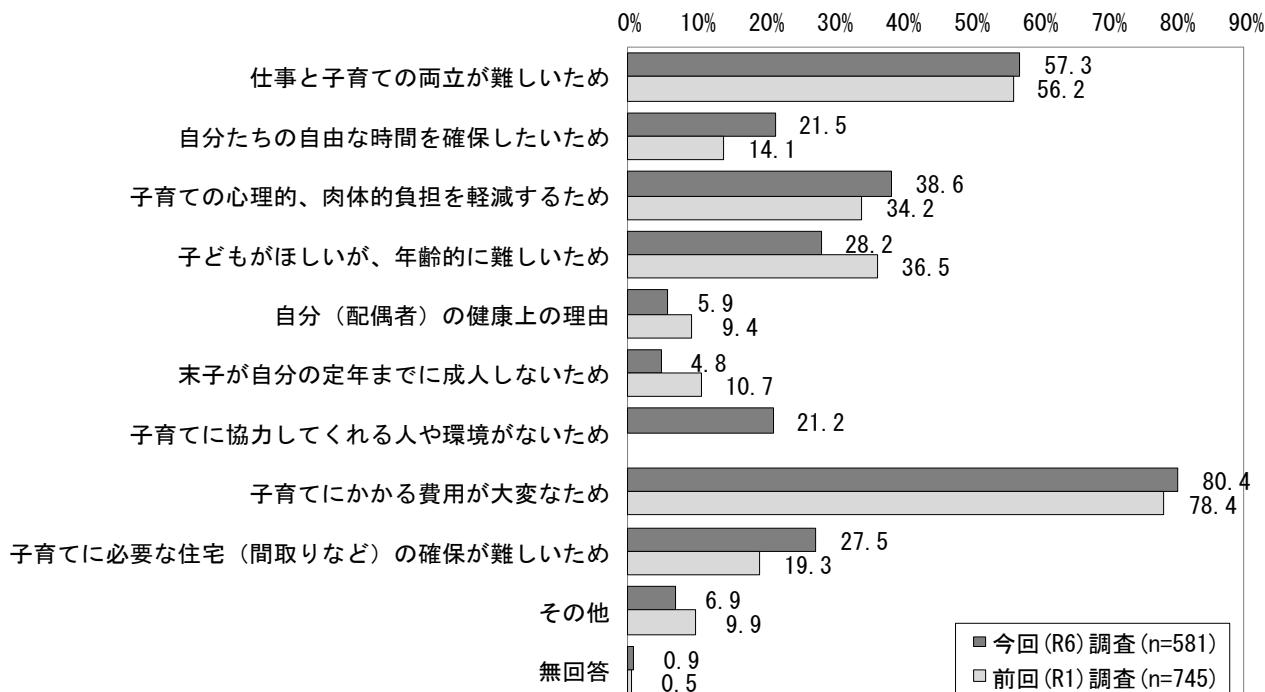
小学生の保護者では、「子どもの教育やしつけ」が 64.7%と最も高く、「子育てにかかる出費」が 59.2%、「食事や栄養」が 31.0%と続いています。



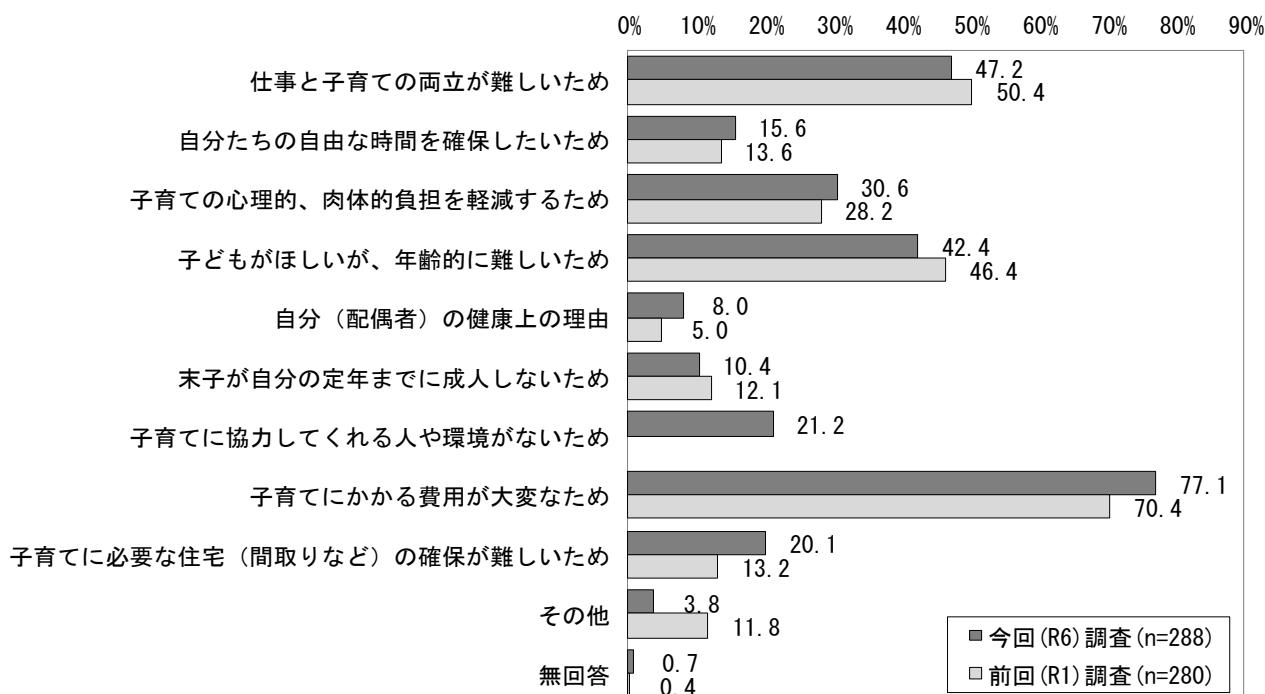
(6) 理想の子どもの人数より現実的に子育てが可能な子どもの人数が少ない方の理由〈就学前児童・小学生〉

理想の人数より可能な人数が少ない理由は、就学前児童の保護者・小学生の保護者のいずれも「子育てにかかる費用が大変なため」が最も高くなっています。

▼就学前児童



▼小学生



※「子育てに協力してくれる人や環境がないため」は、前回調査の項目にない。

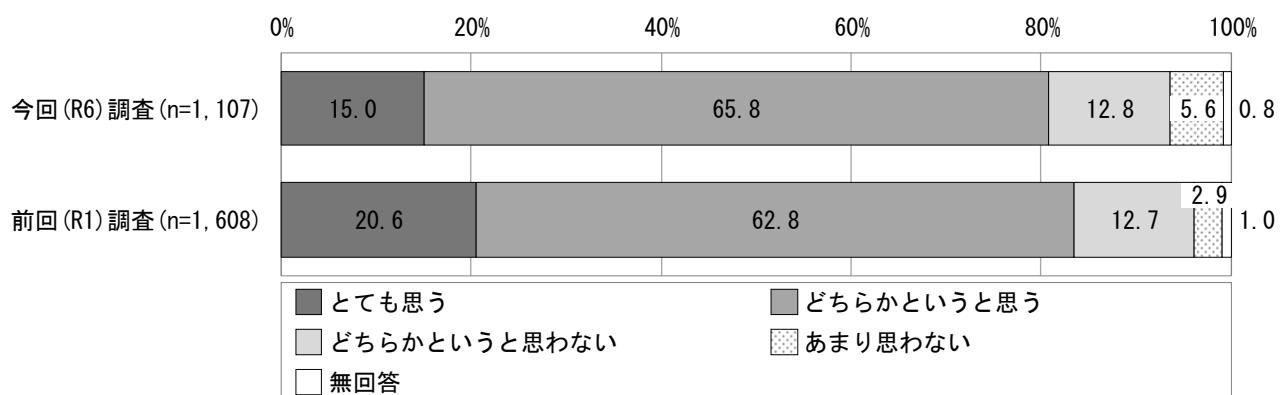
(7) 三島市の子育て環境や子育て支援〈就学前児童・小学生〉

①三島市は子育てしやすい環境だと思うか

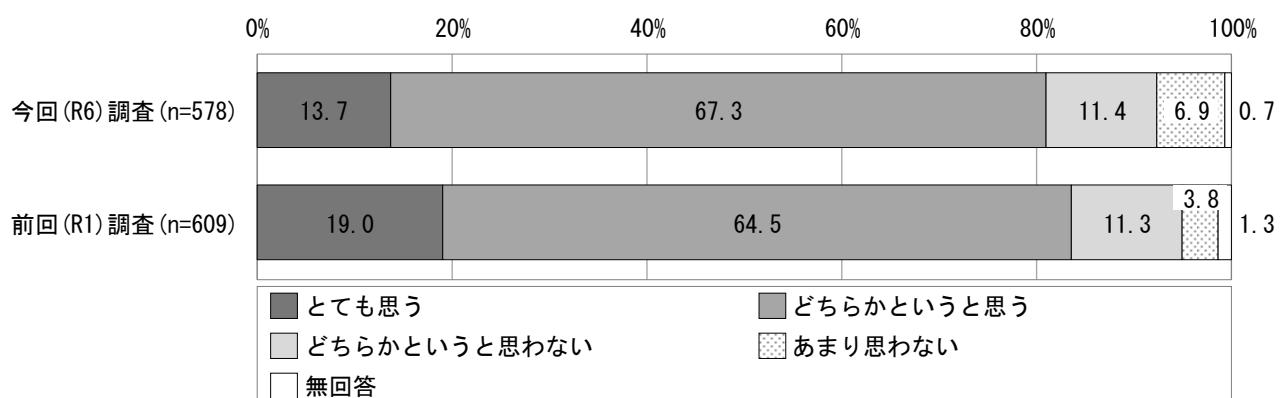
就学前児童の保護者では「どちらかというと思う」が 65.8%と最も高く、「とても思う」が 15.0%と続いています。

小学生の保護者では、「どちらかというと思う」が 67.3%と最も高く、「とても思う」が 13.7%と続いています。

▼就学前児童



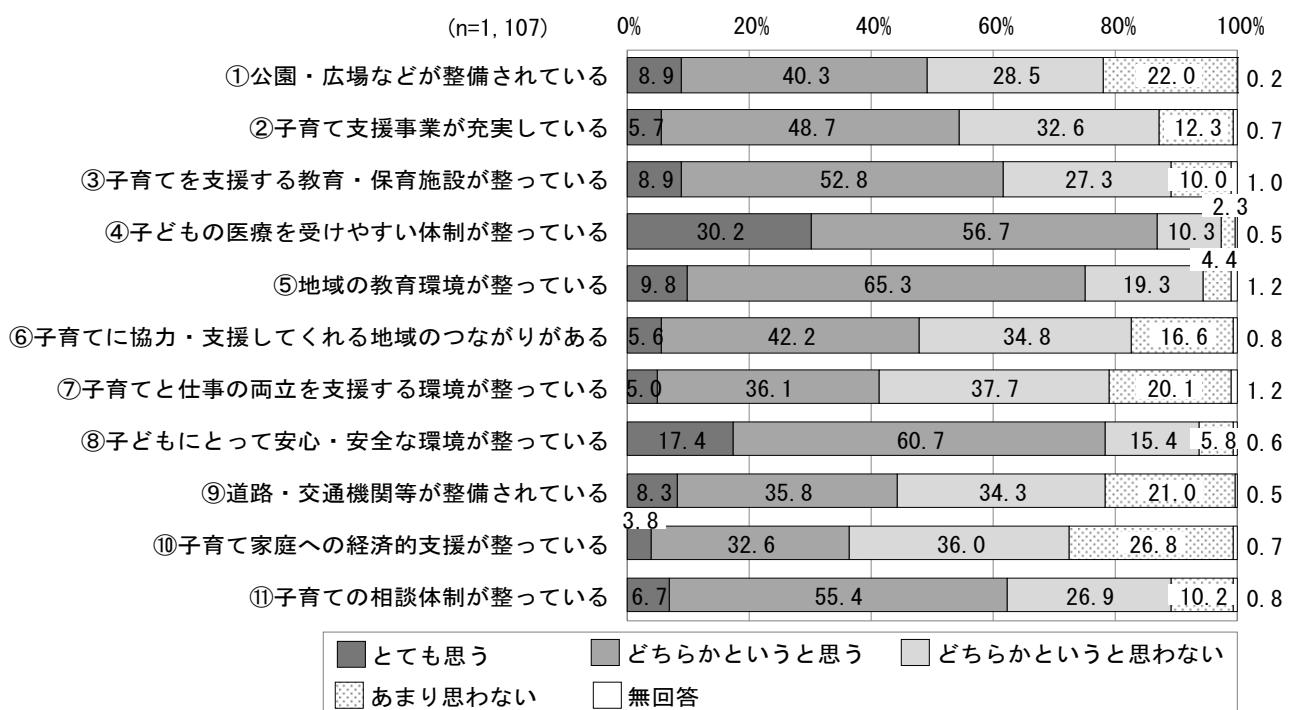
▼小学生



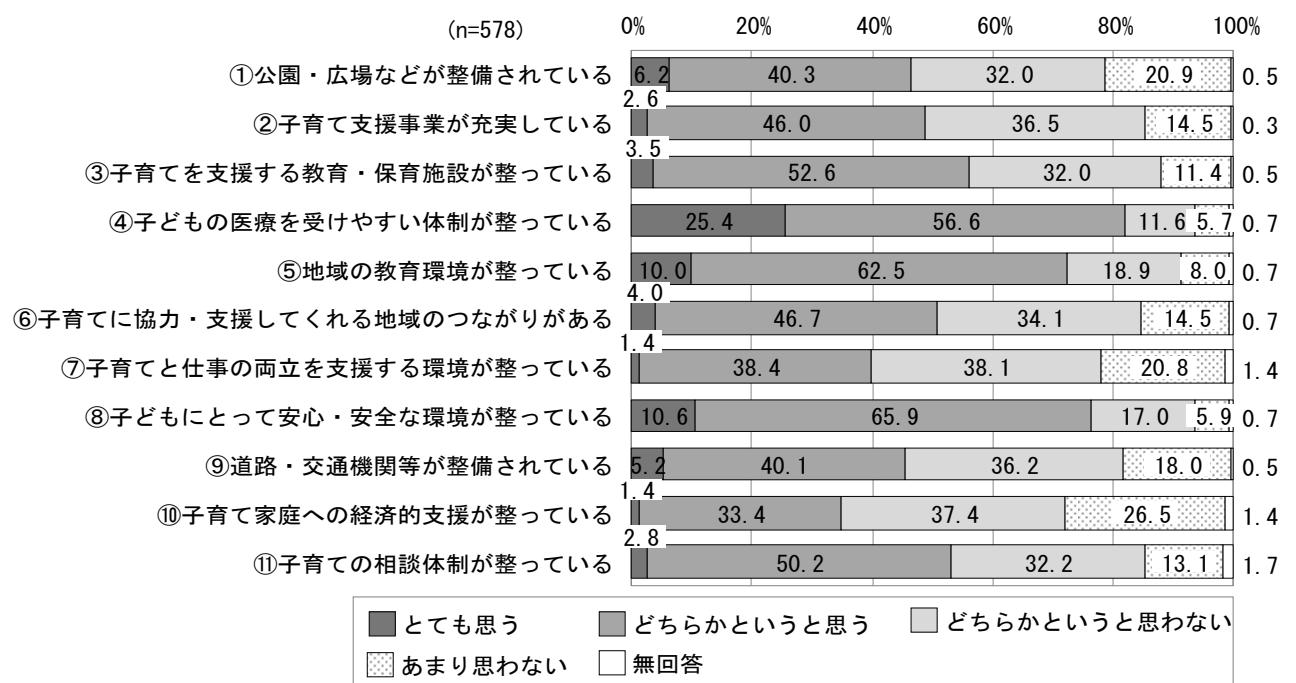
②現在の三島市での子育て環境について、感じていること

就学前児童の保護者・小学生の保護者のいずれも、<④子どもの医療を受けやすい体制が整っている>で「どちらかというと思う」の割合が最も高くなっています。一方、小学生の保護者では、<⑩子育て家庭への経済的支援が整っている>で「あまり思わない」の割合が26.5%と、相対的に高くなっています。

▼就学前児童

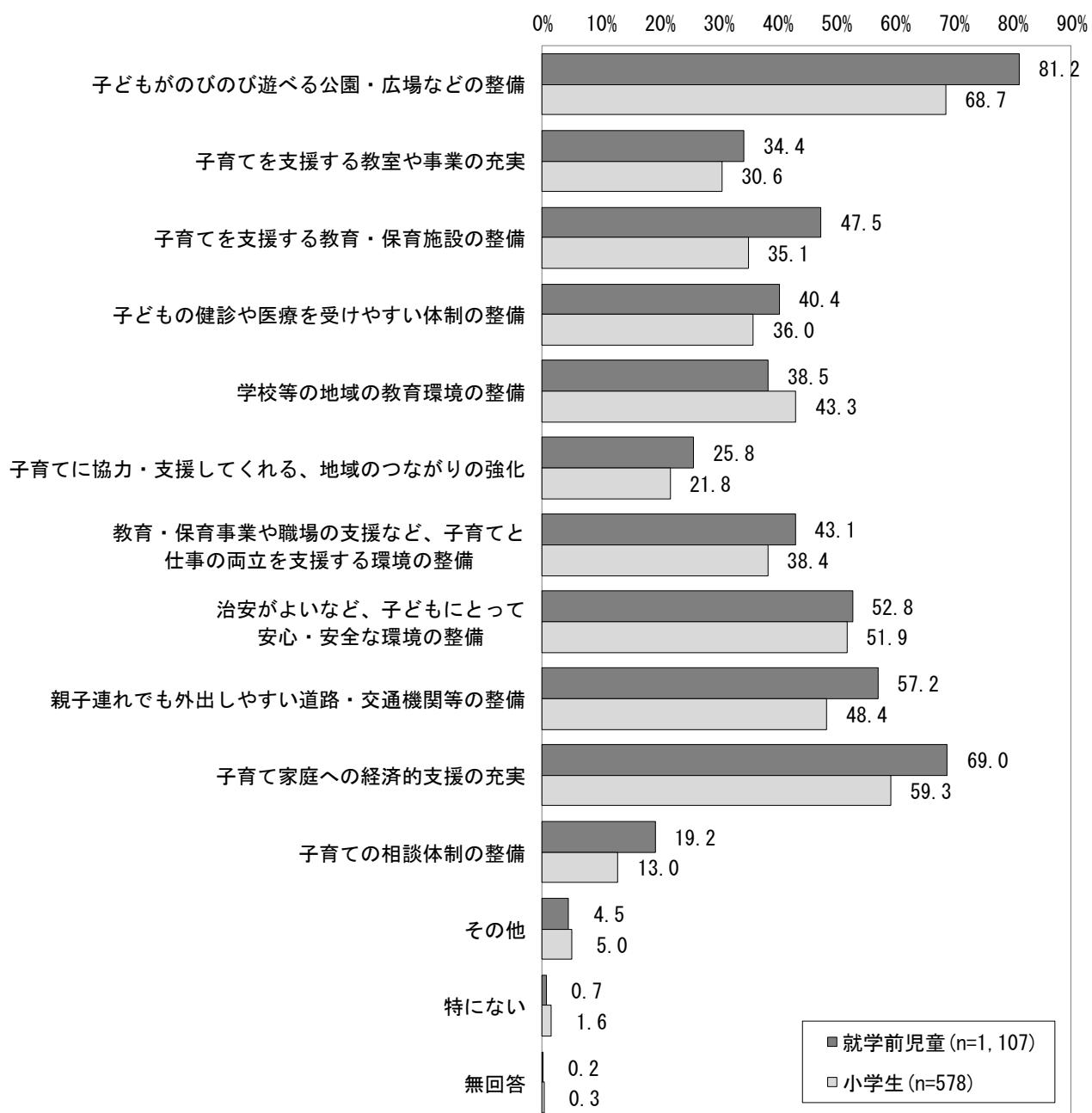


▼小学生



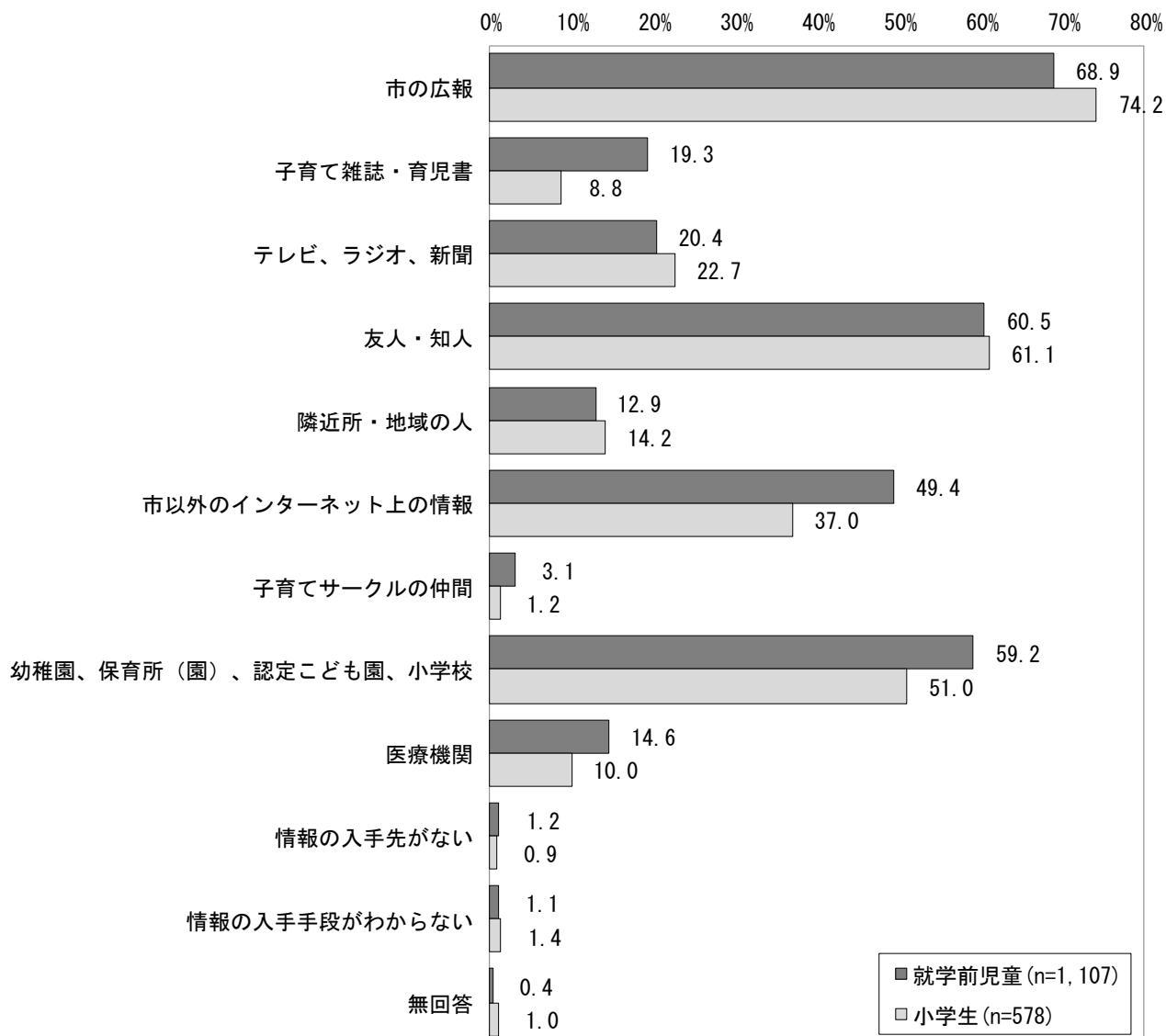
③三島市の子育て支援について期待すること

就学前児童の保護者・小学生の保護者のいずれも、「子どもがのびのび遊べる公園・広場などの整備」が最も高く、「子育て家庭への経済的支援の充実」と続いています。



(8) 子育てに必要な情報の入手について(就学前児童・小学生)

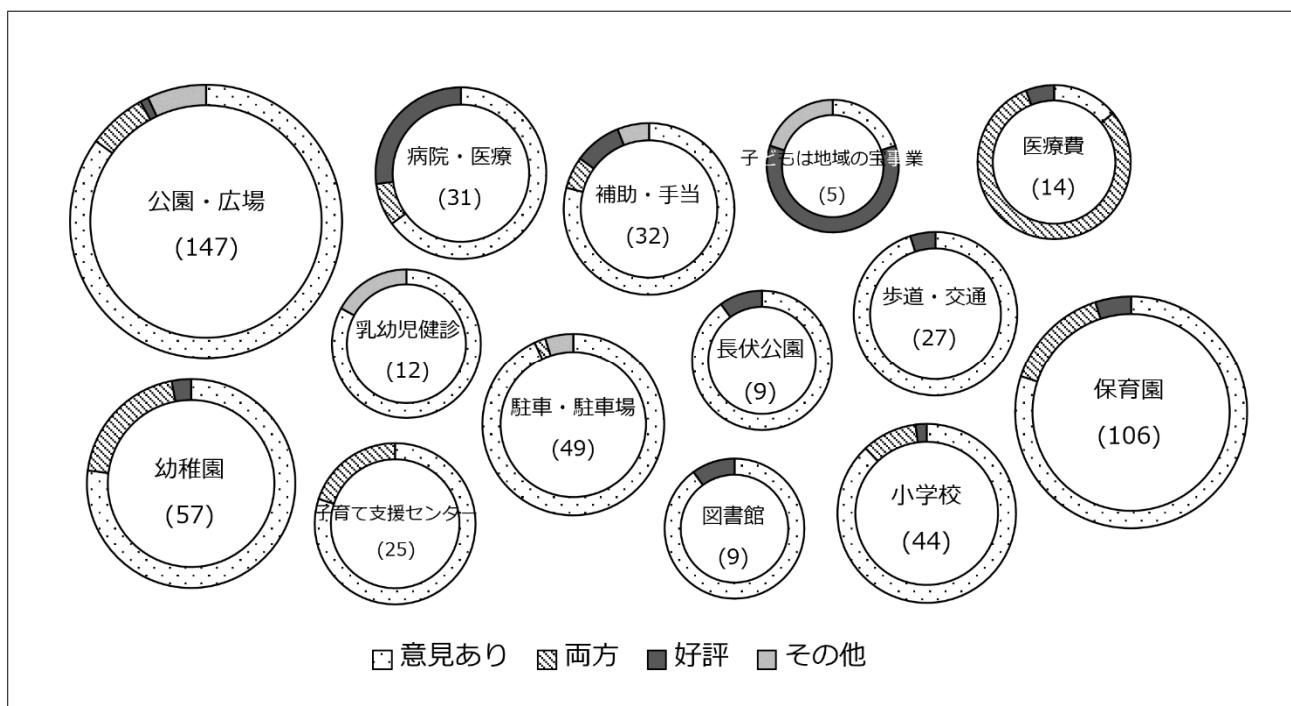
就学前児童の保護者・小学生の保護者のいずれも、「市の広報」が最も高く、「友人・知人」、「幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校」と続いています。



(9) 自由回答分析

▼就学前児童の保護者

〈AI分析〉



※円の大きさは回答数を表している。

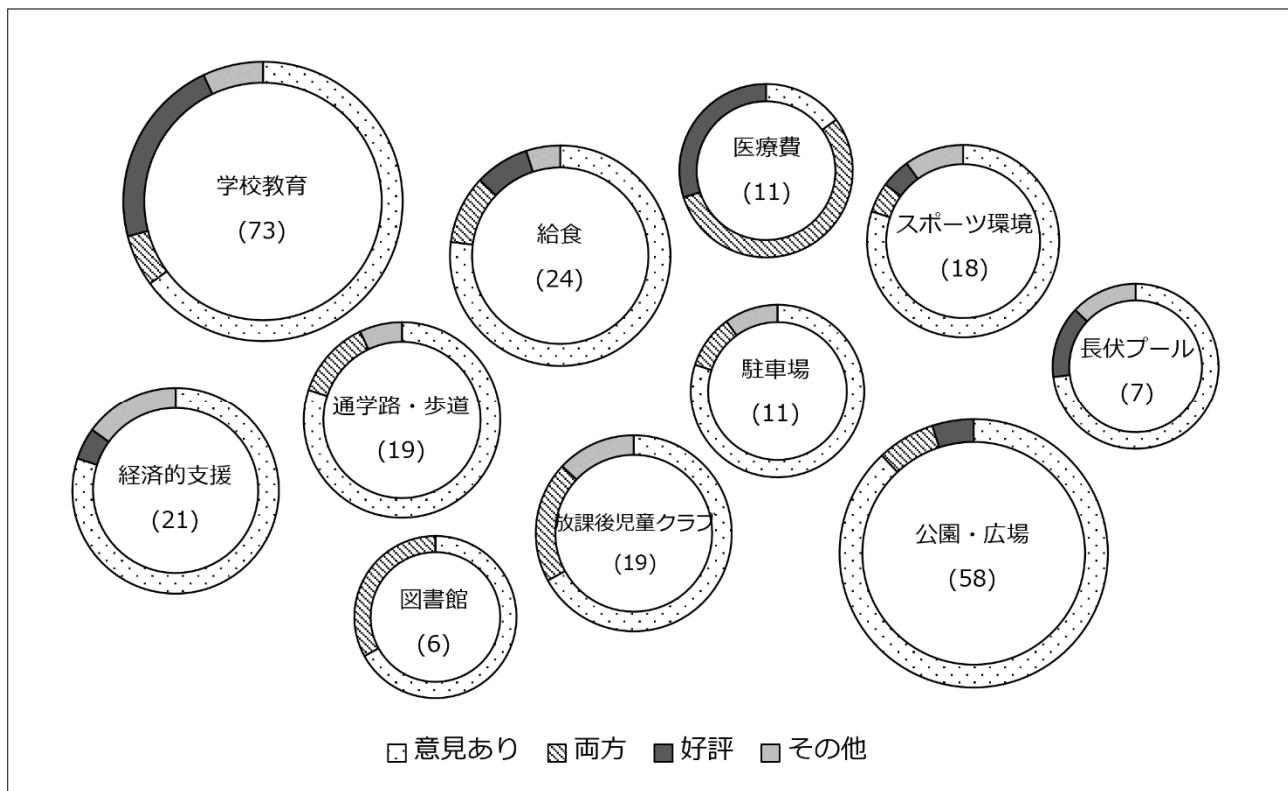
※「ご意見・ご要望」の自由回答欄のため、改善要求（意見あり）が多くなる傾向にある。

〈主な意見〉

- ・ こどもがのびのびと遊べる公園を増やしてほしい
- ・ 乳幼児健診は昼間の時間を避けるべき
- ・ 子育て支援センターの駐車場を無料にしてほしい
- ・ 給食費を無償化してほしい
- ・ 18歳まで医療費が無料なのは大変助かっている
- ・ 希望の保育園・幼稚園に入れるようにしてほしい
- ・ 未就園児の一時預かりを充実してほしい
- ・ 待機児童をなくしてほしい
- ・ 図書館の蔵書数、種類を増やしてほしい
- ・ 歩道が整備されていない・狭いためベビーカーを押して歩くのが困難
- ・ 未就学児が集まる「子どもは地域の宝事業」は手厚い歓迎や交流があつてとてもよい

▼小学生の保護者

〈AI分析（全体）〉



※円の大きさは回答数を表している。

※「ご意見・ご要望」の自由回答欄のため、改善要求（意見あり）が多くなる傾向にある。

〈主な意見〉

- 長伏プールがなくなつて残念、こどもの遊び場を増やしてほしい
- ボール遊びなど、気軽にスポーツができる場所・公園をつくつてほしい
- 広くてきれいなこどもが遊べる施設がほしい
- 給食費を無償化してほしい
- 学費を補助してほしい
- 通学路が狭い・危険なため、安全に整備してほしい
- 教育の質の向上・教育環境の充実を図つてほしい
- 図書館の蔵書数、種類を増やしてほしい
- 放課後児童クラブに入る条件が厳し過ぎる
- 駐車場が少ない
- 18歳まで医療費が無料なのは大変助かっている

4 こども・子育てとウェルビーイング

こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」が令和5年12月に策定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされました。

さらに、こども大綱と同時期に策定された「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」では、子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」を人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期と位置づけています。

また、令和5年6月に策定された、今後の教育政策に関する基本的な方針である「第4期教育振興基本計画」においても、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上させること等が示されたところです。

本市におきましては、日本一幸せに暮らせる都市を目指して令和5年12月に三島商工会議所、三島市自治会連合会、三島市の3者で、地域全体でウェルビーイングに取り組む「めざせ！ウェルビーイング宣言」を行いました。また、より暮らしやすく、幸福感の高い地域づくりを目指していくため、地域幸福度（ウェルビーイング）調査を実施しています。

■三島市 2023年度版(令和5年度版) ウェルビーイング個別調査

日々の生活（環境や人間関係）や、感じていることなどについて、客観指標（統計データ）と主観指標（個人の意見）のデータを活用し、「暮らしやすさ」と「幸福感（ウェルビーイング）」を指標で数値化・可視化するための調査です。本調査は、主観指標データの基礎となるものです。

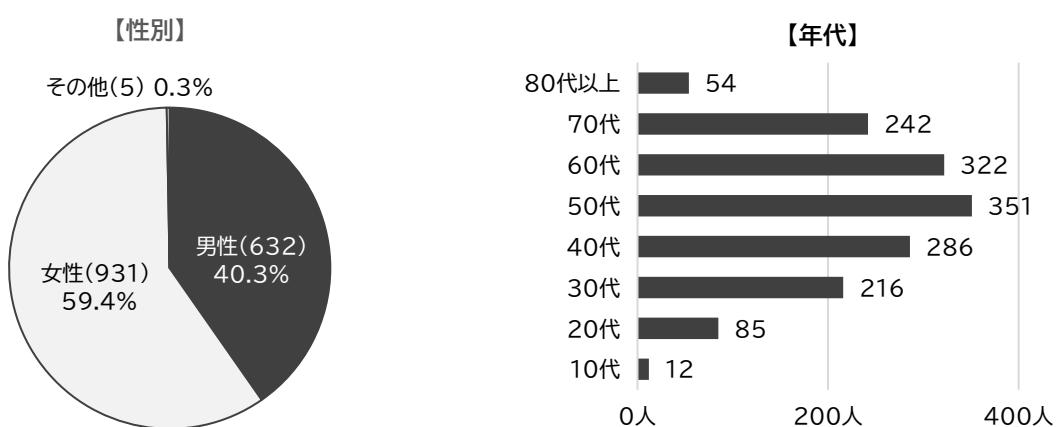
実施期間：令和5年10月13日～12月17日

実施方法：WEBアンケート

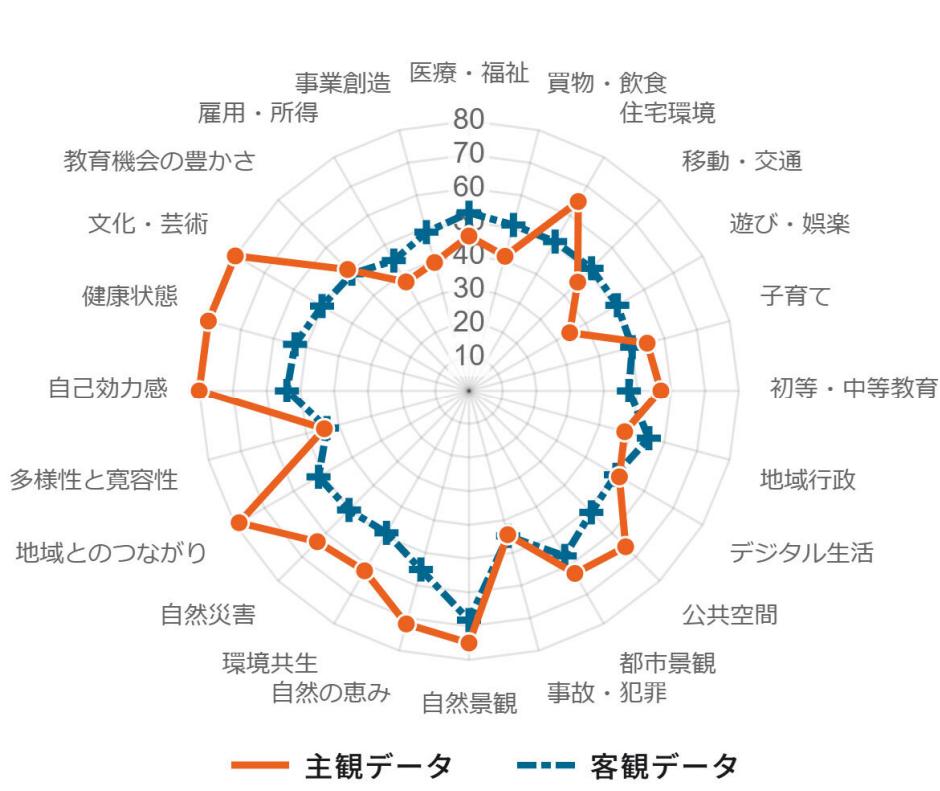
対象者：一般市民

回答数：1,568人

（内訳）



「三島市民のウェルビーイングの要因分析」



カテゴリー・評価指標	主観データ	客観データ
医療・福祉	45.9	52.8
買物・飲食	41.3	50.9
住宅環境	64.8	51.1
移動・交通	45.6	51.4
遊び・娯楽	34.5	50.8
子育て	54.7	50.1
初等・中等教育	56.9	47.4
地域行政	47.8	55.2
デジタル生活	51.5	50.3
公共空間	65.7	51.3
都市景観	62.8	56.8
事故・犯罪	44.4	44.8
自然景観	75	68.2
自然の恵み	71.8	55.1
環境共生	61.9	48.9
自然災害	63.6	50.3
地域とのつながり	78.7	51.5
多様性と寛容性	44.4	43.6
自己効力感	80.0	54.0
健康状態	80.0	53.4
文化・芸術	80.0	50.3
教育機会の豊かさ	50.9	49.1
雇用・所得	37.3	44.6
事業創造	39.4	48.7

「子育て」について、主観指標データ

- ① 私の暮らしている地域では、子育て支援が手厚い 偏差値 51.0
- ② 私の暮らしている地域では、こどもがいきいきと暮らせる 偏差値 58.5

「子育て」についての客観指標データ

- ①保育所への距離 1 km の住宅割合 偏差値 42.3
- ②可住地面積あたり幼稚園数 偏差値 48.9
- ③一施設あたり幼稚園児数 偏差値 59.7
- ④人口あたり待機児童数 偏差値 51.9
- ⑤歳出総額の教育費割合 偏差値 45.7
- ⑥合計特殊出生率 偏差値 52.2

5 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 幼児期の教育・保育

教育・保育の支給認定区分の状況について、令和6年度の1号認定の実績値は、第1期計画の量の見込みに対して、ほぼ同等となっています。

2号認定の実績値は、量の見込みに対して8.6%上回っており、3～5歳児保育の需要が見込みよりも拡大している状況が見られます。

3号認定（0歳）の実績値は、見込みを30%以上上回っており、また、3号認定（1・2歳）も見込みを20%以上上回っていることから、0～2歳児保育の需要が見込みよりも拡大している状況が見られます。

▼幼児期の教育・保育の状況（単位：人）

認定区分	令和2年度		対計画比 (B/A)
	第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 申込み数 (B)	
1号認定（3～5歳）	1,244	1,302	104.7%
2号認定（3～5歳）	1,217	1,215	99.8%
3号認定（0歳）	271	283	104.4%
3号認定（1・2歳）	728	827	113.6%
3号認定の保育利用率 (対0～2歳人口比)	48.0%	51.4%	107.1%

認定区分	令和3年度		対計画比 (B/A)
	第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 申込み数 (B)	
1号認定（3～5歳）	1,197	1,221	102.0%
2号認定（3～5歳）	1,177	1,206	102.5%
3号認定（0歳）	262	297	113.4%
3号認定（1・2歳）	714	758	106.2%
3号認定の保育利用率 (対0～2歳人口比)	48.0%	50.3%	104.8%

認定区分	令和4年度		対計画比 (B/A)
	第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 申込み数 (B)	
1号認定（3～5歳）	1,141	1,167	102.3%
2号認定（3～5歳）	1,128	1,152	102.1%
3号認定（0歳）	251	301	119.9%
3号認定（1・2歳）	687	776	113.0%
3号認定の保育利用率 (対0～2歳人口比)	48.0%	53.2%	110.8%

認定区分	令和5年度		対計画比 (B/A)
	第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 申込み数 (B)	
1号認定（3～5歳）	1,090	1,145	105.0%
2号認定（3～5歳）	1,084	1,123	103.9%
3号認定（0歳）	240	290	120.8%
3号認定（1・2歳）	661	820	124.1%
3号認定の保育利用率 (対0～2歳人口比)	48.0%	59.7%	124.4%

認定区分	令和6年度		対計画比 (B/A)
	第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 申込み数 (B)	
1号認定（3～5歳）	1,064	1,063	99.9%
2号認定（3～5歳）	1,061	1,152	108.6%
3号認定（0歳）	230	301	130.9%
3号認定（1・2歳）	634	776	122.4%
3号認定の保育利用率 (対0～2歳人口比)	48.1%	64.1%	133.3%

資料：担当課資料（1月1日現在）

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の状況について、令和5年度の実績値は、一時預かり事業や時間外保育事業で見込みよりも需要が拡大している状況が見られます。

一方、地域子育て支援拠点事業は、見込みの6割程度（61.0%）の利用となっており、コロナ禍前の需要に戻っていない状況がうかがえます。そのほか、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）も見込みを大きく下回る実績値となっています。

▼地域子ども・子育て支援事業の状況

事業名等			令和2年度		対計画比 (B/A)
			第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 (B)	
利用者支援事業	実施か所数 (か所)	基本型	1	1	100.0%
		こども家庭 センター型 (旧母子保 健型)	1	1	100.0%
地域子育て支援拠 点事業	年間延利用者数 (人回)		49,609	17,870	36.0%
妊婦健康診査事業	妊娠届出数 (人)		670	647	96.6%
乳児家庭全戸訪問 事業	年間訪問乳児数 (人)		650	654	100.6%
養育支援訪問事業	年間訪問児童数 (人)		300	268	89.3%
子育て短期支援事 業 (ショートステイ)	年間延利用者数 (人日)		10	0	0.0%
ファミリー・サポ ート・センター事 業 (子育て援助活 動支援事業)	年間延利用者数 (人日)		7,765	5,211	67.1%
一時預かり事業	年間延利用 者数 (人 日)	①幼稚園型	40,832	37,588	92.1%
		②幼稚園型 以外	3,630	2,163	59.6%
時間外保育事業	年間実利用者数 (人)		640	501	78.3%
病児保育事業	年間延利用者数 (人日)		1,622	445	27.4%
放課後児童クラブ (放課後児童健全 育成事業)	年間実利用 者数 (人)	1年生	395	375	94.9%
		2年生	350	367	104.9%
		3年生	280	291	103.9%
		4年生	163	154	94.5%
		5年生	48	48	100%
		6年生	23	21	91.3%
		合計	1,259	1,256	99.8%

事業名等			令和3年度		対計画比 (B/A)
			第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 (B)	
利用者支援事業	実施か所数 (か所)	基本型	1	1	100.0%
		こども家庭 センター型 (旧母子保 健型)	1	1	100.0%
地域子育て支援拠 点事業	年間延利用者数 (人回)		48,418	18,713	38.6%
妊婦健康診査事業	妊娠届出数 (人)		649	615	94.8%
乳児家庭全戸訪問 事業	年間訪問乳児数 (人)		630	644	102.2%
養育支援訪問事業	年間訪問児童数 (人)		295	209	70.8%
子育て短期支援事 業 (ショートステイ)	年間延利用者数 (人日)		10	0	0.0%
ファミリー・サポ ート・センター事 業 (子育て援助活 動支援事業)	年間延利用者数 (人日)		7,557	5,844	77.3%
一時預かり事業	年間延利用 者数 (人 日)	①幼稚園型 ②幼稚園型 以外	39,318 3,517	34,722 2,105	88.3% 59.9%
時間外保育事業	年間実利用者数 (人)		622	594	95.5%
病児保育事業	年間延利用者数 (人日)		1,572	881	56.0%
放課後児童クラブ (放課後児童健全 育成事業)	年間実利用 者数 (人)	1年生	400	377	94.3%
		2年生	360	351	97.5%
		3年生	290	292	100.7%
		4年生	166	127	76.5%
		5年生	50	37	74.0%
		6年生	23	7	30.4%
		合計	1,289	1,191	92.4%

事業名等			令和4年度		対計画比 (B/A)
			第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 (B)	
利用者支援事業	実施か所数 (か所)	基本型	1	1	100.0%
		こども家庭 センター型 (旧母子保 健型)	1	1	100.0%
地域子育て支援拠 点事業	年間延利用者数 (人回)		46,559	23,511	50.5%
妊婦健康診査事業	妊娠届出数 (人)		628	565	90.0%
乳児家庭全戸訪問 事業	年間訪問乳児数 (人)		610	554	90.8%
養育支援訪問事業	年間訪問児童数 (人)		290	223	76.9%
子育て短期支援事 業 (ショートステイ)	年間延利用者数 (人日)		10	0	0.0%
ファミリー・サポ ート・センター事 業 (子育て援助活 動支援事業)	年間延利用者数 (人日)		7,300	5,647	77.4%
一時預かり事業	年間延利用 者数 (人 日)	①幼稚園型 ②幼稚園型 以外	37,505 3,367	55,487 2,344	147.9% 69.6%
時間外保育事業	年間実利用者数 (人)		597	623	104.4%
病児保育事業	年間延利用者数 (人日)		1,518	1,134	74.7%
放課後児童クラブ (放課後児童健全 育成事業)	年間実利用 者数 (人)	1年生	400	369	92.3%
		2年生	370	365	98.6%
		3年生	300	302	100.7%
		4年生	169	134	79.3%
		5年生	52	35	67.3%
		6年生	23	20	87.0%
		合計	1,314	1,225	93.2%

事業名等			令和5年度		対計画比 (B/A)
			第2期計画 量の見込み等 (A)	実績値 (B)	
利用者支援事業	実施か所数 (か所)	基本型	1	1	100.0%
		こども家庭 センター型 (旧母子保 健型)	1	1	100.0%
地域子育て支援拠 点事業	年間延利用者数 (人回)		44,748	27,306	61.0%
妊婦健康診査事業	妊娠届出数 (人)		597	521	87.3%
乳児家庭全戸訪問 事業	年間訪問乳児数 (人)		580	561	96.7%
養育支援訪問事業	年間訪問児童数 (人)		285	222	77.9%
子育て短期支援事 業 (ショートステイ)	年間延利用者数 (人日)		10	0	0.0%
ファミリー・サポ ート・センター事 業 (子育て援助活 動支援事業)	年間延利用者数 (人日)		7,065	5,563	78.7%
一時預かり事業	年間延利用 者数 (人 日)	①幼稚園型	35,859	56,802	158.4%
		②幼稚園型 以外	3,227	3,046	94.4%
時間外保育事業	年間実利用者数 (人)		574	590	102.8%
病児保育事業	年間延利用者数 (人日)		1,467	1,690	115.2%
放課後児童クラブ (放課後児童健全 育成事業)	年間実利用 者数 (人)	1年生	400	372	93.0%
		2年生	380	348	91.6%
		3年生	310	293	94.5%
		4年生	175	180	102.9%
		5年生	58	51	87.9%
		6年生	29	16	55.2%
		合計	1,352	1,260	93.2%

資料：担当課資料

6 三島市こども・子育て支援の課題

統計数値やアンケートの調査結果から、三島市こども・子育て支援施策の充実に向けて、以下の課題が考えられます。

(1) 就業構造の変化等に基づく教育・保育ニーズへの対応

- 本市では、20歳代後半から40歳代前半のいわゆる出産・子育て期の女性における就業率の上昇が見られるとともに、女性の就業率はほとんどの年齢区分で全国よりも高い水準となっています。
- 子ども・子育てに関するアンケート調査結果（以下、「アンケート調査結果」という。）を見ると、母親の「フルタイム」勤務の割合が前回(R1)調査よりも増加し、就業率が上昇しています。
- フルタイム勤務へのシフトにより、保育ニーズの拡大が予想されますが、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」、「企業主導型保育事業所」は、利用状況（現状）と利用意向（希望）のギャップが前回(R1)調査より減少しており、希望どおりに利用できている人が増えていることも考えられます。
- 幼稚園と保育所の特長を併せ持つ「認定こども園」は、希望割合が前回(R1)調査よりも8.2ポイント増加しており、幼児期における教育と保育の両方を求める保護者のニーズに対応していく必要があります。
- 増加する障がいのある子どもや医療的ケア児、外国につながる子どもへの配慮や対応など、多様化する教育・保育ニーズへの対応が求められます。



主に取り組むべき方向

- ✓ 幼児期の質の高い教育・保育の充実
 - ✓ 障がいのある子どもに対する施策の推進
 - ✓ 外国につながる子どもへの支援
 - ✓ 仕事と子育ての両立支援

(2) 多様なニーズに応える子育て支援事業等の充実

- アンケート調査結果を見ると、地域の子育て支援事業の満足度について、「子どもの一時預かり保育」と「図書館」は、就学前児童の保護者において、前回(R1)調査と同様に4.1点以上と高くなっています。
- 今回新たに調査した「子どもは地域の宝事業」は4.3点、「民間が実施している子ども食堂など子どもの居場所活動」は4.1点と高くなっています。今後も市独自の事業展開や民間団体の活動への支援を通じて、充実したサービスを提供し続けることが重要です。
- 子育てを「楽しい」と感じている割合（「とても楽しい」と「楽しい」の割合）は、就学前児童の保護者・小学生の保護者いずれにおいても80%を超えているものの、「負担」と感じている割合（「ある程度感じている」と「とても感じている」の割合）は、就学前児童の保護者で47.9%、小学生の保護者で41.5%となっています。
- 令和8年度からは全国すべての自治体で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっています。当事業や一時預かり事業など、就労の有無に関わらず、こどもや子育て家庭を支援するきめ細かな取り組みを充実していくことが求められます。



主に取り組むべき方向

- ✓ 幼児期の質の高い教育・保育の充実
 - ✓ 母子保健対策と医療体制の充実
 - ✓ こどもの発達支援施策の充実
 - ✓ 社会的養育が必要なこどもへの支援
 - ✓ ヤングケアラーへの支援
 - ✓ 子育て支援の推進

(3) 生活に困難を抱えるこどもと家庭への支援

- アンケート調査結果を見ると、三島市の子育て環境や子育て支援について、「子育てと仕事の両立を支援する環境が整っている」、「子育て家庭への経済的支援が整っている」と思わない割合（「どちらかというと思わない」と「あまり思わない」の割合）が就学前児童の保護者・小学生の保護者のいずれも約60%となっています。
- 子どもの生活実態調査結果によると、生活困窮度合における困窮層の保護者票の割合は小学5年生で4.8%、中学2年生で4.4%と1割を下回っています。決して高い割合ではないものの、支援を必要とする生活困難世帯とそのこどもは存在しています。
- 関係団体等からは、近年、こども食堂や食品・生活必需品の配布イベント等への参加が増えているとの意見もあります。
- 学習面においては、困窮層の家庭では親が子どもの勉強を見る機会が少なく、家庭学習の機会が十分に保たれていないことが懸念されます。また、学習塾や習い事をしていない場合も多く、子どもの学力や学習意欲の低下にも影響していることが示唆されます。
- 本市では、18歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合が上昇しており、一般的にひとり親世帯は貧困率の高さが指摘されています。
- ひとり親世帯をはじめ、生活に困難を抱えるこどもと家庭に対して、子どもたちに平等な学びの機会を提供する環境の整備を進めるとともに、経済的な支援、保護者の就労支援等の充実を図ることが課題です。



主に取り組むべき方向

✓ 生活に困難を抱えるこどもとその家族への支援

生活の安定・養育環境の支援

教育・学習環境の支援

進学や生活への経済的支援

✓ ひとり親家庭の自立支援の推進

✓ 経済的な支援の充実

※生活困窮度合における「困窮層」について

子どもの生活実態調査結果では、世帯の所得状況、子どもの体験や所有物の状況、家計のひっ迫状況などの要素から生活困窮度合を算出し、子どものいる世帯における生活困難層（困窮層）を整理しています。

(4) 相談支援や情報提供の体制の強化

- アンケート調査結果を見ると、子育ての悩みについて、就学前児童の保護者・小学生の保護者のいずれも、「子どもの教育やしつけ」が約 65%、「子育てにかかる出費」が約 60%、「食事や栄養」が就学前児童の保護者で 46.7%、小学生の保護者で 31.0% の順に高くなっています。また、子育てを楽しいと感じている人も負担を感じたり、悩みを抱えたりしていることがうかがえます。
- 就学前児童の保護者では、子育ての悩みについて「病気や発育」が 36.9% と比較的高く、「発達（障がいのこと）」も 20.1% となっており、子どもの成長・発達についての悩みを抱えていることがうかがえます。
- 今後も子育ての悩みや困りごとを抱える保護者に対して、出産期から子育て期まで切れ目なく、かつ、発育や発達から教育・しつけまで幅広い悩み等に対応し、虐待の予防とともに、ヤングケアラーなど困難を抱える子どもへの支援に向けて、気軽に相談することができる環境を含めた相談支援体制の強化が求められます。
- 子育てに必要な情報の入手先については、「市の広報」が就学前児童の保護者・小学生の保護者のいずれにおいても約 70%、「幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校」が 50% 以上となっており、重要かつ有効な情報発信手段であることがうかがえます。
- 関係団体等からは、父子家庭からの相談の増加とともに、父親がどこに相談をすればよいのかわからず、支援につながりにくいケースがあることも指摘されています。
- 誰もが情報を必要とするときに的確に入手することができるよう、引き続き情報提供の方法の検討や周知、相談体制の充実に取り組む必要があります。



主に取り組むべき方向

✓ 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

(5) 子どもの安全・安心な居場所づくり

- アンケート調査結果を見ると、小学生の放課後の過ごし方の意向として、1～3年生では「放課後児童クラブ（学童保育）」を37.7%の保護者があげています。母親のフルタイム勤務の割合の上昇に伴うニーズの拡大傾向を踏まえると、民間の放課後児童クラブと連携を図りつつ、放課後の安全・安心な居場所づくりを進める必要があります。
- 三島市の子育て支援に期待することについては、「子どもがのびのび遊べる公園・広場などの整備」が就学前児童の保護者で81.2%、小学生の保護者で68.7%といずれも最も高くなっています。
- 子どもの生活実態調査結果によると、頼れる相手や心おきなく相談できる相手がいるかという質問について、「いる」と答えた保護者は小学5年生、中学2年生ともに困窮層が一般層より20ポイント以上下回っています。また、「いないのでほしい」と答えた小学5年生の保護者は、困窮層が一般層より15ポイント以上上回っています。
- 今後も、放課後児童クラブ、学校以外の居場所、地域の遊び場など、子どもの成長につながる安全・安心な居場所づくりについて、子どもや保護者のニーズを反映しながら、さらに充実を図ることが求められます。



主に取り組むべき方向

- ✓ 子どもの居場所づくりの推進
 - ✓ 地域の遊び場・交流の場の充実
 - ✓ 子どもの安全を確保する環境の整備
 - ✓ 児童虐待防止対策の推進

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子も親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族

- こどもは、それぞれの成長のステージで、親、家族、地域、学校、行政、企業などに見守られながら育っていきます。三島で暮らすこどもたちが心身ともに健やかに育つには、まず、その命が守られなければなりません。そのためには、私たちが一丸となって、全身全霊を傾けて守っていく必要があります。
- 私たちは、こどもの命だけでなく、こどもの個性も保障しなければなりません。こどもの人生は、そのこども固有のものであり、こどもの数だけ生き方があります。こどもたちの多様性を認め、様々な性格のこどもや障がいのあるこども、外国籍のこどもなど、多様な三島のこどもたちを連携して支援し、見守っていかなければなりません。
- 子育ては、親にとってとても大事な“仕事”です。同時に、ほかに比べようのない喜びや感動を実感できる尊い“仕事”です。でも、最初から完璧な親はいません。試行錯誤を重ね、不安いっぱい懸命に子育てに努めます。こどもに注ぐ純粋な愛情は、仕事をもつ親も、もたない親も同じです。私たちは、そのような親を応援し、こどもとともに成長できるよう支援していくことが大切です。
- 私たちに見守られ、支えられながら育ったこどもたちは、必ずや、ふるさと三島を誇りに感じる大人になると信じます。そのような大人にひとりでも多くのこどもが育つよう、私たちが1つの大きな家族となり、笑顔をもって、三島に生きることもと親たちの育ちを支えることが必要となっています。
- それにより、こどもと親のウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態＝幸せ）を高め、幸せに暮らせる都市を三島は目指します。

2 基本目標と施策方向

本計画は、基本理念の実現を目指し、次のような基本目標と施策方向を定めます。

基本目標 1

安心してこどもを産み・育てられる環境を整えます

- 安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期まで、子どもの発育や成長段階に応じた支援が切れ目なく提供される仕組みを充実します。

施策方向

- 1-1 母子保健対策と医療体制の充実
- 1-2 幼児期の質の高い教育・保育の充実
- 1-3 こどもの居場所づくりの推進
- 1-4 子育てに関する情報提供・相談体制の充実
- 1-5 仕事と子育ての両立支援
- 1-6 経済的な支援の充実
- 1-7 ひとり親家庭の自立支援の推進

基本目標 2

すべての子どもの希望ある未来づくりを支援します

- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる社会の実現を目指します。

施策方向

- 2-1 こどもの発達支援施策の充実
- 2-2 障がいのあるこどもに対する施策の推進
- 2-3 生活に困難を抱えるこどもとその家族への支援
- 2-4 児童虐待防止対策の推進
- 2-5 社会的養育が必要なこどもへの支援
- 2-6 ヤングケアラーへの支援
- 2-7 外国につながるこどもへの支援

基本目標 3

地域の力で子育てを支援します

- 地域における子育て支援のネットワークづくりなどを通じて、すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で子育て家庭を支援します。

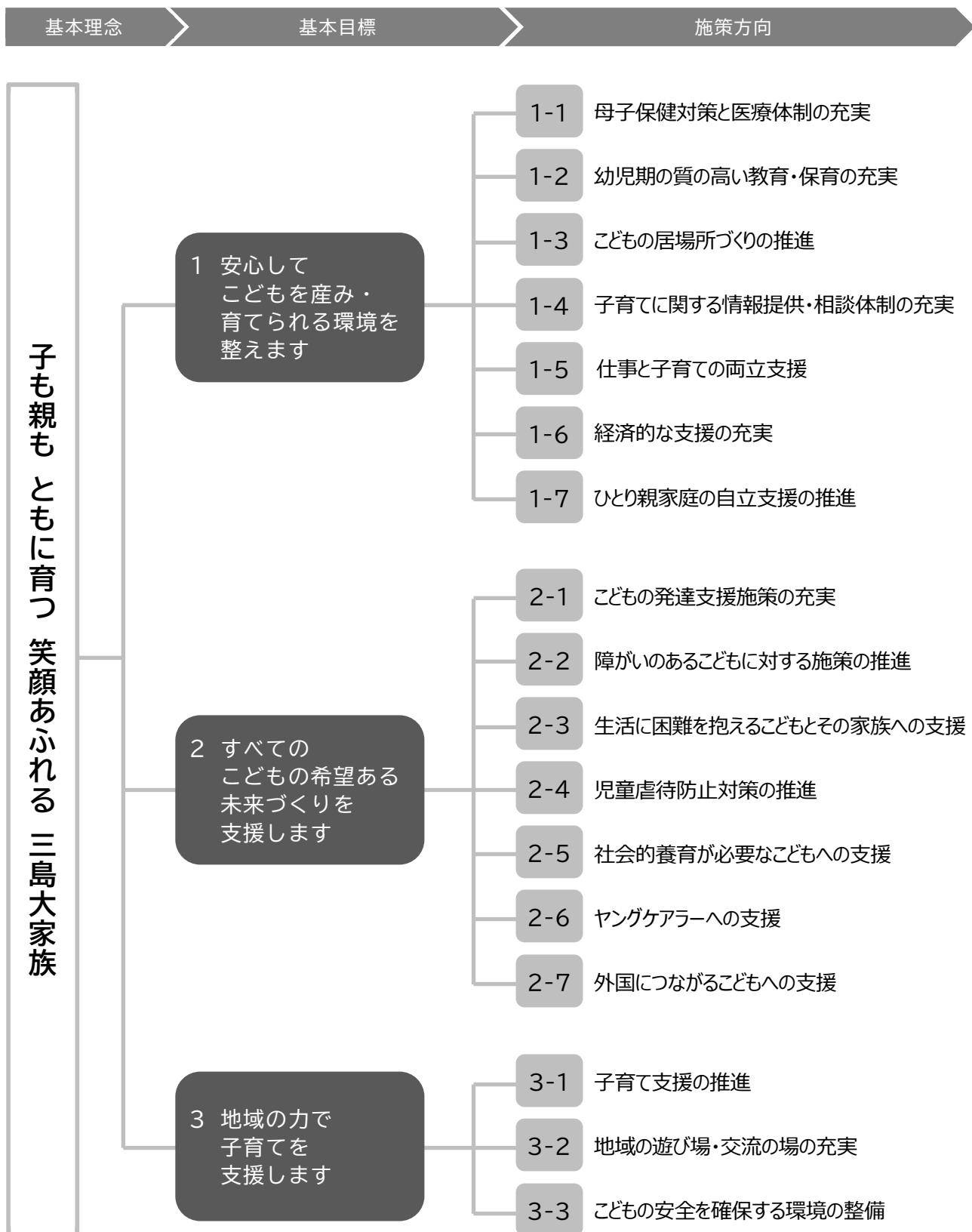
施策方向

3-1 子育て支援の推進

3-2 地域の遊び場・交流の場の充実

3-3 こどもの安全を確保する環境の整備

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標 1

安心して子どもを産み・育てられる環境を整えます

1-1 母子保健対策と医療体制の充実

すべての保護者が心のゆとりをもてるよう、妊娠から出産、子育て期までをトータルにサポートする体制を整え、孤立感や不安を軽減しながら、子育てを楽しみ、子どもと向き合うことができる環境づくりを進めます。

取り組み概要

トータルサポート体制

- 妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取り組みを行います。
- こども家庭センターを通じて、母子保健と子育て支援の一體的な支援に取り組みます。
- 妊娠期から切れ目なく育ちを支える「はじめの100か月の育ちのビジョン」の実現に向け、各種施策を推進します。
- 妊娠を希望している夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育症治療費の補助を継続します。
- 低所得世帯の妊婦の経済的負担の軽減を図るため、初回産科受診料の一部または全額10,000円を上限に補助します。
- 男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの取り組みを推進します。

健診や訪問支援

- 妊産婦健診やすべてのこどもに対する各種健診を実施し、子育て家庭の悩みや困りごとの早期把握に努めます。里帰りのため県外で妊産婦健診を受けた場合は、補助金を交付します。
- すべての出生児を対象に全戸訪問を行い、子育ての悩みなど子育て初期の育児不安の解消を図るとともに、身近な相談先として地区担当保健師による継続的なサポートを実施します。
- 多胎児や2歳までの乳幼児を2人以上養育する保護者の身体的及び精神的負担の軽減や、子どもの健全な発達を支援するため、保育士が希望者宅を訪問して育児のサポートを行います。(みしまめ育児センター事業)
- 妊娠期や産後において、家族等の援助が受けられない人やその家族に対して、家事や育児支援を行う訪問型サポート事業を実施します。(子育て世帯訪問支援事業)
- 育児に孤立化する親子を対象に、保護者に寄り添い育児の不安や悩みを支援する養育支援訪問事業を行います。

産後ケア

- 産科医療機関等でショートステイ(宿泊)やデイケア(日帰り)、アウトリーチ(居宅訪問)を利用して、母子のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる事業を行います。

相談支援

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する相談支援等に努めます。
- 妊婦やその配偶者等を対象に、面談等による情報提供や相談支援(伴走型相談支援)を行う妊婦等包括相談支援事業を行います。
- 出産前後の長期里帰りで三島市にいない人について、他自治体との連携を図りながら、相談支援等の対応を検討していきます。
- 電子母子手帳「母子モ」やオンライン事業など母子保健のDX化を進め、保護者の利便性向上と母子保健事業の質の向上に努めます。

食育

- 食を通じた豊かな人間性の形成や、家族との関係づくりによる心身の健全育成に向けて、幼稚園・保育園・小学校での料理教室や食育講話など、様々な分野が連携した食育の取り組みを推進します。

医療体制

- 関係機関との連携による小児初期救急や休日等の医療体制を確保し、子どもとその家庭が安心して医療サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

1-2 幼児期の質の高い教育・保育の充実

幼児期における質の高い教育・保育を提供できる環境を整えるとともに、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整備します。

取り組み概要

職員研修

- 幼稚園、保育園、認定こども園等が参加できる研修体制を充実し、幼稚園教諭・保育士、保育教諭の専門性と資質の向上を図ります。
- 要支援児への対応に関する研修・講座等は、公立・私立の区別なくスキルアップが図れるよう、研修体制の充実に努めます。

実施体制

- 乳幼児の保育ニーズの高まりに応じた体制を整備するとともに、施設の計画的な維持管理や更新を進めます。
- 専門性を有する指導主事や幼児教育アドバイザーなどの適切な人員配置を行い、指導・教育体制の充実と安全な環境づくりを進めます。
- 保育現場のDX化を進めることで、保育士等の職場環境の改善と保護者の利便性の向上を図るとともに、より安全な保育環境を整備していきます。
- すべての認定区分に対応可能な認定こども園について、地域の実情に応じた整備が促進されるよう支援するとともに、人材の確保に向けた保育士等の宿舎借り上げの支援などを継続していきます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園と地域型保育事業所による相互の連携を推進し、円滑な接続に努めます。
- 保護者の就労有無や理由を問わず、0歳から2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」に基づき、受入施設を整備していきます。

家庭の教育力

- 幼稚園、保育園、認定こども園等による参観会・懇談会の実施、家庭教育に関する講座・個別相談やセミナーの開催など、子育てについて学ぶ機会を充実し、家庭での養育力と教育力の向上を図ります。

幼児と児童との交流

- 子どもの生活や発達の連續性を踏まえ、幼児と児童との交流活動を充実します。

幼保小連携

- 保育士と幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭との合同研修、情報交換会等の機会を設けるなど、教育・保育施設と小学校の連携を強化します。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の連携による「架け橋プログラム」により、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）に、一人ひとりの多様性に配慮しつつ、すべての子どもが学びや生活の基盤を育むことを目指します。

1-3 子どもの居場所づくりの推進

放課後のこととの居場所づくりをはじめ、子どもが安心して過ごすことができ、学びや体験などを通じて、心の成長を育む場づくりを推進します。

取り組み概要

就学前児童

- 幼稚園や認定こども園による預かり保育、保育園による延長保育など、通常時間外に対応した保育サービス等を充実し、就学前児童の安全な居場所の確保に努めます。

放課後児童クラブ

- 共働き家庭等の就学児童が放課後に安全・安心に過ごせる居場所を確保するため、利用ニーズの把握に基づく放課後児童クラブの整備を行います。
- 学校や地域との連携を図り、指定管理者とともに環境整備や支援員の資質向上、適正配置に努めるなど、より児童に最適な育成支援及び運営を行います。
- 「小1の壁」を乗り越えられるよう、指定管理者制度による民間のノウハウを活用し、さらなるサービス向上に努めます。

放課後子供教室

- 各小学校ですべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後子供教室の実現や放課後児童クラブとの連携の可能性を探り、放課後児童対策の取り組みを継続的かつ計画的に推進していきます。

地域学校協働本部の活動

- 各小・中学校のコーディネーターや地域ボランティア等により組織された地域学校協働本部による放課後の学習支援の充実を図ります。
- 地域全体で学校教育を支援するための地域学校協働活動を通して、児童に対する放課後の学習支援や地域の教育力の活性化を目指します。
- 児童生徒の放課後の居場所を確保するとともに、地域全体でこどもたちの成長を支えるため、地域と学校がパートナーとしてさらに連携・協働できる体制づくりに努めます。

特別な支援が必要な児童

- 特別な支援が必要となる就学児童への対応について、調整や放課後等デイサービスとの連携を図ります。

多様な居場所づくり

- こども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりをはじめ、子どもが自分で選んで行ける居場所を民間等と連携しながら広げていきます。
- こどもがホッとできる場、子どもの話を聞いてくれる大人がいる場などにもなる居場所づくりの充実を図ります。
- 保護者の育児と仕事の両立を支援するとともに、学校始業前に子どもが安心して過ごせる場所を確保するため、子どもの朝の居場所づくりについて、必要に応じて検討していきます。

不登校の児童生徒への支援

- 不登校の児童生徒などに対応するため、スクールソーシャルワーカーが学校・専門機関・家庭と連携し、子どもや保護者の支援を行います。
- 臨床心理士であるスクールカウンセラーによる子どもへの面談を通した助言や情報提供など、相談体制の充実を図ります。
- 中学校において教室に入れない生徒の学習環境の充実を図るため、中学校に校内支援室を設置し、学習支援等をするための指導員を配置します。
- 様々な背景をもつ不登校の児童生徒への効果的な支援の方策を探るため、不登校対策連絡会等で他機関と連携を図り、個に応じた支援を行います。

1-4 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

子育て家庭が必要とする情報を多様な方法で提供するとともに、子どもの特性に応じた相談や誰もが気軽に相談することができる体制の整備を進めます。

取り組み概要

情報提供

- 子育てに関する必要な情報をより容易に取得できるよう、市の広報やホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、子育て情報誌など、様々な媒体を活用して子育て情報を提供します。
- 子どもの居場所づくりや子育て支援に取り組むボランティア団体や子育てサークルなど、市民による主体的な活動の情報共有・情報発信を活性化するため、SNS等や窓口で各種団体の情報提供を行います。

母子保健の各種相談

- 少子化や核家族化における育児の孤立化によって保護者のストレスが増加傾向にある中、各種相談会において地区担当制を活かした継続的な支援を提供します。
- 子どもとその保護者の抱える悩みに寄り添い、生活における様々な困難や極度のストレスを起因とする心の健康やSOS発信についての情報提供、啓発を推進します。

幼児個別相談

- 精神発達、情緒行動上の問題、親子関係等の悩みを抱えている家庭を対象に心理判定員による個別相談を実施し、支援を必要とする幼児の早期発見に努めます。
- 幼児の健全な発達を促し、保護者の育児不安を軽減するため、母子保健と発達支援に関する関係部署が連携して切れ目のない支援を行います。

身近な地域での相談窓口

- 地域子育て支援センターで子育てについての相談や援助、情報提供等を行うとともに、妊婦や子育て親子の交流の場や地域の子育て支援の拠点として活用します。
- 中学校区を目安に地域子育て相談機関を設置し、すべての子育て世帯や子どもが身近な場所で相談しやすい体制を整備します。
- こども家庭センターと連携し、関係機関が連携して必要な支援につなげます。

1-5 仕事と子育ての両立支援

共働き家庭の増加などに対応し、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう、働きやすい環境づくりを推進します。また、いわゆる「小1の壁」への支援について、サービスの充実を図り、保護者の不安の軽減を目指します。

取り組み概要

男女共同参画

- 多様な働き方や父親の子育て参加について企業の理解と協力を求めていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づいた男女共同の家庭づくりを啓発する取り組みを行います。
- 職場、家庭、地域など、様々な場における慣行で、性別による固定的な役割分担につながるおそれのあるものについて、市の広報やホームページを活用しながら、広くその見直しを呼びかけます。
- 「三島市男女共同参画プラン」に基づき、性別に関わらず家族の皆が家事・育児・介護を担うよう、各種講座等を通じて意識の啓発を図るとともに、地域活動に参加できるような環境づくりを進めていきます。

就業支援

- ライフスタイルやライフステージに応じた短時間就労や在宅勤務、テレワークなど、多様な働き方の実現や普及促進に向けて、関係機関と連携して事業者への周知に努めます。
- 女性の就業・再就職への支援として、相談員による相談業務に努めるとともに、内職業務のニーズとのマッチングや、各種講座の開催により、必要な技術の習得を目的とした学習・訓練の機会充実を図ります。
- 各所にパンフレットを設置するなど、「パートタイム・有期雇用労働法」の周知に努め、パートタイム労働者及び有期雇用労働者の適正な労働条件の確保を図ります。
- 「三島市雇用対策協定」を締結した静岡労働局と連携し、就労支援や女性の働きやすい職場環境の支援等について、協力して取り組んでいきます。

幼児期から就学期の教育・保育

- 保護者が産前・産後休業、育児休業明けに希望する幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業等が円滑に利用できるよう、産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めるとともに、各施設及び事業の計画的な整備を行います。
- 民間保育園や民間認定こども園における1歳児及び2歳児、並びに認可外保育施設における3歳未満児の保育を支援するため、県の多様な保育推進事業費補助金を活用し、引き続き補助事業を継続していきます。
- 保護者の育児と仕事の両立を支援するとともに、学校始業前にこどもが安心して過ごせる場所を確保するため、こどもの朝の居場所づくりについて、必要に応じて検討していきます。

(再掲)

放課後児童クラブ

- 共働き家庭等の就学児童が放課後に安全・安心に過ごせる居場所を確保するため、利用ニーズの把握に基づく放課後児童クラブの整備を行います。(再掲)
- 学校や地域との連携を図り、指定管理者とともに環境整備や支援員の資質向上、適正配置に努めるなど、より児童に最適な育成支援及び運営を行います。(再掲)
- 「小1の壁」を乗り越えられるよう、指定管理者制度による民間のノウハウを活用し、さらなるサービス向上に努めます。(再掲)

1-6 経済的な支援の充実

子育て家庭における生活の安定や子どもの健やかな成長のために、国の制度とともに市独自の取り組みを実施し、経済的負担感の軽減を目指します。

取り組み概要

手当等の支給

- 0歳から18歳到達後最初の3月31日までの子どもがいる家庭を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため、児童手当を支給します。
- 0歳から18歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に、通院医療費と入院医療費の自己負担を無料とする子ども医療費の助成を行います。
- 身体の発達が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関での入院を必要とする乳児を対象に、その治療に必要な医療費の一部を助成します。
- 妊婦等包括相談支援事業による援助を効果的に組み合わせながら、「妊娠のための支援給付」を実施し、妊娠中の経済的支援を行います。

幼児期の教育・保育の無償化等

- 市町村の確認を受けた幼稚園、保育園、認定こども園等に通う3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯かつ保育の必要性のある子どもの保育料を無償化します。
- 市町村の確認を受けた認可外保育施設や預かり保育施設等についても、基準額の範囲内で利用料を無償化します。
- 多子世帯における保育料の軽減として、生計を一にしている子どもの2人目は保育料を半額に、3人目以降は無料とします。
- ファミリー・サポート・センターの利用料について、多子世帯への経済的負担を軽減するため、兄弟姉妹がともに利用した場合、2人目以降を半額とします。

通学費の補助

- 学校の統廃合に伴い、遠距離通学となった児童生徒の通学、また、通学環境の特殊性により通学バス等を利用して小学校へ通学する児童生徒の通学に要する経済的負担を軽減するため、通学費の補助を行います。

住まい

- 住宅に困窮する子育て世帯等の住宅の確保を図るため、市営住宅の適切な管理・運営を進めるとともに、子育て世帯向けの改修等の整備を進めます。また、居住支援法人との連携を強化し、住宅セーフティネットの充実を図ります。
- 三島市への移住・定住を促進するため、市内に住宅を取得し、県外または市外から一定の基準を満たして転入する若い夫婦等や、市内の中古住宅を取得する若い夫婦等に補助金を交付します。
- 住宅の耐久性及び安全性を高めること等により、子育て世帯等の良好な居住環境の形成を図るとともに、若い夫婦等の市への移住促進を図るため、住宅のリフォーム工事に要する費用の一部を補助します。

1-7 ひとり親家庭の自立支援の推進

相談機能を充実し、子育てに関する不安や負担の軽減を図り、孤立したり、孤独感を抱いたりしないようサポートに努めます。

取り組み概要

相談支援

- 母親、父親の抱える悩みや困りごとについて、こども家庭センターの専門職が相談支援を行います。
- 母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供、相談指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。
- ひとり親家庭が受けられる制度をまとめた「ひとり親サポートパンフレット」を作成し、必要な手続きや支援策について周知します。
- 県の「ひとり親サポートセンター」と連携し、養育費や親子交流等の離婚前後の悩みごとや困りごとの相談に対応していきます。

各種手当

- 父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）等に児童扶養手当を支給します。
- 所得税非課税世帯のひとり親家庭の（医療費の）経済的負担を軽減するため、健康保持と福祉の増進を目的としたひとり親家庭等医療費を助成します。
- ひとり親家庭の生活の安定を図り、児童の健全な育成を助長するため、母子世帯等祝金、交通遺児等扶養手当、就学給付金などの各種手当等を支給します。
- 児童扶養手当を受給している家庭及びそれに準ずる家庭を対象に、ファミリー・サポート・センター事業と時間外保育事業を利用した場合の利用料の半額を助成します。
- 児童扶養手当の支給を受けているまたは支給要件と同等の所得水準の世帯のこどもからの応募に基づき、大学等へ進学するためのひとり親家庭就学給付金を支給します。
- 母または父が職業能力開発のための指定講座を受講した場合に、講座修了後に受講料の一部を支給し、学び直しと就業支援を促進します。（自立支援教育訓練給付金）
- 母または父の就職に有利で生活の安定につながる資格の取得を支援するため、専門学校等の高等職業訓練受講期間のうち、一定の期間について生活費の援助として給付します。（高等職業訓練促進給付金）

資金の貸付

- 県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付について、市の広報やホームページを活用した周知を行い、資金の貸付の案内や必要な援助指導等により、経済的自立を支援します。

基本目標 2

すべての子どもの希望ある未来づくりを支援します

2-1 子どもの発達支援施策の充実

児童発達支援センター機能を有する発達支援センター「たんぽぽ」と児童発達支援事業所「にこパル」を中心に、関係機関や事業所等と連携し、発達に不安のある子どもとその保護者を支援します。

取り組み概要

早期発見

- 妊産婦健診や乳幼児健診の実施により、病気や障がいの早期発見と適切な育児支援、療育支援に結びつけます。
- 子どもの言葉の理解力や社会性が高まり、発達障がいの早期発見につながることが期待される5歳児健診について、実施に向けた体制整備に努めています。

相談支援

- 発達支援センター「たんぽぽ」において、指導主事、臨床心理士、保育士、保健師、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士など各専門職がチームとなり、子どもの発達に関する不安や関わり方についての悩みなど、発達段階に応じた対応方法等の助言を行います。
- 幼稚園、保育園、小・中学校（特別支援学級）、特別支援学校との連携を図りながら、適切な人員配置を行い就学相談等に努めます。

親子教室

- 発達支援センター「たんぽぽ」が定期的に開催する親子で通う教室で、様々な遊びや体験を繰り返し経験することで基本的な生活習慣を身につけ、親子の関わりを深めることに努めます。
- 年長児を対象に開催する「ごっこ遊び」を中心とした教室では、身近な人・もの・活動への気付きや興味を引き出し、感情や意志を表現する力や自分から周囲に関わりをもつとするコミュニケーション力を育むことに努めます。

発達や成長に配慮が必要なこどもへの支援

- 幼稚園や保育園の巡回相談、母子保健事業等との定期連絡会議の開催、小・中学校との連携、研修や講座の開催など、支援や配慮が必要なこどもが地域の中でいきいきと生活ができる、親が安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 児童発達支援事業所「にこパル」において、小集団での活動を通して成功体験を積み重ね、社会参加や自立に向けた「生きる力」を身につけるよう支援していきます。
- 通常学級に在籍するLD、ADHD、自閉症等の発達障がい（個性）をもつ児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

関係機関の連携

- こどもを預かる保育施設や教育機関、サービス事業所では、こどもの特性に合わせた対応が求められています。このことから、関係機関との連携を進め、適切な対応につなげる体制の整備に努めます。
- 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所と市による定期的な連絡会議や、支援者向けの研修を開催し、地域の状況や望まれている支援内容の把握、事業所相互理解や信頼関係の構築や、事業所の支援や質を高めるように努めます。

地域におけるインクルージョンの推進

- インクルージョンの推進として、錦田こども園の立地により、保育園、幼稚園、児童発達支援事業所「にこパル」、発達支援センターの各教室のこどもたちなど、多様な人々の個性を大切にした、交流する機会を増やします。
- 広報や会議、研修の機会を活用したインクルージョンの重要性、取り組みの発信や周知を進めるように努めます。

2-2 障がいのあるこどもに対する施策の推進

関係機関や事業所等との連携による障害児福祉サービスの充実はもとより、地域で一緒に暮らしていくために必要なこどもの特性への理解がより深まるよう、社会的障壁を取り除く取り組みを推進します。

取り組み概要

相談支援、早期発見

- 関係機関との連携のもと、障がいのあるこどもを養育する家庭への相談体制を充実します。
- 乳幼児期における療育を必要とするこどもの早期把握・早期支援により、円滑に療育が受けられる体制の充実を図ります。

障がいのある こどもへの支援

- 令和6年3月に策定した「三島市障害児福祉計画」の基本方針を踏まえ、地域の保育、教育等の支援を受けることができ、障がいの有無に関わらず、すべてのこどもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 障がいのあるこどもの健やかな育成を支援するとともに、自立した生活を支えるため、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づいた障害児支援利用計画等及び個別支援計画を作成し、一人ひとりに応じたケアマネジメントによるきめ細かなサービス提供に努めます。
- 強度行動障がい等を有し、対応困難な障がい児への支援体制については、関係機関と連携を取りながら、「三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）」、「三島市基幹相談支援センター連携会議」等で検討し、障がい児やその家族等の生活を地域全体で支える体制を市単独で整備していきます。
- 放課後児童クラブでの障がいのあるこどもの受入体制の調整や、医療的ケア児に対する支援体制の構築に向けて、コーディネーターとなるべき人材の育成に努めます。
- 小・中学校の通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、看護師、介助員を配置します。

手当等

- 心身に障がいのある20歳未満の児童の保護者を対象に、障がいのある児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。
- 保育料無償化の対象とならない世帯において、在宅障がい児（者）のいる世帯でかつ年収360万円未満相当世帯の生計を一にしている子どもの一人目は、通常の保育料から1,000円を減額した額の半額、2人目以降は無償とします。

**障害者差別解消の推進
(合理的配慮の提供)**

- 「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月から、障がいのある人に対する必要な社会的障壁の除去を目的とした合理的配慮の提供に関しては、行政機関等に加え、民間事業者にも義務化されたことを受け、市民や市内企業等に対し、法制度の周知に努め、障がいのある人や子どもへの理解度の向上と、障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮の提供に関する理解促進を図ります。

2-3 生活に困難を抱えるこどもとその家族への支援

すべてのこどもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望をもって成長できる社会の実現に向けて、関係部署や関係機関が連携して、こどもの成長を見守る仕組みを充実します。

(1) 生活の安定・養育環境の支援

こどもたちが身体的・精神的に安定し、正しい生活習慣を身につけることのできるよう、生活環境の改善を図ります。また、こどもや保護者への健診や相談等を通じて、子育て家庭の悩みや困りごとの早期把握に努めます。

取り組み概要

相談支援体制

- 妊産婦やこども、子育て家庭に対する支援を一層充実させるため、母子保健と児童福祉の機能を一体化して整備したこども家庭センターを中心に、すべての妊娠婦、こども、子育て家庭を対象に、切れ目のない相談支援を行います。
- 子育てコンシェルジュを配置して、子育てについての悩みや就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、それぞれのニーズに合った保育サービス等についての情報提供・助言を行います。
- 女性相談支援員が、DVや夫婦の問題、離婚相談などの様々な問題や悩みについて相談支援等を行います。
- こどもの関わり方に悩んでいる保護者に、グループワーク等を通じて助言等を行うほか、保護者同士が情報交換できる場を設けるなど、必要な支援を行う事業について、実施に向けて検討していきます。(親子関係形成支援事業)
- こどもの貧困解消対策に関して、府内の関係部署で構成する「こどもの貧困解消対策府内検討会議」において、各部署の取り組みの情報を定期的に共有し、支援体制の連携強化を図ります。

食生活

- 家庭で眠っている食品を回収用ボックスで集め、社会福祉協議会や支援団体等を通じて、支援を必要とする人や福祉施設等へ届けるフードドライブを実施します。
- 食の支援が必要な家庭の子どもに対し、配食サービスを実施するとともに、その子育て家庭が抱えている困りごとの事情に合った支援につなげていきます。(子ども配食支援事業)

健診や育児等

- 妊娠期や産後において、家族等の援助が受けられない人やその家族に対して、家事や育児支援を行う訪問型サポート事業を実施します。(子育て世帯訪問支援事業)
(再掲)
- 育児に孤立化する親子を対象に、保護者に寄り添い育児の不安や悩みを支援する養育支援訪問事業を行います。
(再掲)
- 低所得世帯の妊婦の経済的負担の軽減を図るため、初回産科受診料の一部または全額10,000円を上限に補助します。
(再掲)

居場所づくり

- こども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりに取り組む団体間やこども家庭センターと各団体との連携等を推進するため、定期的に各団体とこども家庭センターとの連絡会を開催します。
- 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない子ども等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業について、実施に向けて検討していきます。(児童育成支援拠点事業)

周囲からの支え

- 生活支援センターを通じて自立相談支援、住居確保給付金、就労準備支援、一時生活支援などを実施し、その自立の促進を図ります。
- 生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障とともに自立を助長します。

(2) 教育・学習環境の支援

すべての子どもに教育の機会が均等に保障されるとともに、子ども一人ひとりが夢や希望をもつことのできる環境づくりを目指します。

取り組み概要

学校

- スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣するとともに、ふれあい教室の指導員及び青少年相談室の相談員との連携により、一人ひとりの子どもに対応します。
- 学校、スクールカウンセラー、こども家庭センターとも連携し、対象の児童生徒に寄り添う適切なアセスメントを推進します。

様々な教育・学習・体験

- 生活困窮世帯の子どもへの学習支援を行います。また、高校進学時の支援として、保護者への進学助言等を行います。
(子どもの学習・生活支援事業)
- コーディネーターや地域ボランティアの活動により、地域学校協働本部が実施する放課後の学習支援等を行います。
- 遊びや体験活動の重要性を認識し、市・教育・保育施設、学校、家庭、民間団体等が連携して、年齢や発達に応じた自然体験、職業体験、文化芸術体験など、多様な体験・遊びの機会の場を創出していきます。

(3) 進学や生活への経済的支援

すべての子どもが経済的な理由や家庭の事情等に左右されず、希望する教育・保育、さらに進学先に進むことができるよう、進学や生活への経済的支援に努めます。

取り組み概要

幼児期の教育・保育

- 保育料無償化の対象とならない世帯において、ひとり親家庭及び在宅障がい児（者）のいる世帯かつ年収360万円未満相当世帯の生計を一にしている子どもの一人目は、通常の保育料から1,000円を減額した額の半額、2人目以降は無償とします。
- 保育園等に通う3歳以上との子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子ども及び生計を一にしている3人目以降の子どもにかかる副食費（給食のおかずやおやつ等の食材料費）を免除します。
- 生活保護世帯等の子どもが特定教育・保育施設に通うにあたり、必要となる日用品、文房具等の購入に要する費用等及び年収360万円未満相当世帯の子どもが私立幼稚園に通うにあたり、園での食事の提供に要する費用（副食費に限る）について、その費用の一部を補助します。

学校・進学

- 経済的理由で修学が困難な学生に対して、育英奨学金の貸与を行い、社会に有為な人材の育成とともに、教育の機会均等に寄与します。(三島市育英奨学金貸付事業)
- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費などの経費の一部を補助します。(就学援助事業)
- 遠藤顕吾氏から寄附を受けた東京瓦斯（株）等の株式配当金を活用し、経済的に恵まれていない児童生徒を対象に学用品費、学校給食費、進学・進級準備金などの援助を行います。(遠藤奨学会交付金事業)
- ひとり親家庭であり、児童扶養手当の支給を受けている、または支給要件と同等の所得水準の世帯のこどもからの応募に基づき、大学等へ進学するための給付金を支給します。
(再掲)
- 学校の統廃合に伴い、遠距離通学となった児童生徒の通学、また、通学環境の特殊性により通学バス等を利用して小学校へ通学する児童生徒の通学に要する経済的負担を軽減するため、通学費の補助を行います。
(再掲)

住まい

- 住宅に困窮する子育て世帯等の住宅の確保を図るため、市営住宅の適切な管理・運営を進めるとともに、子育て世帯向けの改修等の整備を進めます。また、居住支援法人との連携を強化し、住宅セーフティネットの充実を図ります。
(再掲)

就業支援

- 生活支援センターを通じて自立相談支援、住居確保給付金、就労準備支援、一時生活支援などを実施し、その自立の促進を図ります。
- 専任の就労支援員により、稼働年齢層である被保護者に対して重点的な就労支援を実施することにより、生活保護からの早期脱却と経済的に安定した生活の実現を図ります。

2-4 児童虐待防止対策の推進

子どもの権利を擁護し、児童虐待の発生を予防するため、子ども家庭センターを中心に相談支援体制の充実、関係機関との連携によるネットワークの強化に努めます。

取り組み概要

子ども家庭センター

- 妊産婦や子ども、子育て家庭に対する支援を一層充実させるため、母子保健と児童福祉の機能を一体化して整備した子ども家庭センターを中心に、すべての妊娠婦、子ども、子育て家庭を対象に、切れ目のない相談支援を行います。
(再掲)
- こども家庭福祉分野の専門性を身につけた職員を確保するため、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に努めます。
- 母子保健と児童福祉の迅速な情報共有を図り、常に一体的な支援が展開されるよう、業務のDX化を推進します。

周知・啓発

- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる社会の実現が必要です。そのため、市の広報やホームページ等で子どもの権利を広く周知していきます。
- 子どもの安全確保を第一に考え、体罰によらない子育てへの理解が広まるよう、市民や関係機関に対して継続的に周知、啓発活動を行い、児童虐待防止の意識づけを行います。
- 体罰によらない子育てへの理解が広まるよう、11月に全国展開される「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせ、楽寿園の正門等をシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップするとともに、市民や関係機関に対して啓発活動を行います。

発生予防と早期発見

- 子どもの健全な育成と児童虐待の発生予防・早期発見を目的として、保健・医療・教育をはじめとした関係機関等との連携強化により、支援を必要とする子どもや妊産婦、家庭の早期把握に努めます。
- 保護者の不安や悩みを軽減するため、各種相談窓口や各種事業案内等を充実させるなど、相談体制の強化を図ります。
- 母子保健や児童福祉等の関係部署との緊密な連携及び情報共有を図るため、定期的にフォローアップ会議を開催し、適切な支援に努めます。

(再掲)

関係機関の連携

- 関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、個別事例について情報共有を行い、支援内容を協議することにより、迅速・的確な対応を図ります。
- 子どもの一時保護など、児童相談所の専門性や機能を要する場合等において、遅滞のない相互協力をいたします。また、子どもの安全を確保する上で必要がある場合には、警察とも連携しながら対応します。

家庭支援事業の推進

- 子育ての負担を軽減し、子育て世帯や子どもの孤立を防ぐために、令和4年改正児童福祉法により新設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業とともに、保護者のレスパイトケア等を目的とした子育て短期支援事業を含めた家庭支援事業について、計画的な事業実施体制の整備を推進します。

2-5 社会的養育が必要なこどもへの支援

様々な事情により保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行います。

取り組み概要

相談支援

- こども家庭センターにおける子育てに関する総合相談窓口を通じて、こどもや保護者、家庭の状況を把握するとともに、関係機関と連携して適切な支援につなげていきます。

具体的な支援

- 保護者のいない児童、保護者が何らかの理由で育てることが困難で保護や養育が必要なこどもへの支援として、県の児童相談所を紹介する窓口となり、里親制度の利用等につなげます。
- 里親の支援機関である児童家庭支援センターと連携しながら、里親制度の周知に努めます。
- 子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設をはじめとする社会的養護施策を実施する各施設等との連携を図ります。

2-6 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーはそれぞれが置かれている状況などが異なることから、ヤングケアラー自身の意思を大切にしながら、ヤングケアラーやその家族に寄り添った支援を行っていきます。

取り組み概要

理解・啓発

- ヤングケアラーという言葉だけでなく、その意味や背景などを正しく理解できるよう、市の広報やホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など、様々な媒体を活用しながら、広報の充実を図ります。
- 地域の人々にヤングケアラーを認知してもらえるよう、支援者や市民等を対象とした啓発を行い、市民全体がヤングケアラーに関心をもち、地域全体で支えていくという意識の醸成を図ります。

相談支援

- ヤングケアラーが自ら気軽に悩みなどを相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。
- 各学校においては、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、安心して相談できる場となるよう、情報共有や関係機関との連携など、適切な対応ができる体制づくりを進めます。
- 青少年とその家族が抱えている様々な悩みについて、青少年相談室での面接相談や電話相談などを通じて、サポートしていきます。

居場所づくり

- こども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりをはじめ、こどもが自分で選んで行ける居場所を民間等と連携しながら広げていきます。
(再掲)
- こどもがホッとできる場、子どもの話を聞いてくれる大人がいる場などにもなる居場所づくりの充実を図ります。
(再掲)

具体的な支援

- 家事や家の手伝いを頑張ることもたちを支援するため、訪問支援員がヤングケアラーのいる家庭を訪問し、そうじ、洗濯、買物、介護などをお手伝いします。
- 関係機関・団体等が連携しながら、ヤングケアラーを適切な支援へつなげていきます。
- ヤングケアラーへの支援が包括的に行えるよう、多職種の支援者が集い、情報共有や事例検討などを通して、つながりを広げていける重層的支援体制の整備を図ります。

2-7 外国につながることへの支援

外国人労働者や在住外国人人口が全国的に増加しており、本市でも保育園や幼稚園、小・中学校に外国人の子どもが見られます。該当することもやその保護者に対する適切な配慮やわかりやすい案内に努めます。

取り組み概要

支援体制

- 海外から帰国した子どもや外国人の子ども、あるいは両親が国際結婚の子どもなど、外国につながることの円滑な教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携して必要な調整を行います。
- 文化多様性への理解につながる活動を行う民間団体や相談支援窓口等との連携を図り、その子どもや保護者の使用可能な言語やそれぞれの事情に応じた丁寧な支援に努めます。
- 国際交流協会及び三島日本語サークルと連携した小・中学校での日本語学習支援を実施し、外国人の子どもが日本の文化や言語に馴染み、日本の生活に慣れるための支援を進めます。

基本目標3

地域の力で子育てを支援します

3-1 子育て支援の推進

市民が地域ぐるみで子育てを応援する仕組みを構築することにより、地域全体で子どもを育てる意識を醸成し、地域の子育て力を高めます。

取り組み概要

子どもまんなか社会の推進

- ようこそ三島で子育て応援サロン、みしまめ育児サポート一派遣事業、みしま子育て支援フェア、あかちゃんのへや事業、子育てコンシェルジュなど、ニーズを的確に捉えたきめ細かな施策を積極的に展開し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進します。
- こどもを中心としたまちづくりの発想でもある「子どもまんなか社会」の実現に向けて、子どもまんなか応援センターとして関係部署や関係機関の連携をより強化するとともに、その考え方を広く周知していきます。
- 地域のより良い人間関係を育み、安心して子育てができる地域社会を構築することを目的に、子どもの誕生を地域で祝う“お祝い会”の開催や、各種の子育て支援活動を行う自治会・町内会に対して、小学生以下の子どもの数やお祝い対象数に応じた経費を補助します。（子どもは地域の宝事業）
- 未来を担う子どもの誕生を祝福し、本市で保護者が安心して子どもを産み、育てることができるように支援するため出産祝金を支給します。（みしまっ子すくすく祝金）

育児

- 1歳6か月児健診を受診したこどもを対象に、運動能力や心の発達につながるスポーツスタートを支援します。
- 大学と連携して、幼児の体力測定と「運動遊び」を実施することで、遊びながらこどもの基礎体力向上を図ります。
- 4～5か月対象前期離乳食講習会に参加する親子を対象に、絵本を通じて親子の絆を深めてもらうことを目的にブックスタートを実施し、絵本等が入ったブックスタート・パックをプレゼントしています。
- 2歳児健康相談会に参加した親子を対象に絵本を1冊プレゼントするセカンドブックを実施し、幼いころから絵本に接することで、次代を担うこどもたちが心豊かに育つよう支援します。

住まい

- 三島市への移住・定住を促進するため、市内に住宅を取得し、県外または市外から一定の基準を満たして転入する若い夫婦等や、市内の中古住宅を取得する若い夫婦等に補助金を交付します。
(再掲)
- 住宅の耐久性及び安全性を高めること等により、子育て世帯等の良好な居住環境の形成を図るとともに、若い夫婦等の市への移住促進を図るため、住宅のリフォーム工事に要する費用の一部を補助します。
(再掲)

3-2 地域の遊び場・交流の場の充実

こどもたちが心身ともにたくましく、豊かな人間性を身につけられるよう、親子同士の交流の場の確保など、こどもが集まる場所及び機会の充実に努めます。

取り組み概要

公園

- 自然と水に親しめる公園など、三島市の特性を活かして「ガーデンシティみしま」にふさわしい公園の適正配置に努めます。
- 誰もが居心地よく快適に過ごすことができるよう、イベントなどが開催できる公園のオープンスペースの利便性向上に努めます。
- 公園遊具の定期点検及び現場作業員による日常点検を行い、遊具の安全対策の充実を図ります。老朽化した遊具については、優先順位をつけ、遊具の更新または撤去等を実施し、親子で安全に遊べる公園づくりに努めます。また、定期的な草木の剪定刈取を行い、公園の環境美化に努めます。
- 地域の人が里親として公園の日常維持を行う公園ボランティア制度の拡充に努めます。
- 長伏公園については、子育てしやすい街・三島のシンボルとして、令和7年度に芝生のある大型複合遊具とトイレを設置し、その後も年次計画で賑わいを生み出し、公園利用者の利便性が向上する施設の整備を進めながら、隣接する運動グラウンドとも連携した利用促進、情報発信を行い、多世代の交流がある空間づくりに努めます。

地域の遊び場

- 地域の遊び場・交流の場として、安全性や防犯等に十分留意しながら、教育・保育施設の園庭開放や見学会を実施し、地域と密着した子育ての場を提供します。
- こどもの遊び場・交流の場となっている児童センターにおいて、こどもの健康増進を図る遊びの指導と安全・安心な居場所の提供に努めます。

3-3 子どもの安全を確保する環境の整備

子育てしやすいまちづくりを目指し、交通安全や防犯対策など、子育てを応援したまちづくりを推進します。

取り組み概要

交通安全

- 子どもが交通事故の被害に遭わないよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、児童生徒・園児への交通安全教育を強化します。
- 児童生徒・園児が安心して通学・通園・園外活動等ができるよう、通学路や散歩コースにおける危険箇所を定期的に調査・点検し、道路交通実態に応じて、警察、教育委員会、市、学校、保育園、道路管理者等が連携して安心・安全な歩行空間の確保に努めます。
- 児童生徒が安全に自転車を利用できるよう、学校において自転車教室を実施し、自転車の交通ルールやヘルメット着用などの周知を図ります。

防犯

- 地域防犯パトロール、スクールガードや地域住民による見守りの推進など、子どもを犯罪等の被害から守るための取り組みを強化します。
- 小学校・幼稚園・保育園において、地域のボランティア、三島警察署及び三島警察署管内防犯協会と連携を図り、防犯教室を実施し、犯罪から子どもを守り、緊急時に適切な行動が取れる能力を身につけることを目指します。

環境整備

- 子育て世帯が安心して利用できるよう、道路環境の整備を進めるとともに、公共施設等のバリアフリー化を図っていきます。また、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザイン化も併せて進めていきます。

第5章 教育・保育等の量の見込み・確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を定めます。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

(2) 本市の区域設定の考え方

本市では、地区内での教育・保育施設の利用率や通園にかかる負担感、各地区のこともの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮しつつ、第2期計画から引き続き本計画においても、市内全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定することを基本とします。

また、地域子ども・子育て支援事業の放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、利用が各小学校区単位となるため、第2期計画から引き続き小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 量の見込みの設定

幼児期の学校教育・保育については、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）における教育・保育施設の利用状況を勘案し、量の見込み（必要利用定員総数）を設定します。

(2) 確保方策の設定

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業等による確保の内容、実施時期を設定します。

(3) 教育・保育給付認定と利用可能施設等

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園など）及び地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

保育園などの利用にあたっては、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

▼教育・保育給付認定と利用可能施設等

教育・保育給付認定		対象の家庭	利用可能施設等	概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園（幼稚園部） ● 幼稚園 	認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
2号	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園（保育園部） ● 保育園 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1 	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園（保育園部） ● 保育園 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠 	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

(4) 量の見込みと確保方策

① 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

(単位：人)

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		952	870	814	754	736
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園)	1,205	1,205	1,205	1,100	1,100
	未移行幼稚園	165	165	165	165	165
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	495	501	456	534	534
③差（②-①）		913	1,001	1,012	1,045	1,063

■ 確保方策

令和6年度現在、市内の公立・私立の幼稚園及び認定こども園は22園（うち休園1園）で、令和7年度の定員の合計人数は1,865人を予定しています。

量の見込みは減少傾向で推移する見通しであり、確保の内容は必要利用定員総数を上回っています。

② 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

(単位：人)

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,111	1,016	949	880	859
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園)	435	435	435	435	435
	認可外保育施設	6	6	6	6	6
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	730	724	739	754	754
③差（②-①）		60	149	231	315	336

■ 確保方策

令和6年度現在、市内の公立・私立の保育園は12園、認定こども園は10園で、令和7年度の定員の合計人数は1,171人を予定しています。

量の見込みは減少傾向で推移する見通しであり、確保の内容は必要利用定員総数を上回っています。

③ 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

【0歳】

(単位：人)

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	280	272	266	260	254
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園)	71	71	71	71
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	74	74	74	74
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業所)	137	137	137	137
	認可外保育施設	4	4	4	4
③差（②-①）	6	14	20	26	32

【1歳】

(単位：人)

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	370	355	346	339	331
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園)	123	123	123	123
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	151	151	170	176
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業所)	99	99	99	99
	認可外保育施設	7	7	7	7
③差（②-①）	10	25	53	66	74

【2歳】

(単位：人)

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	384	382	366	357	349
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育園)	136	136	136	136
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	182	182	193	199
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業所)	68	68	68	68
	認可外保育施設	7	7	7	7
③差（②-①）	9	11	38	53	61

■ 確保方策

令和6年度現在、市内の公立・私立の保育園は12園、認定こども園は10園、小規模保育事業所は8園で、令和7年度の定員の合計人数は、0歳286人、1歳380人、2歳393人、を予定しています。

量の見込みは、減少傾向で推移する見通しであり、確保の内容は必要利用定員総数を上回っています。

④保育利用率の設定

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満人口（A）	1,606	1,568	1,521	1,485	1,451
3歳未満保育利用数（B）	1,034	1,009	978	956	934
3歳未満保育利用率（B/A）	64.4%	64.3%	64.3%	64.3%	64.4%

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 量の見込みの設定

地域子ども・子育て支援事業については、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）における各事業の利用状況を勘案し、量の見込み（利用者数等）を設定します。

(2) 確保方策の設定

設定した「量の見込み」に対応するよう、各事業の確保の内容、実施時期を設定します。

(3) 新規事業等

国の法改正に基づく新規事業や第3期子ども・子育て支援事業計画から新たに記載することとした既存事業の概要は、以下のとおりです（第2期計画に記載の既存事業の概要は、19・20ページを参照）。

▼第3期計画から新たに記載することとした既存事業、国の法改正に基づく新規事業の概要

事業	事業概要	対象年齢等
【既存事業】 妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業	妊娠婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）
【既存事業】 産後ケア事業	出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後ケアを必要とする者
【新規事業】 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育園等を利用できる事業	認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
【新規事業】 子育て世帯訪問支援事業	家事や育児等に不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、その不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児支援等を行う事業	家事や育児等に課題を抱える妊産婦や児童の保護者、支援を要するヤングケアラー等
【新規事業】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	養育環境等に課題を抱える、主に学齢期以降の児童及びその保護者
【新規事業】 親子関係形成支援事業	児童との関わり方に悩んでいる保護者に、グループワーク等を通じて助言等を行うほか、保護者同士が情報交換できる場を設けるなど、必要な支援を行う事業	親子の関係性や関わり方に悩んでいる児童及びその保護者

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

(4) 量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

利用者支援事業には、子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦に対する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

単位：実施か所数（か所）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1	1	1	1	1
	合計	2	2	2	2	2
③差 (②-①)		0	0	0	0	0

地域子育て相談機関

単位：実施か所数（か所）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		7	7	7	7	7
②確保の内容		1	1	7	7	7
③差 (②-①)		▲6	▲6	0	0	0

■ 確保方策

令和6年度現在、市役所窓口で「基本型」、こども家庭センターで「こども家庭センター型」を実施しており、量の見込みは現在の2か所、確保の内容も2か所を継続する計画です。

また、地域子育て相談機関は、中学校区に1か所程度の設置基準（目安）が国から示されており、この基準に基づき、量の見込みは7か所、確保の内容も7か所と設定します。

■ 質の向上

利用者が円滑に教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を利用できるよう、こども家庭センター等においてワンストップの総合相談支援や情報提供を図ります。

また、こども家庭センターと地域子育て相談機関、関係施設や事業者等が連携を密にしつつ、質の高い相談対応に努めます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

単位：延利用者数（人回）、実施か所数（か所）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		23,483	22,937	22,391	21,845	21,299
②確保の内容	延利用者数（人回）	23,483	22,937	22,391	21,845	21,299
	実施か所数（か所）	12	12	12	12	12
③差（②-①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和6年度現在、市内12か所で事業を実施しています。利用者は0～2歳の親子連れが多いため出生数に比例して、利用の減少が見込まれます。また、保育所等への入園の増加傾向に伴い、支援拠点の利用の減少が見込まれます。

■ 質の向上

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施することにより、子育ての孤立感、不安感の解消を図るとともに、少子化が進む中で、子育て中の保護者同士の交流や支え合いを促進するため、事業のさらなる周知を図ります。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計16回助成します。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	477	464	454	443	433
	延利用回数	8,831	8,590	8,405	8,201	8,016
②確保の内容		8,831	8,590	8,405	8,201	8,016
③差（②-①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

指定医療機関での妊婦健診について、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を交付し、公費助成を行っており、今後も利用に合わせた助成を行います。

■ 質の向上

すべての妊婦が安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を図り、受診率の向上に努めます。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。

単位：訪問乳児数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	490	477	467	455	445
②確保の内容	490	477	467	455	445
③差（②-①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

保健師・助産師・保育士による実施体制を継続し、乳児のいる家庭の全数訪問を図ります。

■ 質の向上

乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。

単位：訪問児童数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	193	182	173	164	160
②確保の内容	193	182	173	164	160
③差（②-①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

保健師等による実施体制を継続し、対象家庭の養育能力を向上させるための支援等を図ります。

■ 質の向上

乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、対象家庭の把握に努めるとともに、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭における養育上の問題の解決、軽減に努めます。

⑥子育て短期支援事業

保護者が疾病やその他の理由により、一時的に児童の養育が困難となった場合や保護者の育児負担の軽減が必要となった場合などに、児童を施設等で一定期間、養育・保護することにより、その家庭を支援する事業です。

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
③差（②-①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

乳児院及び児童養護施設に委託した上で、事業を実施します。

■ 質の向上

児童の安定した生活を確保するため、受け入れ施設と調整を行います。また、保護者が一時的に児童の養育が困難となった場合に円滑に利用できるよう、必要な情報提供を行います。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （ ）内は就学児童のみ	5,563 (3,130)	5,563 (3,130)	5,563 (3,130)	5,563 (3,130)	5,563 (3,130)
②確保の内容	5,563	5,563	5,563	5,563	5,563
③差（②-①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

市内の本町子育て支援センター内に事務所を設置し、本事業を実施しています。

出生数は減少傾向ですが、核家族の増加、女性の就業率の上昇に伴う利用が見込まれます。需要に見合った協力会員の確保に努めます。

■ 質の向上

活動内容の周知とともに、協力会員の確保に努め、多様なニーズへの対応を図るほか、協力会員への講習等を通じて、相互援助活動の質の維持、向上に努めます。

⑧一時預かり事業

幼稚園型は、幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。

幼稚園型以外は、保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育園・認定こども園に入所していない乳幼児について、保育園や認定こども園において、一時的に預かり必要な保育を行う事業です。

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	52,721	48,187	45,039	41,739	40,756
②確保の内容	93,156	93,156	93,156	93,156	93,156
③差（②-①）	40,435	44,969	48,117	51,417	52,400

■ 確保方策

市内の公立・私立の幼稚園及び認定こども園において、事業を実施します。

■ 質の向上

事業者等の状況を把握しつつ、ニーズに対応した保育士等の確保とともに、人材育成のための研修等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

【保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）】

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,631	2,569	2,492	2,433	2,377
②確保の内容	11,340	11,340	11,340	11,340	11,340
③差（②-①）	8,709	8,771	8,848	8,907	8,963

■ 確保方策

令和6年度現在、公立は錦田保育園、私立は4園（保育園及び認定こども園）で事業を実施しており、令和7年度以降も既存の実施体制を受け入れを図ります。

■ 質の向上

事業者等の状況を把握しつつ、ニーズに対応した保育士等の確保とともに、人材育成のための研修等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

⑨時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、保育園や認定こども園で保育を実施しています。

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	483	454	432	410	401
②確保の内容	483	454	432	410	401
③差（②-①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

市内の公立・私立の保育園、認定こども園において、事業を実施します。

■ 質の向上

事業者等の状況を把握しつつ、ニーズに対応した保育士等の確保とともに、人材育成のための研修等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

⑩病児保育事業

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が難しいこどもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	就学前児童	1,373	1,292	1,228	1,166	1,139
	就学児童	198	192	184	178	168
	合計	1,571	1,484	1,412	1,344	1,307
②確保の内容		5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
③差（②-①）		3,469	3,556	3,628	3,696	3,733

■ 確保方策

令和6年度現在、医療機関2か所で病児保育を、保育園2園で病後児保育を実施しており、令和7年度以降も既存の実施体制で受け入れを図ります。

■ 質の向上

共働き家庭の増加や勤務形態の多様化（フレックスや在宅勤務等）を踏まえつつ、利用状況や意向の把握と必要に応じた提供体制の充実に努めます。

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを設置し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

単位：実利用者数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	385	386	379	382	334
	2年生	388	363	364	359	362
	3年生	291	328	305	308	303
	4年生	164	165	190	176	177
	5年生	65	67	61	75	73
	6年生	22	22	25	21	28
	合計	1,315	1,331	1,324	1,321	1,277
②確保の内容		1,519	1,519	1,529	1,569	1,569
③差（②-①）		204	188	205	248	292

■ 確保方策

令和6年度現在、小学校区単位等で公設公営の25クラブを設置しているほか、民間事業者が運営する放課後児童クラブが5クラブあります。

国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえつつ、学区ごとに十分なこどもの居場所の確保等、事業の充実に努めます。

■ 質の向上

こどもに適切な遊びの場、生活の場、学びの場を提供できるよう、施設の充実や人材確保・育成に努めます。また、障がい児等の放課後の居場所を確保するため、三島市発達支援センターや放課後等デイサービス等と連携を図りつつ、受け入れのための適切な配慮及び環境整備に努めます。

【小学校区別】

東小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	69	78	82	80	79
②確保の内容	70	70	80	80	80
③差（②-①）	1	-8	-2	0	1

西小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	92	87	88	88	84
②確保の内容	110	110	110	110	110
③差（②-①）	18	23	22	22	26

南小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	109	115	118	123	116
②確保の内容	120	120	120	160	160
③差（②-①）	11	5	2	37	44

北小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	117	111	105
②確保の内容	174	174	174	174	174
③差（②-①）	54	54	57	63	69

錦田小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	102	105	115	116	111
②確保の内容	115	115	115	115	115
③差（②-①）	13	10	0	-1	4

徳倉小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	109	108	100	103	94
②確保の内容	114	114	114	114	114
③差（②-①）	5	6	14	11	20

佐野小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	19	22	20	22
②確保の内容	37	37	37	37	37
③差（②-①）	13	18	15	17	15

中郷小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	75	82	83	91	85
②確保の内容	96	96	96	96	96
③差（②-①）	21	14	13	5	11

沢地小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	57	60	61	63	57
②確保の内容	70	70	70	70	70
③差（②-①）	13	10	9	7	13

向山小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	117	121	124	118	111
②確保の内容	145	145	145	145	145
③差（②-①）	28	24	21	27	34

北上小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	70	67	60	63	64
②確保の内容	80	80	80	80	80
③差（②-①）	10	13	20	17	16

山田小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	81	70	70	75
②確保の内容	80	80	80	80	80
③差（②-①）	-10	-1	10	10	5

長伏小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	69	72	65	57	54
②確保の内容	80	80	80	80	80
③差（②-①）	11	8	15	23	26

坂小ブロック

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	52	56	59	58	60
②確保の内容	65	65	65	65	65
③差（②-①）	13	9	6	7	5

その他の確保の内容（民間事業者実施）

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	160	160	160	160	160
②確保の内容	163	163	163	163	163
③差（②-①）	3	3	3	3	3

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業※

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も対象者に必要な給付を実施します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業※

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

必要に応じて、新規参入施設等への巡回支援等を実施します。

⑭妊婦等包括相談支援事業

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間妊娠届出数（人）	477	464	454	443	433
	一人あたり面談回数（回）	3	3	3	3	3
	年間面談実施合計回数（回）	1,431	1,392	1,362	1,329	1,299
②確保の内容		1,431	1,392	1,362	1,329	1,299
③差（②-①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

地区担当保健師等が、妊娠届出時の妊婦相談、妊娠8か月前後でのアンケート及び希望者への面談、乳児家庭全戸訪問を実施し、1人ひとりに寄り添った継続的な相談体制を確保します。

■ 質の向上

こども家庭センターにおける多職種協働の中で、合同会議における支援方法の検討等を通してスキルアップを図り、妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援に努めます。

⑮産後ケア事業

出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	宿泊型	55	53	52	51	50
	通所型	43	42	41	40	39
	訪問型	98	95	93	91	89
	合計	196	190	186	182	178
②確保の内容		196	190	186	182	178
③差（②-①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

産科医療機関等に委託し、事業を実施します。

■ 質の向上

委託施設の拡大とともに、申請や利用手続きの簡素化を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。

⑯【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳	19	18	18	17	17
	1歳	9	9	9	8	8
	2歳	9	9	8	8	8
	合計	37	36	35	33	33
②確保の内容	0歳	3	18	18	18	18
	1歳	2	9	9	9	9
	2歳	1	9	9	9	9
	合計	6	36	36	36	36
③差（②－①）		▲31	0	1	3	3

■ 確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて、必要な定員どおりの受け入れを行えるよう、実施園の確保等、実施体制の確保を進めます。

■ 質の向上

新規事業であるため、他市の試行的事業の状況や保護者のニーズ、市内施設の受け入れ体制等を総合的に勘案しつつ、実施方法や利用方法等を検討するほか、事業の開始後は必要な指導監査等を行い、サービスの質の維持・向上に努めます。

⑯【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

家事や育児等に不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、その不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児支援等を行うことにより、養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	314	309	404	399	395
②確保の内容	314	309	404	399	395
③差（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

家事や育児支援等を適切に行うことができる事業者等に委託して、本事業を実施します。

■ 質の向上

事業者等に対し、必要な知識・技術等を習得するための研修を実施し、訪問支援員の質の向上を図ります。

⑰【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供することにより、児童の安定した生活を支援する事業です。

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保の内容	0	15	15	15	15
③差（②－①）	▲15	0	0	0	0

■ 確保方策

既存の地域資源を把握した上で、居場所となる場において、生活習慣の形成や学習支援、食事の提供などの包括的な支援を提供することができる事業者等に委託して、本事業を実施します。

■ 質の向上

学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携を図り、当該機関が把握していることが本事業の利用につながりやすいよう周知に努めます。

⑯【新規事業】親子関係形成支援事業

児童との関わり方に悩んでいる保護者に、グループワーク等を通じて助言等を行うほか、保護者同士が情報交換できる場を設けるなど、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	0	5	10	10	10
③差（②－①）	▲10	▲5	0	0	0

■ 確保方策

本事業を適切に実施するための人材確保や必要な体制について検討し、令和8年度からの事業実施を目指します。

■ 質の向上

事業実施者は、親子の関係形成を支援するために必要な研修の受講に努め、プログラムの質の向上を図ります。

4 教育・保育の一体的提供等

(1) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、本市においても幼稚園及び保育園の認定こども園への移行が進んでいます。

今後も、各園において安定した運営が行えるよう必要な支援を行い、教育・保育の質の確保と向上を促すとともに、認定こども園、幼稚園、保育園と地域型保育事業の円滑な連携・接続のほか、小学校との接続時の円滑な連携が図られるよう、関係強化につながる取り組みを推進します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市は、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法を検討し、実施していきます。

また、施設の確認や公示、指導監査等にあたっては、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等について、今後も県に協力を要請しながら適正な制度運営が図られるよう努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたっては、教育・保育機関、関係団体の代表、市民の代表等で構成する「三島市子ども・子育て会議」と計画の進捗状況に関する情報を共有し、施策・事業の円滑な実施に向けた提言をいただきながら、府内各課の連携により着実に計画を推進します。

また、地域の状況や課題に応じ、こどもに関する取り組みを進めていくために、行政による取り組みに加え、「市民・事業所・行政」の協働のもと、それぞれの特長を活かしながら、子育ち、親育ちを実現していく必要があります。

本市では、子育てサークル、ボランティア団体をはじめとする様々な関係団体、関係機関及び事業所等の理解・協力を得ながら子育て支援に取り組んでおり、今後もさらなる連携・協働体制の強化を図ります。

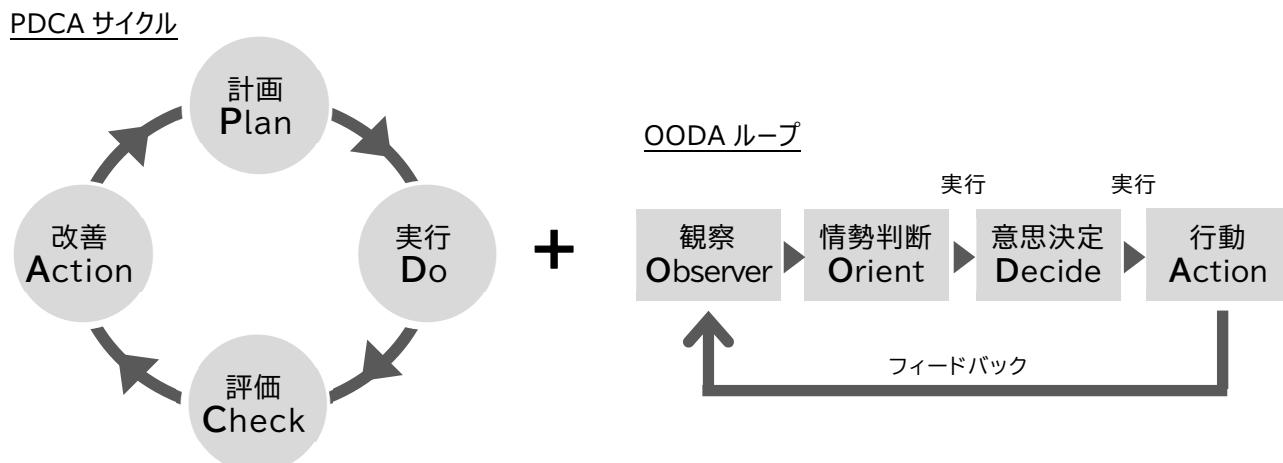
さらに、市民に対しては広報やホームページなどにより、計画の進捗状況や評価、改善の内容等を公開し、子育て支援に関する広報啓発に努めます。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進のためには、「課題」、「目標」、「施策」に一連のつながりをもたせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うために、計画を立案し(Plan)、実施する(Do)ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を構築します。

さらに、観察(Observer)、情勢判断(Orient)、意思決定(Decide)、行動(Action)の循環により、社会情勢の変化や多様化する市民のニーズを常に把握し、迅速に対応していくウーダ(OODA)ループを組み合わせ、本計画の推進を図ります。

▼PDCA サイクルと OODA ループ



3 本計画と子ども大綱の関係

第3期三島市子ども・子育て支援事業計画 施策方向	子ども大綱 子ども施策に関する重要事項
3-2 地域の遊び場・交流の場の充実	1 ライフステージを通した重要事項 (1)子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 子どもまんなかまちづくり 子ども・若者が活躍できる機会づくり 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
3-1 子育て支援の推進	(3)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (4)子どもの貧困対策
2-7 外国につながるこどもへの支援	(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援 (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
1-1 母子保健対策と医療体制の充実 2-3 生活に困難を抱えるこどもとその家族への支援 2-1 こどもの発達支援施策の充実 2-2 障がいのあるこどもに対する施策の推進 2-4 児童虐待防止対策の推進 2-5 社会的養育が必要なこどもへの支援 2-6 ヤングケアラーへの支援	(7)子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 子ども・若者の自殺対策 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備 非行防止と自立支援
3-3 こどもの安全を確保する環境の整備	2 ライフステージ別の重要事項 (1)子どもの誕生前から幼児期まで
1-1 母子保健対策と医療体制の充実【再掲】 1-2 幼児期の質の高い教育・保育の充実 2-1 こどもの発達支援施策の充実【再掲】 2-2 障がいのあるこどもに対する施策の推進【再掲】	(2)学童期・思春期 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 居場所づくり 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 いじめ防止 不登校のこどもへの支援 校則の見直し 高校中退の予防、高校中退後の支援
1-3 こどもの居場所づくりの推進 1-1 母子保健対策と医療体制の充実【再掲】	(3)青年期
1-6 経済的な支援の充実 1-4 子育てに関する情報提供・相談体制の充実 3-1 子育て支援の推進【再掲】	3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2)地域子育て支援、家庭教育支援
1-5 仕事と子育ての両立支援 1-7 ひとり親家庭の自立支援の推進	(3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (4)ひとり親家庭への支援

資料

1 計画策定組織

(1) 三島市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 20 日
条例第 19 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、三島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第17号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 三島市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所 屬 等	備 考
1	山本 瞳	常葉大学保育学部 教授	会長
2	岩清水 伴美	順天堂大学保健看護学部 客員教授	
3	瀬川 早紀	私立幼稚園認定こども園協会父母会	
4	酒井 真絵	公立幼稚園P T A連絡協議会	
5	芹沢 令子	民間保育園保護者会	
6	生川 のぞみ	公立保育園父母の会連合会	
7	山田 将隆	事業主代表 三島信用金庫	
8	加藤 保	労働者代表 連合静岡沼駿三田地域協議会	
9	越膳 良子	主任児童委員	
10	森島 チ工子	私立幼稚園認定こども園協会	
11	紅林 里美	公立幼稚園長会	
12	杉村 太陽	民間保育園長会	副会長
13	中野 由紀子	公立保育園長会	
14	小早川 宏子	特定地域型保育施設及び認可外保育施設	
15	長谷川 和恵	三島市小中学校校長会	
16	小田部 崇子	三島市放課後児童クラブ支援員	
17	平賀 治代	子育て事業関係者	
18	山谷 宣子	公募市民	
19	森 万紗子	公募市民	

(順不同・敬称略)

2 計画の策定経過

期 日	内 容	備 考
令和5年 8月 28日	令和5年度 第1回 三島市子どもの貧困対策推進計画府内検討会議	○子どもの生活実態調査の内容確認について
令和5年 10月 17日	令和5年度 第1回 三島市子ども・子育て会議	○子どもの生活実態調査について
令和5年 11月～12月	子どもの生活実態調査	○調査対象 小学校5年生及び中学校2年生の保護者 小学校5年生及び中学校2年生（本人）
令和6年 1月 26日	令和5年度 第2回 三島市子どもの貧困対策推進計画府内検討会議	○子どもの生活実態調査の調査結果（速報値）の報告 ○子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について
令和6年 3月 25日	令和5年度 第2回 三島市子ども・子育て会議	○子どもの生活実態調査の結果報告について ○子ども・子育てに関するアンケート調査について
令和6年 6月	子ども・子育てに関するアンケート調査	○調査対象 就学前児童の保護者 小学生の保護者
令和6年 9月 30日	令和6年度 第1回 三島市子ども・子育て支援事業計画府内検討会議	○第3期三島市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年 10月 8日	令和6年度 第1回 三島市子ども・子育て会議	○第2期三島市子ども・子育て支援事業計画における各事業の実績報告について ○第3期三島市子ども・子育て支援事業計画策定の基本方針について ○第3期三島市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年 12月 19日	令和6年度 第2回 三島市子ども・子育て会議	○第3期三島市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和7年 1月～2月	パブリック・コメントの実施	令和7年1月10日～2月10日
令和7年 1月 24日	令和6年度 第2回 三島市子ども・子育て支援事業計画府内検討会議（書面開催）	○第3期三島市子ども・子育て支援事業計画について
令和7年 2月 12日	令和6年度 第1回 三島市子どもの貧困対策推進計画府内検討会議	○子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について ○第3期三島市子ども・子育て支援事業計画について

第3期三島市子ども・子育て支援事業計画

発行日 :令和 7 年 3 月

発 行 :三島市

編 集 :三島市 こども・健幸まちづくり部 こども未来課

〒411-8666 静岡県三島市北田町 4 番 47 号

TEL 055-983-2712

FAX 055-983-2709

ホームページ <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/>



三島市

Mishima City